

事業報告書

(平成27事業年度)

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

一般社団法人 国立大学協会

平成 27 年度事業報告書

平成 27 年度における本協会の事業概要を次のとおり報告する。

1 諸会議の開催状況

(1) 総会

平成27年 6月15日	平成27年度第1回通常総会
平成27年 7月23日- 8月 6日	書面審議
平成27年11月 2日	平成27年度第2回通常総会
平成28年 1月22日	平成27年度臨時
平成28年 3月16日	平成27年度第3回通常総会

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

理事会

平成27年 4月 1日	書面審議
平成27年 4月23日	平成27年度第1回
平成27年 5月14日	平成27年度第2回
平成27年 6月15日	平成27年度臨時
平成27年 7月22日	平成27年度第3回
平成27年 9月 1日- 9月 7日	書面審議
平成27年10月21日	平成27年度第4回
平成27年11月18日	平成27年度臨時
平成27年12月22日-平成28年 1月 7日	書面審議
平成28年 2月12日	平成27年度第5回
平成28年 2月26日- 3月 4日	書面審議

常任理事会

理事会、総会の審議事項及び諸課題への対応等について、随時打合せを実施

政策会議

平成27年 4月23日	平成27年度第1回
平成27年 5月14日	平成27年度第2回
平成27年 7月22日	平成27年度第3回
平成27年10月21日	平成27年度第4回
平成27年11月18日	平成27年度第5回
平成28年 2月12日	平成27年度第6回

(3) 各委員会等（専門委員会、小委員会、ワーキンググループ等を含む。）

入試委員会

平成27年 4月30日	平成27年度第1回
平成27年 7月 7日- 7月13日	書面審議
平成27年 8月 3日	平成27年度第2回

平成27年 8月19日- 8月26日 書面審議
 平成27年 9月11日 高大接続システム改革に関する検討ワーキンググループ
 平成27年10月 1日-10月 9日 書面審議
 平成27年12月11日 平成27年度第3回
 平成28年 1月14日 国立大学の入学者選抜に関する検討ワーキンググループ
 平成28年 1月 6日- 1月15日 書面審議
 平成28年 2月 8日 国立大学の入学者選抜に関する検討ワーキンググループ
 平成28年 2月22日 国立大学の入学者選抜に関する検討ワーキンググループ
 平成28年 3月 3日 国立大学の入学者選抜に関する検討ワーキンググループ
 平成28年 3月10日 平成27年度第4回

教育・研究委員会

平成27年 5月 8日 男女共同参画小委員会専門委員会
 平成27年 7月13日- 7月16日 書面審議
 平成27年 7月13日- 7月16日 書面審議
 平成27年 7月23日- 7月27日 書面審議
 平成27年 8月 3日- 8月 5日 書面審議
 平成27年 8月25日 障害者差別解消法の実施に関するワーキンググループ
 平成27年 8月27日 男女共同参画小委員会
 平成27年 9月 7日- 9月11日 書面審議
 平成27年 9月28日 障害者差別解消法の実施に関するワーキンググループ
 平成27年10月 6日-10月 9日 書面審議
 平成27年10月16日 障害者差別解消法の実施に関するワーキンググループ
 平成27年10月21日-10月26日 障害者差別解消法の実施に関するワーキンググループ書面審議
 平成27年11月 9日 平成27年度第1回
 平成27年11月13日 男女共同参画小委員会専門委員会
 平成27年12月25日 男女共同参画小委員会
 平成28年 1月18日 平成27年度第2回

大学評価委員会

平成27年 7月13日- 7月15日 書面審議
 平成27年11月19日 平成27年度第1回
 平成28年 2月24日 平成27年度第2回

国際交流委員会

平成27年 6月 4日- 6月10日 書面審議
 平成27年 7月15日- 7月17日 書面審議
 平成27年10月20日 懇談会
 平成27年10月28日-10月30日 書面審議
 平成28年 1月29日 平成27年度第1回
 平成28年 3月 8日- 3月11日 書面審議

経営委員会

平成27年 6月 1日- 6月 8日 人事労務小委員会書面審議
平成27年 6月 1日- 6月 8日 病院経営小委員会書面審議
平成27年 7月10日- 7月13日 書面審議
平成27年 8月 3日- 8月 5日 書面審議
平成27年10月23日-10月29日 書面審議
平成27年12月 8日-12月10日 書面審議
平成28年 1月26日 平成27年度第1回
平成28年 2月 4日 財務施設小委員会
平成28年 2月 4日 病院経営小委員会
平成28年 2月 8日 人事労務小委員会
平成28年 3月10日- 3月11日 書面審議
平成28年 3月10日- 3月14日 書面審議

広報委員会

平成27年 5月18日 広報企画小委員会
平成27年 7月21日- 7月22日 書面審議
平成27年 8月19日 平成27年度第1回及び広報企画小委員会
平成27年12月11日 平成27年度第2回及び広報企画小委員会
平成28年 2月 1日 平成27年度第3回及び広報企画小委員会

事業実施委員会

平成27年 4月22日 平成27年度第1回
平成27年 7月13日- 7月16日 書面審議
平成27年12月 1日-12月 8日 書面審議
平成27年12月10日 研修企画小委員会
平成27年12月25日-平成28年 1月 7日 書面審議
平成28年 1月15日 平成27年度第2回
平成28年 3月 1日 研修企画小委員会

国立大学法人総合損害保険運営委員会

平成27年 8月 4日 平成27年度第1回
平成27年10月 1日-10月 9日 書面審議

適格性審査会

平成27年 5月27日- 5月28日 書面審議
平成27年 6月 4日
平成27年 7月13日- 7月14日 書面審議
平成27年 7月14日
平成27年 7月15日
平成27年 9月 2日- 9月 4日 書面審議
平成27年10月27日-10月28日 書面審議
平成27年12月 2日-12月 4日 書面審議
平成27年12月 9日-12月11日 書面審議

平成27年12月17日-12月18日 書面審議
平成27年12月24日
平成28年 1月 8日- 1月12日 書面審議
平成28年 1月14日
平成28年 2月12日 書面審議
平成28年 2月15日
平成28年 2月16日
平成28年 2月25日- 2月26日 書面審議

調査企画会議

平成27年 5月22日 平成27年度第1回
平成28年 1月25日 平成27年度第2回

国立大学に関する有識者懇談会

平成27年11月18日

国立大学の将来ビジョンに関するワーキンググループ

平成27年 4月16日 第9回
平成27年 4月21日 第10回
平成27年 4月24日 第11回
平成27年 5月11日 第12回
平成27年 6月16日 グループ別討議
平成27年 7月 7日 第13回
平成27年 7月13日 第14回
平成27年 7月21日 第15回

会費・予算等の在り方に関するワーキンググループ

平成27年 9月15日 第1回
平成27年10月21日 第2回
平成27年11月26日 第3回
平成27年12月 8日 第4回

会長選考等の在り方に関するワーキンググループ

平成27年12月15日 第1回
平成28年 2月12日 第2回

(4) その他の会議等

平成27年11月 2日 文部科学省との意見交換会
平成28年 1月22日 内閣府及び文部科学省との意見交換会
平成28年 3月16日 文部科学省との意見交換会

2 役員等の人事

(1) 理事、監事及び会長補佐の異動状況

〔別紙1のとおり〕

(2) 委員会委員の異動状況

〔別紙2のとおり〕

(3) 各国立大学法人からの出向職員を中心とする事務局体制

〔別紙3のとおり〕

3 事業の執行状況

(1) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

平成27年 4月 8日	第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）【会長コメント】〔別添1〕
平成27年 6月11日	国立大学振興議員連盟総会（第1回）
平成27年 6月15日	「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）」の公表について〔別添2〕
平成27年 7月 2日	国立大学振興議員連盟総会（第2回）
平成27年 8月 5日	国立大学振興議員連盟総会（第3回）
平成27年 8月 6日	下村博文文部科学大臣へ予算・税制改正の要望書を提出〔別添3、4〕
平成27年 8月18日	赤池誠章文部科学大臣政務官 他71名へ予算・税制改正の要望書を提出〔同上〕
平成27年 8月21日	丹羽秀樹文部科学副大臣 他141名へ予算・税制改正の要望書を提出〔同上〕
平成27年 9月14日	「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」の公表について〔別添5〕
平成27年 9月17日	国立大学振興議員連盟総会（第4回）
平成27年10月21日	馳浩文部科学大臣、堂故茂文部科学大臣政務官へ予算・税制改正の要望書を提出
平成27年10月27日	財政制度等審議会における財務省提案に関する声明〔別添6〕
平成27年10月30日	公明党税制改正要望に関するヒアリング
平成27年11月 2日	決議「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学！！」〔別添7〕
平成27年11月12日	民主党文部科学部門会議（税制改正要望等ヒアリング）
平成27年11月16日	山田全国知事会長（京都府知事）との懇談
平成27年11月18日	馳浩文部科学大臣及び麻生太郎財務大臣へ「国家予算における国公私立大学の基盤的経費拡充に関する要望書」を提出〔別添8〕
平成27年11月20日	国立大学振興議員連盟ワーキンググループ（第1回）
平成27年12月 1日	日本共産党文部科学部会（国立大学運営費交付金問題など来年度予算についての懇談）、自由民主党文部科学部会（国立大学法人運営費交付金に係るヒアリング）
平成27年12月 3日	森屋宏総務大臣政務官に対して、国公私立大学連名による「国家予算における国公私立大学の基盤的経費拡充に関する要望

	書」を提出
平成27年12月 7日	国立大学振興議員連盟総会（第5回）
平成27年12月 7日	坂井学財務副大臣及び福田淳一主計局長へ国立大学振興議員連盟「国立大学法人運営費交付金の拡充に関する決議」を提出〔別添9〕
平成27年12月21日	高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて〔別添10〕
平成27年12月24日	平成28年度国立大学運営費交付金予算について【会長コメント】の公表及び政務三役に対して表敬訪問を実施〔別添11〕

(2) 各会員への通知等

- ・「国立大学の入学者選抜についての平成29年度実施要領」及び「同実施細目」等について（通知）
（平成27年 6月23日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・「平成28年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」について（通知）
（平成27年 6月23日付け 国立大学長宛 入試委員会委員長）
- ・国立大学協会が主催する会議等のペーパーレス化について（通知）
（平成27年 8月26日付け 会員代表者宛 事務局長）
- ・平成27年人事院勧告に伴う参考給与表等の提供について（通知）
（平成27年 8月26日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長、人事労務小委員会委員長）
- ・高年齢者（58歳以上）異動幹部職員名簿（全国版）の提供について
（平成27年10月 6日付け ブロック幹事大学人事担当課長宛 事務局長）
- ・「平成28年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について（通知）
（平成27年10月16日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・平成27年人事院勧告に伴う各法人の対応状況等に関する調査の結果について（報告）
（平成27年12月11日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長、人事労務小委員会委員長）
- ・平成28年度国立大学法人総合損害保険の基本方針について（通知）
（平成27年12月18日付け 国立大学長、大学共同利用機関長宛 事業実施委員会委員長）
- ・「運営費交付金配分額に関する調査」結果の送付について
（平成28年 3月15日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長）

(3) 広報活動

- ・一般社団法人国立大学協会概要2015（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会概要2015（9月発行版）（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿’15の刊行
- ・広報誌（国立大学）の刊行
（第37号～第40号、別冊第13号）
- ・ホームページの改善、掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）
- ・職員採用試験に関する広報

(4) 研修事業の実施

研 修 名		実 施 日	対 象 者	人 数
国立大学法人新任学長セミナー		H27. 6. 16	新任の学長、機構長	20
国立大学法人トップセミナー		H27. 8. 20-21	学長、機構長	67
大学マネジ メントセミナー	【第三期中期目標期間に向けた 国立大学法人の財務戦略】	H27. 9. 15	役員（学長を含む）、副 学長、部局長、事務代表 者等	209
	【地方創生と大学】	H27. 10. 9		132
	【大学におけるリーダーシップ論】	H27. 11. 27		124
国立大学法人等理事研修会		H27. 6. 5	理事	126
新規理事・事務局長就任予定者研修会		H28. 3. 3- 4	新規理事・事務局長 就任予定者	21
国立大学法人等部課長級研修		H27. 7. 30-31	部長級・課長級職員	127
国立大学法人等若手職員勉強会		H27. 12. 14-15	若手事務職員	110
国立大学法人総合損害保険研修会		H27. 7. 14	保険実務担当者	147

事 業 等 名		実 施 日	人 数
第14回大学改革シンポジウム 「女性の活躍促進」		H27. 10. 23	147
大 学 改 革 シ ン ポ ジ ウ ム	北海道大学 サステナブルキャンパス国際シンポジウム2015	H27. 12. 3	131
	秋田大学ほか 地域交流朝市を通じた地域活性化の現在（いま）と未来を探る ～秋田の伝統文化から生まれた商品を中心として～	H27. 10. 10	314
	福島大学ほか 福島大学研究・地域連携成果報告会 ー地域の願い それが大学の研究となるー	H27. 12. 12	211
	宇都宮大学ほか 宇都宮大学のチャレンジ～地域と大学の支え合い～	H27. 12. 12	165
	静岡大学 「静岡大学アジアブリッジプログラムと企業が求める人材像について考える」	H27. 11. 30	109
	大阪教育大学 国際シンポジウム「CLIL授業創りと教師の授業力 - フィンランド (EU)の実践例から - 」	H27. 10. 25	91
	島根大学 「大学入試改革」どう変えるのか ー主体的な学びを実現し、広く社会に貢献できる人材を育てるため にー	H27. 11. 6	179
	岡山大学ほか 若者と政治シンポジウム～18歳からの選挙参加で明日の日本を創 る～	H27. 10. 21	402
	徳島大学 徳島大学生物資源産業学部キックオフシンポジウム 「徳島からイノベーションを起こし日本を元気に」	H27. 10. 10	329

	愛媛大学ほか 愛媛大学改革シンポジウム「国際化する大学。国際化する仕事。」	H27. 10. 26 H27. 11. 19	631
	福岡教育大学 新たな学習指導要領、学校教育を担う教員の育成に向けたシンポジウム	H27. 8. 28	144
	九州大学ほか 産学官連携・事例研究～地方創生プロジェクトを成功に導く条件とは～	H27. 10. 7	360
	熊本大学ほか ～くまもと地方産業創生センター設置～キックオフシンポジウム 「“オール熊本”で取り組む熊本産業創出と雇用創出のための教育プログラム（COC+）」	H27. 11. 4	249
	宮崎大学 第5回国際シンポジウム 国境なき家畜伝染病防疫対策の取り組み 迫り来る感染症への備え -人獣共通感染症に焦点を当て-	H27. 11. 13	156
	鹿児島大学 安心して離島で子どもを産み育てるために	H27. 11. 21	110
防災・ 日本再生 シンポジウム	東北大学ほか サイエンス・防災安全ディ	H27. 12. 19ほか	133
	筑波大学ほか 茨城県震災復興シンポジウム	H28. 1. 14	250
	福井大学 日本一の原子力立地 福井県における防災危機管理Ⅳ 「東日本大震災、福島第一原子力発電所事故から4年、その後の原子力防災」	H27. 11. 14	87
	神戸大学ほか 震災復興支援・災害科学研究推進室第4回シンポジウム 「人間を中心としたより良い復興に向けて」 ～文理融合による神戸大学からのアプローチ～	H27. 10. 9	150
	奈良女子大学ほか 奈良県南部における復興を契機とした新たな村づくりへの展開	H27. 10. 17-18	85
	和歌山大学 これから必要になる命と地域を守る防災リーダーの養成	H27. 11. 28	54
	香川大学ほか 危機管理シンポジウム-防災リーダーを育てる地域連携の在り方-	H27. 12. 16	200
	高知大学ほか 第44回高知大学アカデミアセミナー 南海地震に備えるシンポジウムⅤ 「地域創生と防災を考える」	H27. 12. 5	120
国立大学フェスタ 2015	実施期間：平成27年10月1日～11月30日（主たる期間） イベント実施件数：607件		
日豪大学職員短期交流事業	実施期間：平成27年11月24日～12月4日 実施対象者：13大学13名の国立大学事務職員及び2名の国立大学協会職員の計15名		

(5) 国立大学法人総合損害保険の運営

(平成27年度加入状況)

メニュー1（財産保険）（総合賠償責任保険）（労働災害総合保険）（費用利益保険）	90機関
メニュー2（診療所賠償責任保険）	85機関
メニュー3（傷害保険（役員））	90機関
メニュー4（ヨット・モーターボート総合保険）	57機関

4 支部活動の状況

(1) 支部会議の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成27年 4月20日 平成27年 9月18日 平成28年 2月23日	
東北地区	平成27年 5月11日 平成27年10月19日 平成28年 3月 1日	
東京地区	平成27年 4月28日 平成27年10月 9日	
関東・甲信越地区	平成27年 5月 8日 平成27年10月14日 平成28年 2月 9日	
東海・北陸地区	平成27年 5月 1日 平成27年10月 2日 平成28年 1月28日	
近畿地区	平成27年 4月27日 平成27年10月 7日 平成28年 2月 3日	
中国・四国地区	平成27年 4月27日 平成27年10月15日 平成28年 3月 2日	
九州地区	平成27年 4月27日 平成27年 9月 3日 平成28年 2月 3日	

(2) 広報担当者連絡会の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成27年10月29日	
東北地区	平成27年10月 9日	
東京地区	平成27年 9月18日	関東・甲信越地区と 合同開催
関東・甲信越地区	平成27年 9月18日	東京地区と合同開催
東海・北陸地区	平成27年 9月 2日	
近畿地区	平成27年10月16日	
中国・四国地区	平成27年 9月29日	
九州地区	平成27年 9月11日	

(3) その他の事業

各支部会議が主催する研修事業、情報交換会等が実施された。

5 その他の活動

(1) 関係団体等の諸会合への参加

ア 就職関係

平成27年 7月 1日	第1回就職問題懇談会
平成27年10月 2日	就職採用情報交換連絡会議
平成27年11月 4日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ（第1回）
平成27年11月13日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ（第2回）
平成27年11月18日	就職採用に関する情報交換会
平成27年11月20日	第2回就職問題懇談会
平成27年11月25日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ（第3回）
平成27年12月 8日	第3回就職問題懇談会
平成28年 2月26日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ（第4回）
平成28年 3月18日	第4回就職問題懇談会

イ JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

平成27年11月17日 第17回

ウ UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

平成27年4月21日-4月22日	国際理事会
平成27年 5月19日	日本国内委員会ワーキンググループ
平成27年 6月 3日	日本国内委員会
平成27年 7月 2日	日本国内委員会ワーキンググループ

平成27年9月 9日-9月11日	国際理事会
平成27年11月17日	日本国内委員会
平成28年 2月 2日	日本国内委員会
平成28年 2月 2日	国際事務局運営委員会

エ その他

平成27年 5月14日	日仏間の高等教育に関するワークショップ
平成27年 5月15日	日仏間協定のフォローアップ準備会合
平成27年 6月22日	台湾の大学団体との協議
平成27年 6月26日	ドイツ大学学長会議との協定調印式
平成27年 8月 3日	公益社団法人経済同友会教育改革委員会
平成27年 8月 6日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成27年 9月 3日	Universities Australiaとの協定調印式
平成27年 9月17日	防災推進国民会議
平成27年 9月25日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成27年 9月28日- 9月29日	日越学長会議
平成27年10月 3日	日本・スウェーデン学長会議
平成27年10月22日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成27年11月 5日-11月 6日	日インドネシア大学長会議
平成27年11月17日	国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会
平成27年12月18日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成28年 1月 7日	新春緊急学術フォーラム「少子化・国際化の中の大学改革」
平成28年 1月28日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成28年 2月 3日	教育の情報化の推進に関する当事者間協議
平成28年 2月25日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議

(2) 報告書等の刊行等

- ・一般社団法人国立大学協会概要2015（和文、英文）
- ・一般社団法人国立大学協会概要2015（9月発行版）（和文、英文）
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿' 15
- ・広報誌「国立大学」第37号～第40号、別冊第13号
- ・報告書「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究」
- ・報告書「年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究」
- ・一般社団法人国立大学協会ANNUAL REPORT（平成26年度）
- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第12回追跡調査報告書

(3) 要望書等の受理

平成27年 4月27日	国立大学法人等監事協議会
	・国立大学法人等監事協議会会費の増額について（要望）
平成27年 5月25日	神奈川県県民局長、他
	・「公正な入学者選抜」の実施について（依頼）
平成27年 6月10日	全国大学高専教職員組合中央執行委員長
	・要望書「国旗・国家の取り扱いに関する「要望」に抗議し、学内

の民主的議論にもとづく行動を取ることを求めます」

- 平成27年 7月21日 公益社団法人産業教育振興中央会、他
・産業教育の振興に関する要望書(専門高校の充実に関する要望書)
- 平成27年 7月21日 公益社団法人産業教育振興中央会、他
・専門高校生徒の進学機会の拡大等に関する要望書
- 平成27年10月 1日 全国高等学校長協会家庭部会、同 進路調査研究委員会
・家庭に関する学科等卒業者の進学機会の拡大等についての要望書
- 平成27年11月 5日 公益財団法人産業教育振興中央会、全国産業教育振興会連絡協議会
・第57回全国産業教育振興大会(三重大会)における大会決議について
- 平成27年12月 4日 高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会
・大学生の就職保障に向けての要請書
- 平成28年 2月26日 国立大学法人夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議
・夜間教育の充実に向けた財政的支援について

(4) 外国からの訪問者(団体)対応

- 平成27年 6月 4日 南アフリカ大使館来訪

6 監事の監査、会計事務所の確認状況

業務監査

監事の、立石博高東京外国語大学長(監事任期は平成27年6月15日まで)、長友恒人奈良教育大学長(監事任期は平成27年6月15日まで)、中井勝己福島大学長(監事任期は平成27年6月15日から)、徳久剛史千葉大学長(監事任期は平成27年6月15日から)が、平成27事業年度に開催された各理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。

また、中井勝己福島大学長、徳久剛史千葉大学長が、平成28年5月17日に平成27事業年度における事業報告書(案)に基づき、業務監査を実施した。

会計監査

出塚会計事務所による定期的な会計書類の確認等とともに、平成28年4月22日に平成27事業年度における会計書類の確認が行われた。

これに基づき、平成28年5月17日に平成27事業年度における会計監査を実施した。

7 登記・届出事項

- ・東京法務局 変更登記(代表理事、理事、監事の変更)
(登記年月日:平成27年 4月 1日)
- ・東京法務局 変更登記(理事の変更)
(登記年月日:平成27年 5月 1日)
- ・東京法務局 変更登記(代表理事、理事、監事の変更)
(登記年月日:平成27年 6月15日)
- ・東京法務局 変更登記(理事の変更)
(登記年月日:平成27年 8月26日)
- ・東京法務局 変更登記(理事の辞任)
(登記年月日:平成28年 3月 1日)

一般社団法人 国立大学協会

理事、監事及び会長補佐の異動状況（平成 27 年度）

役 職	氏 名 (所 属 等)	異動年月日	異動事由
理事（副会長）	平 野 俊 夫（大阪大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理事（副会長）	大 西 隆（豊橋技術科学大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理 事	空 閑 良 壽（室蘭工業大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理 事	五 神 真（東京大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理 事	室 伏 きみ子（お茶の水女子大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理 事	松 尾 清 一（名古屋大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理 事	後 藤 ひとみ（愛知教育大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理 事	武 田 廣（神戸大学長）	平成 27. 4. 1	就任
監 事	立 石 博 高（東京外国語大学長）	平成 27. 4. 1	就任
理事（専務理事）	一 井 眞比古（香川大学名誉教授）	平成 27. 4. 30	退任
理事（専務理事）	山 本 健 慈（和歌山大学顧問・名誉教授）	平成 27. 5. 1	就任
理事（副会長）	片 峰 茂（長崎大学長）	平成 27. 6. 15	退任（副会長）
理事（副会長）	平 野 俊 夫（大阪大学長）	平成 27. 6. 15	退任（副会長）
理 事	空 閑 良 壽（室蘭工業大学長）	平成 27. 6. 15	退任
理 事	中 井 勝 己（福島大学長）	平成 27. 6. 15	退任
理 事	室 伏 きみ子（お茶の水女子大学長）	平成 27. 6. 15	退任

役 職	氏 名 (所 属 等)	異動年月日	異動事由
理 事	徳 久 剛 史 (千葉大学長)	平成 27. 6. 15	退任
理 事	遠 藤 俊 郎 (富山大学長)	平成 27. 6. 15	退任
理 事	武 田 廣 (神戸大学長)	平成 27. 6. 15	退任
理 事	豊 島 良 太 (鳥取大学長)	平成 27. 6. 15	退任
理 事	脇 口 宏 (高知大学長)	平成 27. 6. 15	退任
監 事	立 石 博 高 (東京外国語大学長)	平成 27. 6. 15	退任
監 事	長 友 恒 人 (奈良教育大学長)	平成 27. 6. 15	退任
理事 (副会長)	山 極 壽 一 (京都大学長)	平成 27. 6. 15	就任 (副会長)
理事 (副会長)	高 橋 姿 (新潟大学長)	平成 27. 6. 15	就任 (副会長)
理 事	和 田 健 夫 (小樽商科大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	澤 田 賢 一 (秋田大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	蓼 沼 宏 一 (一橋大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	山 口 宏 樹 (埼玉大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	山 崎 光 悦 (金沢大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	古 山 正 雄 (京都工芸繊維大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	越 智 光 夫 (広島大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	田 中 雄 三 (鳴門教育大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	前 田 芳 實 (鹿児島大学長)	平成 27. 6. 15	就任

役 職	氏 名 (所 属 等)	異動年月日	異動事由
監 事	中 井 勝 己 (福島大学長)	平成 27. 6. 15	就任
監 事	徳 久 剛 史 (千葉大学長)	平成 27. 6. 15	就任
会長補佐	出 口 利 定 (東京学芸大学長)	平成 27. 6. 15	就任
会長補佐	眞 弓 光 文 (福井大学長)	平成 27. 6. 15	就任
理 事	平 野 俊 夫 (大阪大学長)	平成 27. 8. 25	退任
理 事	西 尾 章 治 郎 (大阪大学長)	平成 27. 8. 26	就任
理 事	澤 田 賢 一 (秋田大学長)	平成 28. 3. 1	辞任
理 事	田 中 雄 三 (鳴門教育大学長)	平成 28. 3. 31	退任
会長補佐	宮 田 亮 平 (東京藝術大学長)	平成 28. 3. 31	退任

一般社団法人 国立大学協会
委員会委員の異動状況（平成 27 年度）

委員会名	氏名（所属等）	異動年月日	異動事由
入試委員会	大越教夫（筑波技術大学長）	平成 27. 4. 1	就任
	瀧 寛和（和歌山大学長）	平成 27. 4. 1	就任
	服部泰直（島根大学長）	平成 27. 4. 1	就任
	見上一幸（宮城教育大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	服部泰直（島根大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	菅沼龍夫（宮崎大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	中井勝己（福島大学長）	平成 27. 6. 15	就任
	大橋裕一（愛媛大学長）	平成 27. 6. 15	就任
	中村 達（浜松医科大学長）	平成 28. 3. 31	退任
	位藤紀美子（京都教育大学長）	平成 28. 3. 31	退任
	寺尾慎一（福岡教育大学長）	平成 28. 3. 31	退任
教育・研究委員会	駒田美弘（三重大学長）	平成 27. 4. 1	就任
	原田信志（熊本大学長）	平成 27. 4. 1	就任
	出口利定（東京学芸大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	山口宏樹（埼玉大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	佐藤芳徳（上越教育大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	田中雄三（鳴門教育大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	福永哲夫（鹿屋体育大学長）	平成 27. 6. 15	退任
	室伏きみ子（お茶の水女子大学長）	平成 27. 6. 15	就任
	徳久剛史（千葉大学長）	平成 27. 6. 15	就任
	島田眞路（山梨大学長）	平成 27. 6. 15	就任
長尾省吾（香川大学長）	平成 27. 6. 15	就任	

委員会名	氏名 (所属等)	異動年月日	異動事由
教育・研究委員会	松永守央 (九州工業大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	本間謙二 (北海道教育大学長)	平成 27. 9. 30	退任
	蛇穴治夫 (北海道教育大学長)	平成 27. 10. 1	就任
	佐和隆光 (滋賀大学長)	平成 28. 3. 31	退任
	松永守央 (九州工業大学長)	平成 28. 3. 31	退任
大学評価委員会	平塚浩士 (群馬大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	島田眞路 (山梨大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	大橋裕一 (愛媛大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	澤田賢一 (秋田大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	蓼沼宏一 (一橋大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	平塚浩士 (群馬大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	島田眞路 (山梨大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	鵜飼裕之 (名古屋工業大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	長尾省吾 (香川大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	大橋裕一 (愛媛大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	松永守央 (九州工業大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	見上一幸 (宮城教育大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	竹内俊郎 (東京海洋大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	新原皓一 (長岡技術科学大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	岡田泰伸 (総合研究大学院大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	遠藤俊郎 (富山大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	豊島良太 (鳥取大学長)	平成 27. 6. 15	就任
脇口 宏 (高知大学長)	平成 27. 6. 15	就任	
福永哲夫 (鹿屋体育大学長)	平成 27. 6. 15	就任	

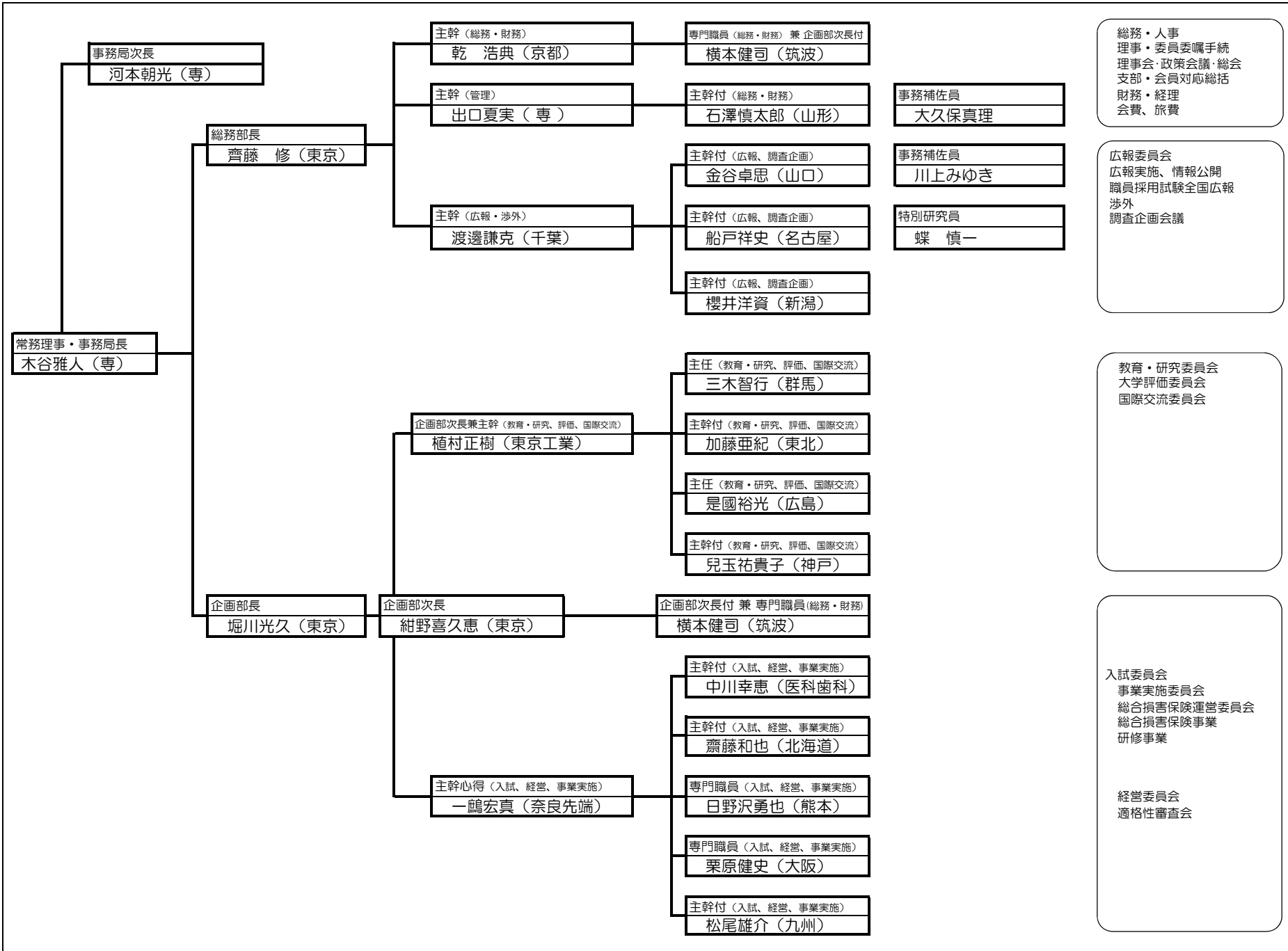
委員会名	氏名 (所属等)	異動年月日	異動事由
大学評価委員会	新原皓一 (長岡技術科学大学長)	平成 27. 9. 15	退任
	東 信彦 (長岡技術科学大学長)	平成 27. 9. 16	就任
	長澤秀行 (帯広畜産大学長)	平成 27. 12. 31	退任
	奥田 潔 (帯広畜産大学長)	平成 28. 1. 1	就任
	加治佐哲也 (兵庫教育大学長)	平成 28. 3. 31	退任
国際交流委員会	和田健夫 (小樽商科大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	新原皓一 (長岡技術科学大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	古山正雄 (京都工芸繊維大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	森田 潔 (岡山大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	空閑良壽 (室蘭工業大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	長谷部勇一 (横浜国立大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	武田 廣 (神戸大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	服部泰直 (島根大学長)	平成 27. 6. 15	就任
経営委員会	竹内俊郎 (東京海洋大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	越智光夫 (広島大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	竹内俊郎 (東京海洋大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	岡田泰伸 (総合研究大学院大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	山崎光悦 (金沢大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	越智光夫 (広島大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	出口利定 (東京学芸大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	平塚浩士 (群馬大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	鵜飼裕之 (名古屋工業大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	佛淵孝夫 (佐賀大学長)	平成 27. 9. 30	退任
宮崎耕治 (佐賀大学長)	平成 27. 10. 1	就任	

委員会名	氏名 (所属等)	異動年月日	異動事由
経営委員会	香川 征 (徳島大学長)	平成 28. 3. 31	退任
広報委員会	石田朋靖 (宇都宮大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	長友恒人 (奈良教育大学長)	平成 27. 9. 30	退任
	加藤久雄 (奈良教育大学長)	平成 27. 10. 1	就任
	宮田亮平 (東京藝術大学長)	平成 28. 3. 31	退任
事業実施委員会	長谷部勇一 (横浜国立大学長)	平成 27. 4. 1	就任
	長谷部勇一 (横浜国立大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	前田芳實 (鹿児島大学長)	平成 27. 6. 15	退任
	佐藤芳徳 (上越教育大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	森田 潔 (岡山大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	菅沼龍夫 (宮崎大学長)	平成 27. 6. 15	就任
	山沢清人 (信州大学長)	平成 27. 9. 30	退任
	菅沼龍夫 (宮崎大学長)	平成 27. 9. 30	退任
	濱田州博 (信州大学長)	平成 27. 10. 1	就任
	池ノ上克 (宮崎大学長)	平成 27. 10. 1	就任

一般社団法人国立大学協会 事務局体制

別紙3

2016年3月31日現在



総務・人事
理事・委員委嘱手続
理事会・政策会議・総会
支部・会員対応総括
財務・経理
会費、旅費

広報委員会
広報実施、情報公開
職員採用試験全国広報
渉外
調査企画会議

教育・研究委員会
大学評価委員会
国際交流委員会

入試委員会
事業実施委員会
総合損害保険運営委員会
総合損害保険事業
研修事業

経営委員会
適格性審査会

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）

【会長コメント】

平成27年4月8日
一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進

○今回の中間まとめにおいては、第3期中期目標期間において、各国立大学が形成する強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することを目指し、3つの重点支援の枠組みを設けて各大学がそれぞれの機能強化の方向性等に応じて選択した枠組みにより重点支援を受けることとするとともに、「学長の裁量による経費」の区分を設けて各大学のビジョンに基づく教育研究活動等の活性化や業務運営の改善を図ることとしています。

○各国立大学は、これまでも学長のリーダーシップの下にそれぞれの強みや特色を生かした諸機能の強化に取り組んできたところであり、今回の中間まとめはこれらの取組を一層後押ししようとするものと受け止めています。

○なお、3つの重点支援の枠組みについては、中間まとめにおいても各国立大学が果たす多様な機能や役割を限定するものではないと明記されたように、大学のいわゆる「類型化」ではないことを、改めて確認いたします。

○各国立大学は、今後とも教育、研究及び社会貢献の基本的な諸機能を強化しつつ、昨年12月に発表した声明「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」の実現に向けて具体的な行動計画の策定・実行に取り組んでまいります。

○一方で、法人化以来続いてきた運営費交付金の減額については、これまで様々な運営改善に取り組んできましたが、もはや限界に達しつつあり、長期的な視点に立った国立大学の機能強化の基盤を支える運営費交付金の確実な措置について、各方面のご理解をいただきたいと思います。

国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン(中間まとめ)

国立大学協会は、昨年11月以来、これからの我が国の社会・経済の長期的な動向を見据え、国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性を自ら明らかにすることを旨としてワーキング・グループを設置して検討を進めており、昨年12月にはその基本的な考え方を「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」と題する会長声明として公表した。

さらにその後、会長声明に基づく具体的なアクションプランについて検討を行ってきたが、このたび以下のように「中間まとめ」をとりまとめた。

検討の背景

現在、我が国は、長年にわたる経済の低迷から脱却し、グローバル社会の中で、イノベーションに立脚した持続的な成長を進めることを目指して、国を挙げて取り組んでいる。また、我が国の多様な潜在力を最大限に発揮し総合的な均衡ある発展を図るために、地域創生と女性の活躍推進が重要な課題とされている。

この中で、国立大学は、地域の文化・社会・経済を支える拠点として、また社会・世界に開かれた学生の学びの場として、さらに多様な価値を創造する研究の源泉として、その機能を一層強化し、次代を担うたくましい学生を育てるとともに、未来を拓くイノベーションを創造し続けることが求められている。特に、我が国の将来の持続的な成長にとって、地域の多様性と活力を引き出し世界に展開させていく取組が極めて重要であり、全国各地域に存在する国立大学はまさに地域の中核として、これを牽引していかなければならない。

一方、我が国においては少子高齢化がますます急速に進行しつつあり、平成26年現在の18歳人口は約118万人であるが、10年後には110万人以下に減少し、20年以内には100万人を割り込むことが見込まれている。さらに、我が国の財政は、国債残高が約780兆円という国際的にも類を見ない深刻な状況にあり、財政健全化が喫緊の課題になっている。

国立大学としては、このような厳しい見通しを直視しなければならない。さらに、20世紀に右肩あがりの経済を背景とした社会動態を支えてきた方法は、その基本的な考え方は今後も議論されていくものであろうが、具体的な施策の一部は棄却する必要もあるであろう。その上で、国立大学に求められる使命を今後とも遂行していくために、将来における大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れつつ、また公私立大学や高等専門学校などを含めた我が国の高等教育機関全体の在り方を見据えた上で、主体的な取組の方向性とそのステッ

プを明らかにして各方面の理解を得るとともに、それを後押しする予算、制度等の面での国に対する要請を行っていく責任があると考え。そのためには、国立大学が自ら述べる具体的なプランが必要であり、それは世界がこれまでに解決に苦慮してきた課題に対しての積極的な挑戦とも位置づけられる。

以上が本アクションプランを作成した背景である。

国立大学の基本機能の現状認識・再確認と維持向上

国立大学は全都道府県に設置され、地域や経済条件によらず高度な学びの場を提供するとともに、次代を支える研究成果を創出し、我が国の均衡ある総合的な発展に貢献することを基本的な機能としている。この機能を将来にわたって果たしていくためには、まず国からの基盤的経費の確実な措置が不可欠である。

このことを再確認した上で、次の取組を着実に進めていく。以下、項目ごとに具体的な大学の取組と国に対する要請を列挙する。

○国力を支え発展させる多様な知を創造し、継承する。

(例) 大学は、多様な研究分野の将来性について熟慮し、またそこで活動する研究者についての評価軸を策定し、その評価に従って適切な支援のもとに研究力の向上に努める。また、優秀な若手研究者に対する魅力ある教育研究環境の提供に努める。

国は、運営費交付金での支援を確保するとともに、多様なシーズを内包するボトムアップの研究提案と厳正なピアレビューシステムによる競争的でありながら研究の基盤的支援経費である文部科学省科学研究費補助金を充実させるとともに、その他の基盤的な研究経費も充実し、基礎研究の発展を支援する。

(例) 大学は、創造された知を集積し、これを基盤にグローバル社会で活躍できるたくましい学生を育成する。

国は、運営費交付金の堅持を基盤に、教育に関わる基盤経費を安定的に措置するとともに、知的刺激に満ちた教育環境の整備の支援及び学生が安定的に優れたサービスを受けられるための支援を行う。

○社会還元につなげる応用研究を推進し、イノベーション創出を牽引する。

(例) 大学は、継続的に学術研究を展開しつつ、一方では地球規模の課題、国や地域が直面している問題、社会や産業界のニーズ等を把握し、明確な目的意識を持って大学発の技術あるいは大学に創出を要請される技術の開発を推進する。

国は、地域と大学や産業界と大学の協業を推進する支援を行うとともに、橋渡し段階の開発研究とその体制を支援する。

○全国及び各地域における良質な雇用を創出する。

(例) 大学は、全国及び各地域において、国・地方自治体や産業界と連携して、将来の国・地域を支える社会・産業ビジョンの策定に積極的に貢献し、そのために必要とされる技術開発や高度専門職の育成・再教育に率先して取り組む。その際、人文・社会科学系、理工系、医療系等の専門知を融合し、少子高齢化や低炭素化などに対応できる社会システムを含めた総合的な施策を提示していく。

国は、このような産官公学の連携による取組を支援する。

ポイント1:優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備

国の活力を維持向上させていくための基盤は次代を担う人材である。我が国の18歳人口は、前述の通り今後さらに減少していくが、一方で我が国の大学進学率は他のOECD諸国に比べて決して高くはない。国立大学は、高度な学びを求めるニーズにまだ十分に答えきれていないと考えられる。また、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れることは、社会・世界のニーズに応えるだけでなく、大学の教育・研究に刺激と活力をもたらすものである。

国内的には、特に社会人学生の受け入れは、我が国の大学全体で2%以下であり、OECD諸国の平均22%に比べて著しく低い。また、国立大学の学生数における女性の比率は学部で37%、大学院では30%以下であり、工学分野では学部でも12%にとどまる。さらに、最近の高大接続改革の議論の中でも、大学が多様な背景を持った学生を受け入れることの重要性が指摘されている。

外国人留学生数については、国立大学では現在約3万8千人、全学生数の6%程度であり、欧米諸国に比較して人数・比率の両面で低い状況にある。OECDの予測では、世界の留学生数は2012年の450万人から2025年には800万人に拡大するとされており、グローバル社会において国立大学は一段と積極的な役割を果たしていく必要がある。

このように多様な学生を受け入れるためには、入学者選抜や教育プログラムの改革をはじめとして受入環境を十分に整備する必要があることは言うまでもない。

以上を踏まえ、第3期中期目標期間に、次の取組を開始・実行する。

○多様なニーズに応える教育研究の質を向上する。

(例) 大学は、科目ナンバリング、達成度評価系などを含めて国際通用性のある教育システムへの改革を進める。一方で、大学色、地域色などの個性豊かな教育コンテンツを充実する。

国は、日本の教育制度を国際的な水準で活用できるような法整備や規制緩和を推進するとともに、チューニングシステムの導入促進をはじめとした各種の支援を行う。

○確かな学力とともに多様な資質を持った高等学校・高等専門学校卒業者を受け入れる。

(例) 大学は、多面的・総合的な評価を含み、個々の大学のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに沿って学修をすすめることができる者を選抜できるように入試改革を推進するとともに、推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試等の導入を拡大する。

国は、各大学における丁寧な入試の実施に必要な組織整備、人材育成等について支援を行う。

○優れた外国人留学生の積極的な受入及び日本人学生の海外派遣の拡大。

(例) 大学は、入試の改革などを通じて、学部及び大学院レベルで、優秀な外国人受け入れを推進し、英語で学位取得が可能な課程の整備や日本語・日本文化に関わる教育コンテンツを充実し留学生の育成を図ると同時に、海外の大学とのダブル・ディグリー・プログラムの拡大普及とジョイント・ディグリー・プログラムの開発導入を積極的に推進し日本人学生の国際性向上を図る。さらに大学は、積極的な広報活動と国際的に魅力ある研究及び教育環境の整備を進めつつ、留学生受入数及び日本人学生の海外派遣数を大幅に拡大する。

国は、各大学の特性に鑑みた留学生配置の支援を行う。例えば、教育系大学において、日本人及び外国人を対象とした教育のグローバル化に資する人材育成や、日本型初等中等教育システムを修得させた外国人教員の育成などを支援する。

○女子学生及び女性教員の受入環境の整備。

(例) 大学は、女子学生や女性教員について、ライフイベントなどとの両立支援体制を強化する。特に、理工系、社会科学系などの女性比率の低い分野を中心に、積極的な募集活動や環境整備を通じて、比率向上に努める。

国は、各大学の規模、特性、分野、女子学生・女性教員比率の現状を踏まえ、積極的に比率向上に努める大学を支援する。

○留学生及び若者を地域に引き寄せ地域創生に貢献する。

(例) 大学は、地方自治体・産業界との連携により、積極的な支援を呼び込み、それぞれの役割と責任を明確にした連携教育及び連携研究を推進する。同時に、地域色、大学色を活かした教育・研究の開発を行う。

国は、地方自治体・産業界と大学が一体となった取組を支援する。例えば、地域産業界と国でマッチングした学生・留学生の支援を行うとともに、留学生施設の拡充や整備を支援する。また、地域の外国人児童生徒の教育や国際バカロレア教育を推進できるグローバル教育人材の養成を支援する。

○学び直しを求める社会人を積極的に受け入れる。

(例) 大学は、地方自治体・産業界とも連携しつつ、社会人の学び直しニーズに応じた内容や履修形態を備えた魅力ある教育プログラムを開発・実施するとともに、入学者選抜の方法についても工夫する。

国は、各大学における地方自治体・産業界と連携した取組を支援するとともに、学び直しを行う社会人の支援を行う。

ポイント2: 大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上

これまでに述べたような多様なニーズに応える高度な教育研究を推進していくためには、言うまでもなく予算、人員、施設等の資源を十分に確保・投入しなければならない。しかしながら、前述のような我が国の厳しい財政状況等の下で新たな資源の大幅な確保をすることは現実的ではない。

したがって、まずは各国立大学において、それぞれ経費の節減や効率化を行いつつ、学内資源の再配分を進める必要がある。その上で、個々の大学の個別化を進めるのではなく、国立大学総体としての機能を高める仕組みを構築する必要がある。

共通の趣旨・目的を持った取組については、複数の大学が連携・共同して推進することにより、規模のメリットを生かして多様な資源の共有と教育研究水準の向上を図ることが期待できる。国立大学は全都道府県に設置され、それぞれが多様な強み・特色を有しているが、それらが様々なネットワークを形成することによって、極めて高い総合力を発揮することができると考えられる。さらには各地域における公私立大学との連携・共同や各種の学問分野における研究機関との連携・共同を推進することも有効である。

特に研究については、学問分野がますます融合・複合化していく中で単独の大学のみで拠点形成することは困難になってきており、今後は領域ごとに複数大学のネットワークを構築し支援することが重要かつ効果的になると考えら

れる。

以上を踏まえ、ポイント1 とほぼ並行して、次の取組を実行する。

○大学間等の連携・共同による教育を推進する。

(例) 大学は、各自の強みをさらに強化し、自身の教育力の向上を図るのみならず、他大学等との連携・共同により教育内容を互いに補完する。留学生を含む一般の学生のみならず、社会人の学び直しなどでは特に互いの補完が必要である。そのためには、国内大学間での教育コンテンツの互換性、教養科目の最低限の標準化などを進める必要がある。MOOC などの活用も有効と考えられる。このような準備を整えることで、例えば留学生の受け入れに関しても、国立大学総体での募集や育成などが可能となる。また、このような連携・共同は高大接続改革を実行する際の有効な方法に資する可能性もある。

国は、上記の取組について、特に複数大学での取組を支援する。例えば、国立大学総体で留学生を選抜し希望大学を調整して受け入れたり、一つの大学で受け入れた上で一定期間他の大学で学修させたりすることを可能にするようなシステム改革を行う。

○大学間等の連携・共同によるネットワーク形成により研究を推進する。

(例) 大学は、多彩な学問分野に関して、各自が強みを持つ分野を核としつつ他の大学・研究機関と連携・共同して、当該分野に関連する幅広い優れた研究者や学生が交流・結集し、資源を共有することにより、ネットワークを形成し、新たな学際・融合分野を切り拓くことを含め、世界をリードする研究を推進する。

国は、文部科学省科学研究費補助金の「分科」レベルの細やかさで様々な研究分野について、多様な連携が図れる仕組みを構築し、上記の取組を重点的に支援する。

○学生、研究者の高い流動性を確保する。

(例) 大学は、特に優れた若手研究者が複数の大学や研究機関、民間企業等で様々な刺激と経験を経つつも着実に研究を推進できるよう、①年俸制やクロスアポイントメント制の活用、②テニュアトラック制の導入・定着、③学生の内部進学や教員の内部昇任について一定の割合の設定や他機関の経験を条件とするなどのルールの設定により大学等の間の高い流動性を確保し、魅力あるキャリアパスを提供する。

国は、国立大学にとどまらず広く公私立大学、研究機関、民間企業等を含めた流動性を促進する環境を整備しつつ、上記の取組を支援する。

以上の取組(現状とポイント1~2)に係る教育研究経費の配分の在り方

国立大学は、今後、以上の取組を主体的に着実に実行していく。他方、国には、厳しい財政状況の下ではあるが、これらを支える制度・環境の整備と支援を要請するものである。その中で、特に教育研究経費の配分については、教育研究の特性である多様性、長期的な視野、自由な発想等の重要性に鑑みて、次のような基本的な考え方に基づくべきである。

- ① 基盤的な教育経費は安定的な運営費交付金で保証する。そのためにこれ以上の運営費交付金の削減は行わない。
- ② 個々の大学の特長を活かした基盤的な研究や研究者の独自性の高い研究についても運営費交付金で安定的に確保する。
- ③ 大学・研究組織の連携・共同で展開する研究・教育については、運営費交付金の一部と文部科学省内の競争的資金の一部を一体的に活用できるよう柔軟かつ競争的に支援する。
- ④ 研究者の個々の自由な発想に基づいたボトムアップ研究は、文部科学省科学研究費補助金で支援する。
- ⑤ 各省庁が牽引する社会ニーズに対応するための研究費については、各制度の趣旨・目的や相互の関連性を整理した上で、大学間、連携グループ間、あるいは個人間での競争性に基づいた配分方法により支援する。

将来の動向を踏まえたさらなる組織再編等による国立大学の構造改革に向けて

少子化が進む我が国において、その将来を支えるために最も重要な観点は、高いレベルの知的基盤を支えることができる一定数の知的人口を持続的に生み出すことのできる高等教育の体制と環境を維持することである。国立大学は、学問の入り口に立った学部学生から新たな知的成果を生み出すことができるほどに習熟した大学院生までが共棲する場所として、これまで以上にその使命を重く受けとめて将来を見通した改革を進めていかなければならない。国立大学は、将来の優秀な入学者の確保を目指した取組(ポイント1)を進めるとともに、国立大学総体の連携・共同による教育研究機能の向上を目指した取組(ポイント2)を確実に実行し、その求められる機能を果たして地域と国の発展に貢献していく。そのためには、厳しい財政事情の下であって財政支援の大きな拡充が期待できないことは十分認識しているが、各大学によるポイント1及び2の取組を促進するような支援が必要である。

各大学が主体的・戦略的に改革を進めていくためには、ポイント 1 及び 2 の取組を進めると同時に、各種の規制緩和を含む制度面の改革も極めて重要である。例えば次のようなものである。

- ・大学が長期的な資金計画に基づき戦略的に教育研究投資を行う環境を整備するため、現在の目的積立金制度の柔軟化及び資金運用の弾力化を図り、複数年度にわたる資金計画を確かな見通しを持って策定し、基金的に活用できるようにすること。
- ・財源の多様化を図るため、特に寄附金の確保を促進するために、税制面の環境を整備すること。
- ・優れた留学生を積極的に受け入れるために、また育てた学生が我が国の社会・産業のグローバル化促進に貢献できるようにするため、留学生の学位取得後の在留許可を弾力化するなど、魅力的な受入環境を整備すること。

国立大学は、当面、各大学が独自に又は連携して自己変革を進めていく。

しかし、我が国の少子高齢化の進行や厳しい財政状況の大きな変化は想定し難く、国立大学を取り巻く環境は決して楽観できるものではない。その中で、将来とも国立大学の教育水準を維持し、世界をリードする研究を推進してグローバル化時代における我が国の成長発展を支える観点からは、今後、組織の数や規模、学生数などにも踏み込んだ国立大学の大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れておく必要がある。その際、国立大学は国の政策により全国に設置された大学として、国立大学の中での取組のみならず、公私立大学をはじめ、我が国の高等教育全体の質の向上やネットワーク作りにおいても責任を有するとの自覚の下、広く社会に開かれた改革を通じて国民の期待に応えていく決意である。

今後の組織再編等の在り方の検討に当たっては、特に次のような視点が重要である。

- ・全ての国立大学が教育・研究・社会貢献という 3 つの基本的な機能を引き続き確保・充実すること。
- ・教育については、教養教育や社会人学び直し課程などを中心に、ICT などを活用し、他大学等と連携・共同して充実した内容を確保すること。
- ・研究については、分野ごとにネットワークを形成し、資源の共有と研究者の流動性を確保して研究力を強化・向上すること。
- ・社会貢献については、地方や広域的なレベルを含む地域の産業創出、文化創造、先進的医療等の拠点として、地方自治体や産業界からの支援を得て協働して人材育成、イノベーション、国際化などに貢献すること。特に、我が国の均衡ある持続的な発展の観点から、いま必要な地域性とは何かを

問い直し、それを踏まえた貢献を行うこと。

- 学部・研究科の編成や定員については、個々の大学による検討にとどまらず、近隣地域の複数の大学間で連携や役割分担を行うことも視野に入れ、また大学の特性等に応じ、学部と大学院の定員の再配分などについても検討すること。
- 教育研究面の機能的連携や人事給与システムの改革により効率的な業務運営を推進しつつ、その実績を踏まえて複数大学の経営面の連携により一層の効率化や資源再配分などのメリットを生み出す方策についても検討すること。
- 財政面では、寄附金などの外部資金、正規課程以外の教育サービスによる収入などの多様な財源確保に努めるとともに、授業料の在り方については、教育の機会均等の観点から、我が国全体及び地域の経済状況、分野の特性等を踏まえ、奨学金などの学生支援方策と併せて検討すること。
- 公私立大学や高等専門学校など他の高等教育機関との連携・共同やネットワーク形成も図りつつ、我が国の高等教育全体の再構築について検討すること。

真に効果的な組織再編等を実行するためには、前もって十分な期間にわたり、各地域や他の高等教育機関との調整を図りつつ、人事面・財政面をはじめとする周到な準備を計画的に進めていくことが必要である。そのためには、今後、これまでに築いてきた国立大学の機能を最大限活用するためのポイント1及び2の取組の進展状況や国立大学を取り巻く諸般の状況をしっかりと見定めながら、具体的な方策を検討していく必要がある。これらの取組は容易に変更あるいは改善することができない客観的な状況を背景として策定されているため、一定時間後には構造改革に資する次の取組が必要となる。したがって、国立大学としては、別添の工程表に示す通り、第3期中期目標期間にポイント1及び2に関わる取組を着実に実行しつつ、並行して将来の国立大学それぞれのあるいは総体について、国の財務状況に鑑みた縮小案を含めた組織再編等を視野に入れたさらなる機能強化方策について検討し、準備を整え、経時的に積極的に着手していくこととする。そのためには、同時に、我が国の高等教育を担う国公私立大学全体の適正な規模とそれぞれの高等教育機関の機能について、国や大学関係者等による議論が必須である。

以上について、各方面の理解をいただき、当面第3期中期目標期間において、本アクションプランに示した改革を促進していくための予算面・制度面における支援を要請するものである。

平成27年8月6日

文部科学大臣

下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 里見 進

平成28年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

国においては、「大学力は国力そのもの」であるとの考え方から、先般閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015や「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても大学改革を重要な柱として位置付け、様々な施策を講じていくとの方針を打ち出しておられることに敬意を表します。

我々国立大学はその中核としての役割を果たすべき責務を有しているとの自覚の下、本年6月に文部科学省が公表した「国立大学経営力戦略」を踏まえ、それぞれの大学の強みや特色を活かしつつ、国際的に通用する人材の育成、イノベーション創出につながる学術研究の推進、我が国全体及び各地域の活性化を導く社会貢献などの諸機能の強化に全力で取り組むとともに、本年4月の「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行を受け、学長のリーダーシップの下、迅速かつ的確に取組を進めていくためのガバナンス改革にも努めております。

また、本年6月に文部科学省が公表した「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（審議まとめ）」において、運営費交付金の配分方法等に関する一定の方向性が示されました。当協会においても、これからの我が国の社会・経済の長期的な動向を見据え、国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性を自ら明らかにするため、昨年12月に「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!（声明）」を公表し、この声明に基づき作成した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）」に沿って自律的に改革を推進していく所存です。

これらの改革を推進していくためには、それを支える経費の確保・充実が重要であることは言うまでもありませんが、国立大学の基盤を支える運営費交付金は長期に渡って減額が続き、平成27年度予算では法人化当初の平成16年度と比較して1,470億円の減（△11.8%）となっています。

これまで各国立大学では、それぞれ懸命の努力により、業務の効率化や節約、大学病院収入の増、競争的資金や寄附金などの外部資金の増などを図り、所要の経費の捻出に努めてきましたが、昨今の消費税率の引上げや電力料金等の値上げにより、そうした努力も限界に達しつつあります。

我が国の厳しい財政状況は十分承知していますが、大学は国の将来の成長の種となる新たな知を生み出すとともに、それを支える人材を育成する場であり、我々国立大学は自ら示したビジョンに基づくアクションプランを着実に実行し、我が国の成長発展に貢献していく覚悟です。何卒ご理解をいただき、将来への先行投資として、国立大学改革を促すための予算の確保・充実に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項一覧

(☆) 重点項目

○基盤的経費の確保

- 1 国立大学法人運営費交付金の確実な措置 (☆) 1
- 2 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実 (☆) 3
- 3 国立大学の教育研究の基盤となる施設・設備の整備 (☆) 5

○競争的資金の確保・改革

- 4 各種競争的資金の安定的確保・使い勝手の向上と間接経費の拡充 (☆) 7
- 5 科学研究費補助金予算の確保と基金化の推進 9

○制度改革・規制緩和

- 6 主体的・戦略的な大学改革を後押しする制度改革・規制緩和の推進 (☆) 11

○学生支援

- 7 学生に対する経済的支援の拡充 (奨学金や授業料減免の充実) 12

○個別課題への対応

- 8 若手及び女性の教員・研究者の育成支援 14
- 9 大学の国際化とグローバル人材育成の推進 17
- 10 地域再生・活性化の中核的拠点としての大学の取組に対する支援の充実 20

○高等教育予算全般の拡充

- 11 高等教育予算全般の拡充 (公財政支出を OECD 諸国平均並みの水準に拡充) 22

1 国立大学法人運営費交付金の確実な措置

各国立大学がそれぞれの強み・特色を活かした教育・研究・社会貢献の機能を強化し、着実に改革を推進できるよう、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置を行うことを要望します。

(説明)

平成 27 年度当初予算における運営費交付金は、法人化初年度(平成 16 年度)と比較すると 1,470 億円、率にして 11.8%の削減となっています。また、国立大学法人の経常収益における運営費交付金の割合は、決算ベースで平成 16 年度の 48%から平成 25 年度には 34%にまで低下しています。

その要因として、法人化当初から 11 年間にわたり毎年全法人に課せられている一律の係数による削減措置(当初は「効率化係数」(全法人 1%)、平成 23 年度以降は「大学改革促進係数」(附属病院を有しない法人 1%、附属病院を有する法人 1.3%)があります。

各国立大学は、これまで業務の効率化や節約、競争的資金や寄附金などの外部資金の増などを図り、所要の経費の捻出に努めてきておりますが、平成 26 年度からの消費税率の引き上げ、電力料金等の光熱費や電子ジャーナルの値上げなどにより、そうした努力も限界に達しつつあり、このような毎年一律の削減係数を撤廃するとともに、物価等の動向に応じた所要の措置を講ずることが急務であると考えます。

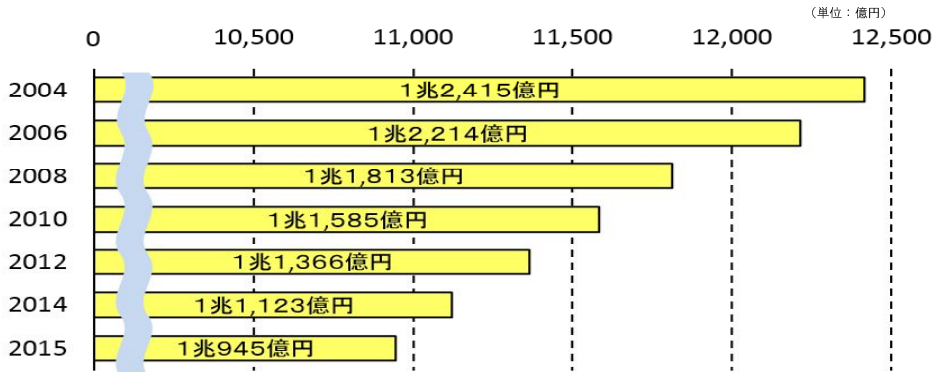
我が国の大学は、運営費交付金等の基盤的経費により長期的な視野に基づく多様な教育研究の基盤を確保するとともに、競争的資金により教育研究活動の革新や高度化・拠点化を図る「デュアルサポートシステム」によって支えられています。また大学の裁量によって柔軟に活用できる基盤的経費は、学長のリーダーシップによる主体的な改革の支えにもなっています。こうした基盤的経費の意義を踏まえ、その確実な措置を要望します。

また、運営費交付金においては、一般経費以外に特別経費として、各大学の戦略的なプロジェクトの支援や、最近では教育研究組織の再編成等の機能強化の推進、年俸制導入の促進、学長のリーダーシップ発揮支援等のための経費も措置されており、これらについても引き続き確保するとともに、優れた事業については継続的・安定的に実施できるようにするため、一般経費として措置されることを要望します。

各国立大学はそれぞれの地域、分野、歴史などの特性を踏まえ、その強みや特色を活かした機能強化に精力的に取り組んでいることをご理解いただくようお願いします。

1 国立大学法人運営費交付金の確実な措置

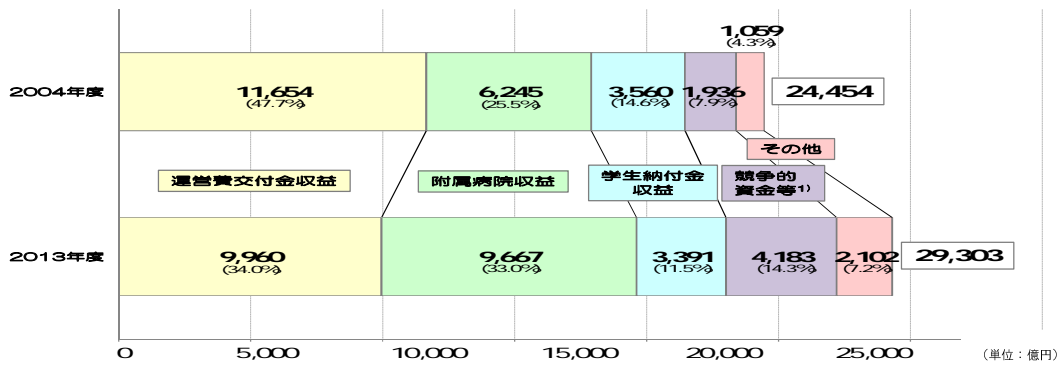
国立大学法人運営費交付金の推移（2004～2015年度）



(注1) 上記には復興特別会計上分は含まない。(復興特別会計上分 2012年:57億円、2013年:11億円、2014年:7億円、2015年:4億円)
 (注2) 「附属病院運営費交付金」は、2013年度からゼロになっている。

(出典) 文部科学省「国立大学運営費交付金予定額の構成(大学共同利用機関法人を含む90法人)」(各年版)より国立大学協会事務局作成

国立大学法人の経常収益の推移

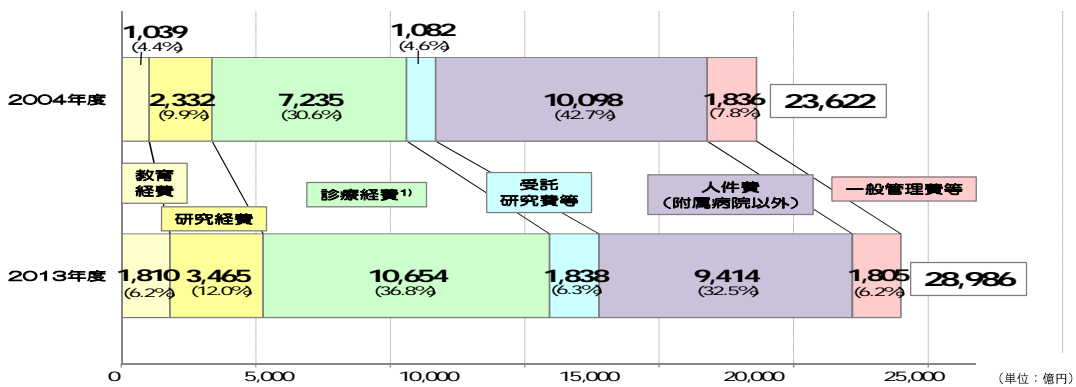


(注1) 競争的資金等は、平成16年度については、補助金等収益、受託研究等収益等、寄附金収益、研究関連収益及びその他の自己収入の合計額、平成25年度は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄附金収益、研究関連収益の合計額である。

(出典)文部科学省「国立大学法人の平成16年度財務諸表について」及び文部科学省「国立大学法人等の平成25事業年度決算等について」より国立大学協会事務局作成

経常収益に占める**運営費交付金収益**は**低下**し、診療報酬等による**附属病院収益**は**増加**

国立大学法人の経常費用の推移



(注1) 附属病院の教職員人件費を含む。

(出典)文部科学省「国立大学法人の平成16年度財務諸表について」及び文部科学省「国立大学法人等の平成25事業年度決算等について」より国立大学協会事務局作成

経常費用に占める**診療経費**は、附属病院への医療ニーズの増大等に伴い**増加**

2 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実

国立大学附属病院が、医師等の人材育成、地域医療の中核拠点、高度先進医療と臨床研究などの機能を十分に果たすことができるよう、必要な財政的支援を行うことを要望します。

(説明)

国立大学附属病院は、法人化以降、特に地域の中核的な医療機関としての役割を十分に果たすために、医師、看護師等の充実により医療体制を強化するとともに、診療報酬の確保により健全な経営に努めてきています。しかし、平成26年度からの消費税率の引き上げの影響により医療機器・材料等の購入費が増え、診療報酬の見直しはあったものの、その経営状況は厳しくなっています。

こうした状況の中で、国立大学附属病院が教育・研究・診療の各般にわたる高度な機能を引き続き維持向上させ、また大規模災害時においても医療活動の拠点として貢献していくことができるよう、①地域医療拠点体制充実支援経費や医師等の教育研究環境の改善経費の充実、②附属病院再開発整備等に対する施設整備費補助金の確保及び高度な医療を提供するための医療機器等の導入・更新に必要な経費、③国立大学財務・経営センターによる附属病院整備のための低利・長期の貸付制度の維持などの財政支援の確保・充実が必要です。

2 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実

国立大学附属病院の使命・役割

国民の安心のために



国際化
国際的人材育成・
人事交流推進

附属病院に対する運営費交付金は、経営努力の結果、平成25年度の予算額でゼロにすることができたが、施設設備整備のための長期借入金の債務残高 約7,928億円（平成26年度実績）の償還及び平成26年度からの消費税率の引上げの影響により医療機器・材料等の購入費が増え、経営は厳しい状況にある。



地域貢献・社会貢献
地域医療のハブ機関としての役割

- 医学部生の臨床教育
- 卒業後臨床(専門)研修を通じた専門医の養成
- メディカルスタッフを目指す学生への卒前実習や卒後の研修
- 今後の課題
学部段階からの一貫した人材養成

教育
将来の医療を担う医療人の教育・養成

- 難治性疾患の原因究明
- 新しい診断法・治療法の開発
- 治験等を通じた新薬の開発
- 今後の課題
医療イノベーションへの一層の貢献

研究
臨床医学発展と医療技術水準の向上への貢献

- 高度先進医療の提供
- 難治性疾患の治療
- 地域医療機関への医師の供給
- 今後の課題
病床の機能分化への対応と地方自治体との関わり

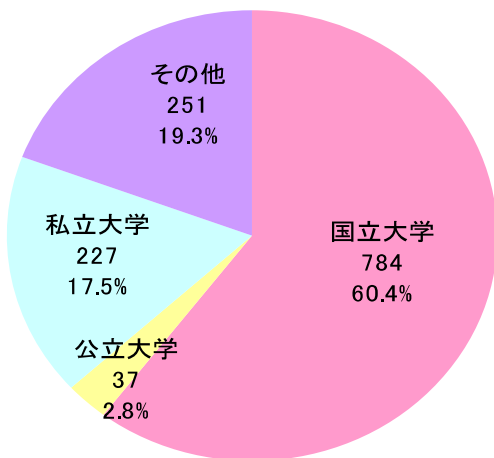
診療
地域の中核病院としての質の高い医療の提供

政策的な医療への対応状況

—我が国の全病院に占める大学病院のシェア—

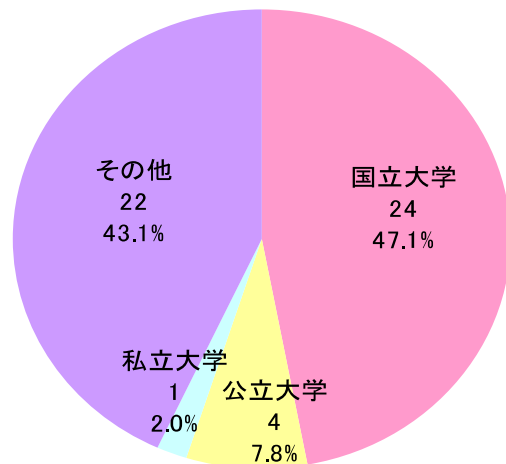
臓器移植件数(1,299件)

(うち国立大学附属病院 784件(60.4%))



都道府県がん診療連携拠点病院(51施設)

(うち国立大学附属病院 24施設(47.1%))



※(社)日本臓器移植ネットワーク調べ
(平成11年2月28日から26年11月26日現在までの累計数)

※厚生労働省調べ(平成26年8月6日現在)

3 国立大学の教育研究の基盤となる施設・設備の整備

国立大学が学生や研究者(外国人を含む)に対し、安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境を提供することができるよう、施設整備費補助金等を確保・充実することを要望します。

(説明)

国立大学の施設整備については、累次の「国立大学法人等施設整備 5 か年計画」(平成 23 年度からは第 3 次)により、重点的・計画的な支援をいただいております。特に東日本大震災からの復旧・復興や耐震化率の向上については着実に進展していることに感謝します。

しかし、老朽化・陳腐化した教育研究施設や基幹設備(ライフライン)は未だに多数存在しており(経年 25 年以上の要改修面積は全体の 31.4%、法定耐用年数(経年 15 年)以上の基幹設備は 51.5%)、安全・安心な環境の下で教育研究に打ち込めるような環境整備は急務です。

また、近年では、教育改革の推進のための学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングの場の整備、イノベーション創出の促進のための最先端の研究設備の整備、産学連携による共同研究やインキュベーションに活用できるスペースの確保などの要請が強まっています。

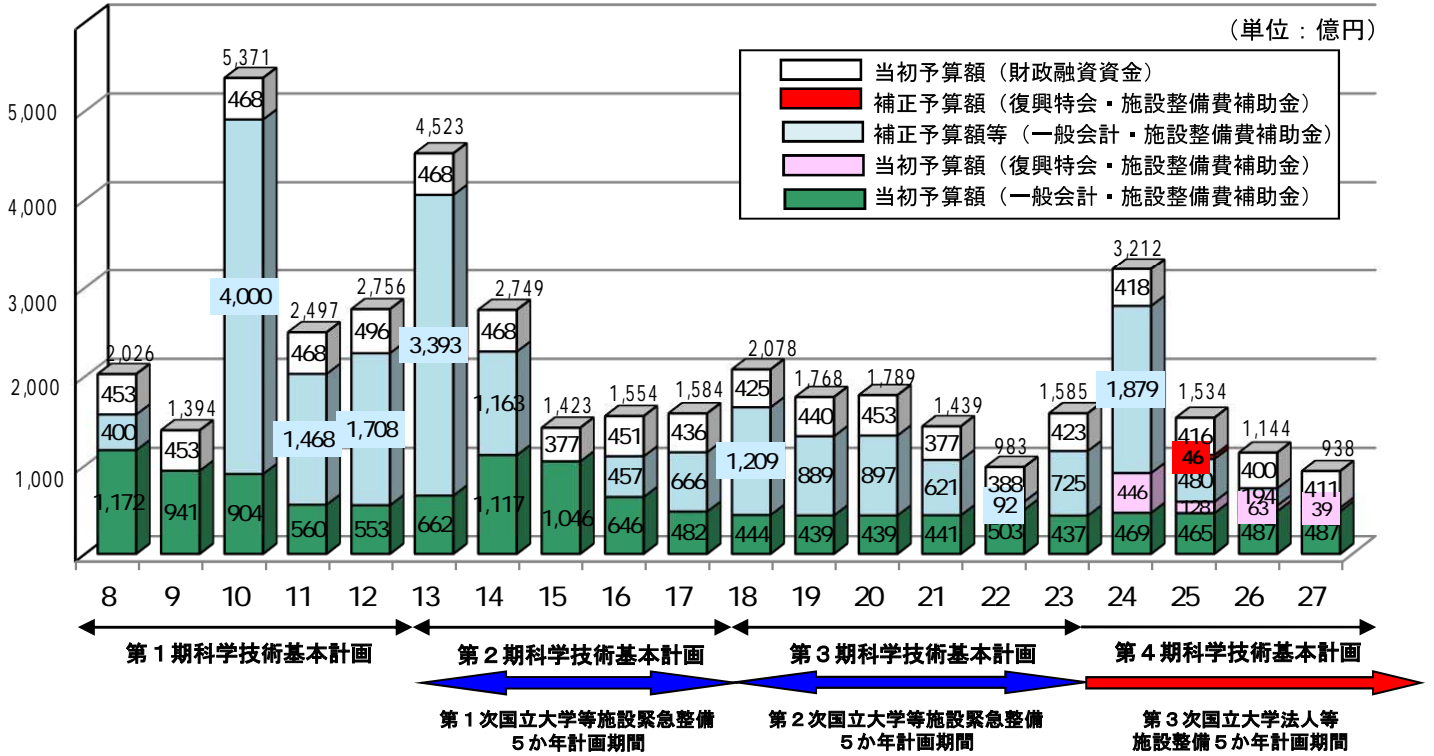
さらに、国際化の推進のためには、後述する通り留学生や外国人研究者のための住環境を諸外国並みに整備することが極めて重要になっています。

各国立大学は、これらの新たなニーズに対応するため、全学的な施設マネジメントを推進するとともに、経営努力によって生み出した目的積立金、寄附金、PFI の活用など、自助努力による多様な財源を活用した施設整備に取り組んでいるところですが、国においても安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境の整備のために一層の財政措置を講ずることを要望します。

3 国立大学の教育研究の基盤となる施設・設備の整備

国立大学法人等施設整備費予算額の推移

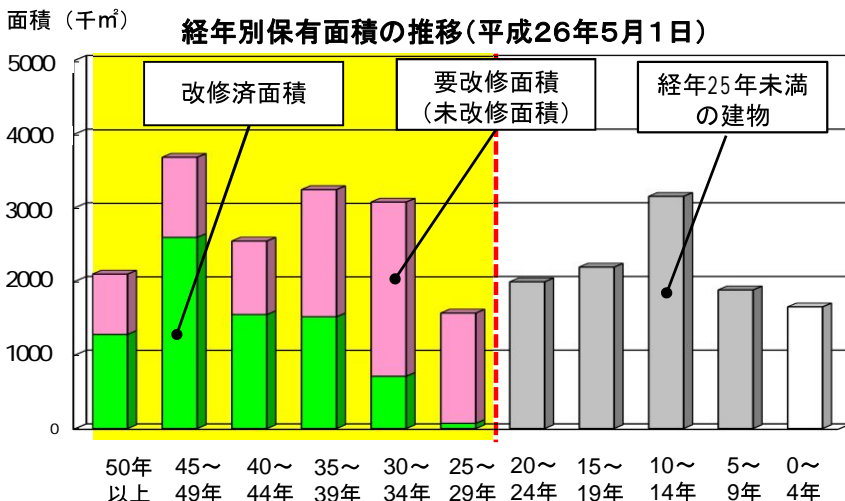
国立大学法人等施設整備費については、科学技術基本計画に基づき5か年計画を策定し、計画的な施設整備を実施するための予算の確保を図ってきたものの、国の厳しい財政状況の中、近年、当初予算は減少傾向であり、補正予算により緊急を要する整備に対応してきている状況。



- ※1 平成16年度補正予算額は、新潟県中越地震等における災害復旧費（89億円）を含む。
- ※2 平成22年度補正予算額は、経済危機対応・地域活性化予備費使用額（41億円）を含む。
- ※3 平成23年度補正予算額は、東日本大震災における災害復旧費（375億円）を含む。
- ※4 平成24年度補正予算額は、2度の経済危機対応・地域活性化予備費使用額（467億円）及び補正予算額（1,412億円）の合計。
- ※5 四捨五入のため合計は一致しない。

国立大学等施設・ライフラインの抱える問題点

経年25年以上の改修を要する施設は、全国で8,485千㎡（全保有面積の31.4%で、老朽改善整備に著しい遅れが発生。さらに経年50年以上の建物は今後5か年で7.5%→20.7%に急増。



- 保有面積 27,077千㎡
- 経年25年以上の要改修面積 8,485千㎡ (31.4%)
- 経年50年以上の建物面積 2,100千㎡ (7.5%)
- ⇒ 今後5か年で 20.7%に急増

4 各種競争的資金の安定的確保・使い勝手の向上と間接経費の拡充

大学の国際化、地域貢献、教育研究の高度化などの一層の推進を目指す大学改革を加速するための国公私立大学を通じた各種競争的資金の安定的確保と間接経費の拡充を行うことを要望します。

(説明)

国においては、スーパーグローバル大学等事業、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）などをはじめとして、国公私立大学を通じた大学改革を支援する競争的資金を拡充してきました。

これらは、社会のニーズに対応して、各大学が学長のリーダーシップの下にその機能を強化し大学改革を推進していく上で大きな意義を有するものであり、引き続き各種の競争的資金制度が充実されることを期待します。

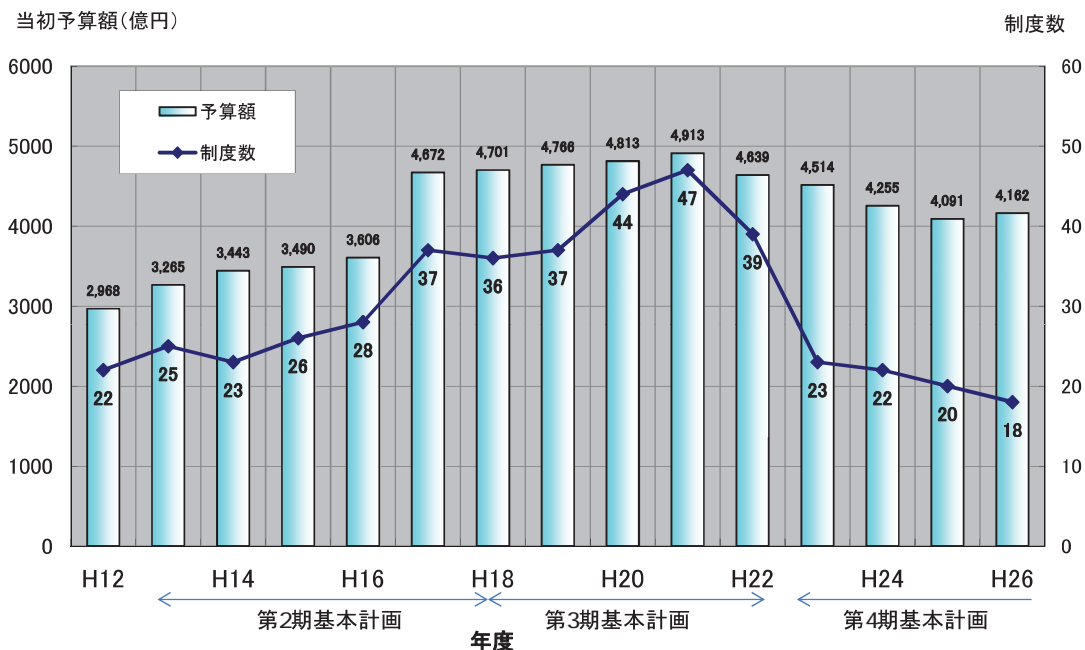
その際、各大学がそれぞれの強みや特色を活かし戦略的・計画的に各種事業に応募することができ、また過度な負担を課すことのないよう、制度の安定性・継続性や審査基準等の明確化・透明化に留意されることを要望します。

さらに、後述の科学研究費補助金を含め、これらの競争的資金に基づくプログラムの実施のためには、各大学は様々な環境改善や機能向上を行う経費を負担する必要がある、十分な間接経費が措置される必要があります。現在、この間接経費の措置は未だ十分とは言えず、努力する大学が更に成果を発揮できる環境づくりに資する予算を確実に措置し、大学の基礎体力を強化し、大学の教育・研究力を高めていくためにも、競争的資金を含む国のすべての研究・教育補助金・委託費について間接経费率最低 30%の実現を要望します。また、直接経費の用途についても、人件費を含め弾力的な運用ができるようにお願いします。

4 各種競争的資金の安定的確保・使い勝手の向上と間接経費の拡充

競争的資金の予算額及び制度数の推移

- 競争的資金予算の増額が図られたが、近年は厳しい財政状況の中でほぼ横ばいで推移。
- 平成26年度の競争的資金総額は、微増し約4,162億円(科学技術関係費の11.4%)

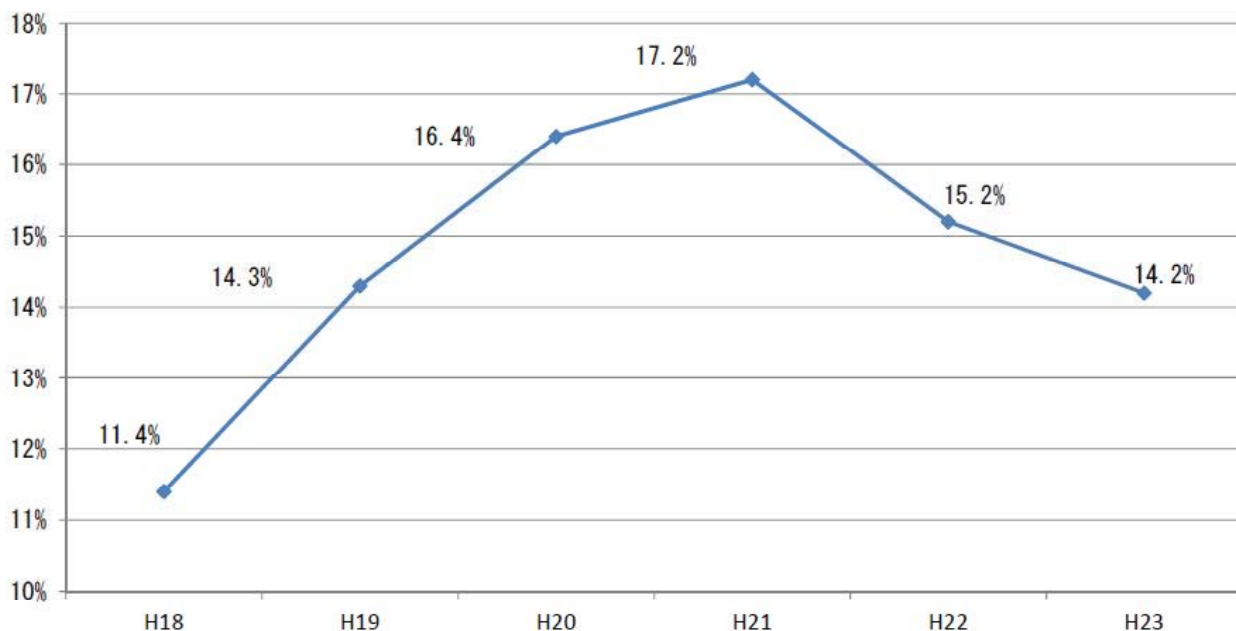


注) 平成21年度の補正予算で基金(1,500億円)として措置された「最先端研究開発支援」は、上記各年度予算額及び制度数には含まれない。

出典:内閣府作成

間接経費の推移 (RU11)

- 主要研究大学(RU11)における外部資金(直接経費)と比較した間接経費の割合は減少傾向



出典: 学術研究懇談会「日本の国際競争力強化に研究大学が貢献するために(提言)」(平成25年5月)

5 科学研究費補助金予算の確保と基金化の推進

科学研究費補助金は、多様な学術分野にわたる研究者の自由な発想と連携を活かす基礎研究を支援し、将来のイノベーションのシーズを生み出す我が国の基幹的な研究費であり、その確保・拡充を行うとともに、研究費の効果的・効率的な使用に資する基金化の推進を行うことを要望します。

(説明)

科学研究費補助金は、我が国の人文・社会科学及び自然科学分野の多様な学術研究分野を支え、研究者の自由な発想と連携を活かす真に競争的な基礎的研究資金として定着し、国際的にも高く信頼されています。

iPS細胞研究を含め、ノーベル賞などの国際的科学賞を受賞したり、社会経済に大きなインパクトを与える技術革新を生み出した研究も、その多くは長年にわたる科学研究費補助金の支援を受けた研究が実を結んだものであり、こうした基礎研究こそ我が国の成長にとっての最大の資本であるとあって過言ではありません。

最近、残念ながら我が国の学術論文生産数の世界シェアは低下していますが、科学研究費補助金を受けた研究に関する論文の総数や被引用度の高い論文数は増加しており、論文生産の量・質両面において科学研究費補助金の役割は大きくなっています。

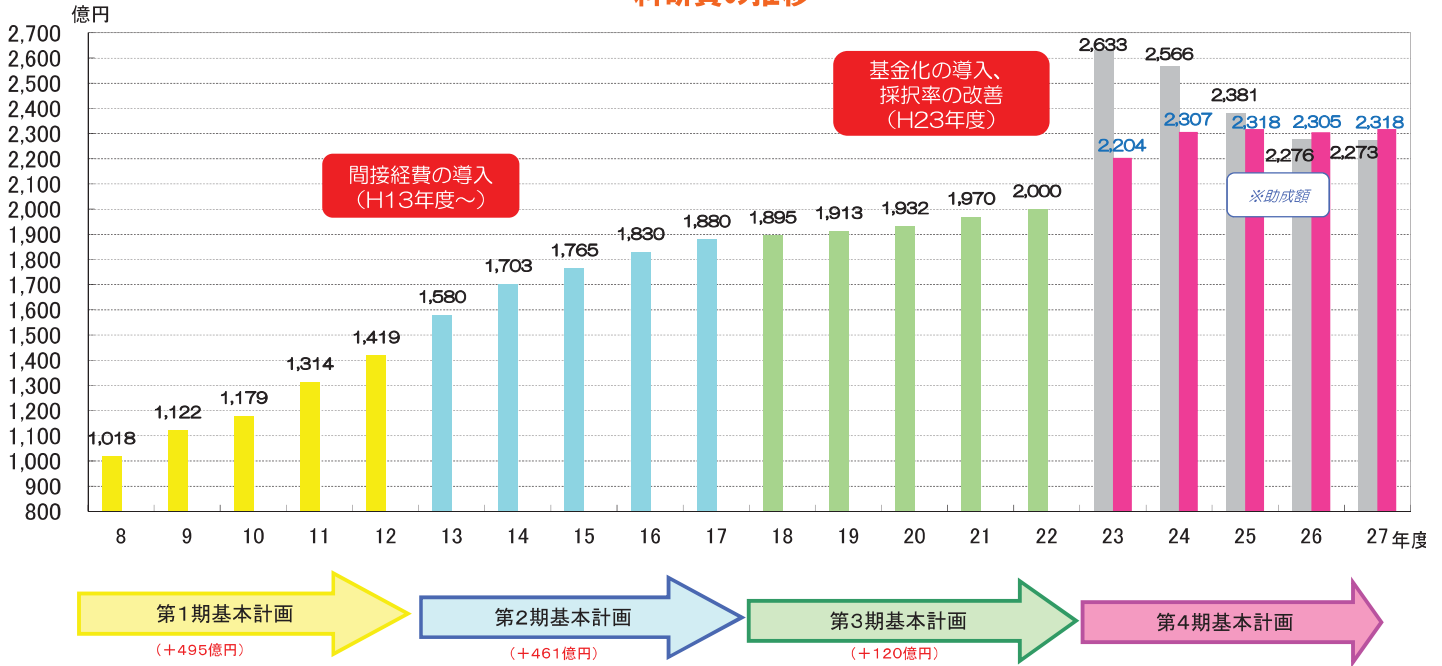
先般閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2015」では、「研究者の内在的動機に基づき独創的で質の高い多様な成果を生み出す学術研究と、政策的な戦略や要請に基づく戦略的な基礎研究のバランスをとりながら推進することに留意しながら、特に、我が国の学術研究を支える最も基礎的な競争的資金である科学研究費助成事業（科研費）や、戦略的な基礎研究を推進する代表的な事業である戦略的創造研究推進事業のさらなる改革・強化に取り組むことが重要である。」とされています。ぜひこうした改革を進めるとともに、科学研究費補助金の総額を確保充実することを要望します。

また、科学研究費の基金化は学術研究を効果的に実施するために役立っていると多くの教員や研究者から高く評価されており、ぜひ一層の推進を図ることを要望します。

5 科学研究費補助金予算の確保と基金化の推進

科研費の予算額・助成額の推移

科研費の推移



※ 予算額は、当初予算額を計上。

※平成23年度から一部種目について基金化を導入したことにより、予算額には、翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を表さなくなった。そのため、当該年度に助成する金額を「助成額」として、予算額とは別に表記している。

作成：文部科学省

〇ノーベル賞などの画期的な成果をもたらした科研費の研究成果の例

◆白川英樹・筑波大学名誉教授

「ポリアセチレンフィルムの半導体としての研究」
(1969～ 試験研究、基盤研究 他)

⇒ ポリアセチレンの薄膜化で導電性ポリマーを開発
ノーベル化学賞(2000年)



34年間に科学研究費補助金を24件いただいています。これは毎年というわけではありませんでしたが、1件で3年連続受領ということもありましたので、ほぼ毎年わたって何がしかの科研費を得ていたということになります。
(平成13年11月「我が国の学術研究の明日を語る会」にて
(出典：「学術月報」2002年2月号))

◆野依良治・理化学研究所理事長

「遷移金属錯体を用いる新規合成反応」
(1972～ 一般研究、特別推進研究 他)

⇒ 有機金属化合物の触媒で鏡像体の作り分けに成功
ノーベル化学賞(2001年)、ウルフ賞(2001年)



科研費は日本の中で最も有効に機能している研究費だと思っています。私自身も長い研究生活を通じまして一貫して科研費に支えられてきたと申してよいかと思えます。…振り返りますと科研費の整備・充実と一緒に道を歩み、研究者として育てていただいたことがたく思っております。(出典：「学術月報」2006年10月号)

◆末松安晴・元東京工業大学学長、東京工業大学名誉教授

「レーザー光の導波伝送に関する基礎研究」
(1966～ 各個研究、特別推進研究 他)

⇒ 超高速・長距離光ファイバー通信の端緒を開拓
文化功労者(2003年)



科研費がなければ私の研究は存在しなかった。科研費との絆は、1) 光通信研究の育ての親、2) 日本の卓越技術の集積とネットワーク発信の構築、そして3) 国の学術研究の推進など、誠に深い。…平成2年(1990)まで科研費の強力な支援を受けて光通信の基礎研究を進めた。
(出典：科研費NEWS2009年1月号)

◆山中伸弥・京都大学再生医科学研究所教授

「蛋白質翻訳調節因子NAT1の機能解明」
「細胞核初期化の分子基盤」
(1999～ 奨励研究(A)、特定領域研究、特別推進研究 他)

⇒ iPS細胞の開発
ノーベル生理学・医学賞(2012年)



奈良先端科学技術大学院大学助教授時代の科研費による研究成果が基盤となった、世界で初めての人工多能性幹細胞(iPS細胞)の樹立に対し、ノーベル生理学・医学賞(2012年)が贈られた。

6 主体的・戦略的な大学改革を後押しする制度改革・規制緩和の推進

学長のリーダーシップの下、各大学の主体的な計画に基づき、長期的視点での戦略的な大学改革を後押しするための制度改革・規制緩和の推進を行うことを要望します。

(説明)

運営費交付金は「渡し切り」を基本として安定的に措置されることにより、各大学は学長のリーダーシップ・裁量の下に、中期目標期間（6年間）を見通して、戦略的・計画的に大学改革を推進することが可能となります。

これらの大学改革の取組に対して、国は中期目標期間（6年間）全体の実績を厳正に評価した上で、運営費交付金の配分を次期中期目標期間に反映することが必要です。

また、国立大学法人が長期的な資金計画に基づき、戦略的な教育研究投資をするための環境整備を行うため、次の国立大学法人会計制度の改革が必要です。

- ①目的積立金制度の柔軟化（毎年度の承認基準の明確化と承認時期の早期化）
- ②目的積立金の次期中期目標期間への繰越基準の明確化
- ③施設整備に係る長期借入金の柔軟化及び償還財源の多様化
- ④資金運用に係る規制の緩和（運用対象の拡大等）

7 学生に対する経済的支援の拡充

意欲と能力のある学生が経済的理由によって学業を断念することのないよう、奨学金や授業料減免の充実を図ることを要望します。

(説明)

近年、学びのセーフティネットの構築の観点から、奨学金及び授業料減免の拡充が進められていることを歓迎するとともに、貸与を受けた学生が卒業後その経済的能力に応じて返済することができる所得連動返済型無利子奨学金制度の拡充をはじめ、今後一層の充実を図ることを要望します。さらに、諸外国に見られるような給付型奨学金の創設についても検討されることを期待します。

また、大学院生をティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA) などとして雇用することは、大学院生に対する経済的支援となるとともに、大学教育の質の向上や後述する若手研究者育成の促進にも資するものであり、その雇用に係る財政的支援の充実を要望します。

7 学生に対する経済的支援の拡充

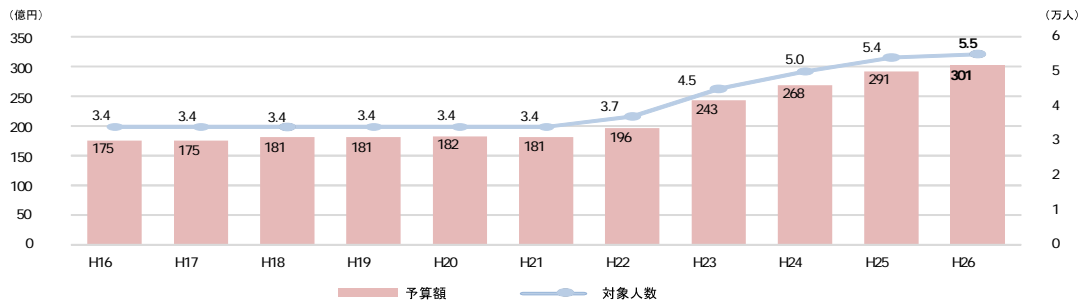
国立大学の授業料・奨学金等

授業料減免等の予算額及び対象人数は、この5年で増加している(被災学生分を含む)。
 国立大学では、日本学生支援機構(JASSO)奨学金やティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の実績が高い。

経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

国立大学の授業料減免等の予算額と対象人数

- ◆平成27年度政府予算:307億円
- ・免除対象人数:約5.7万人(約0.3万人増) 学部・修士→約5.1万人 博士→約0.6万人



- ・被災学生の修学機会確保のための減免等の実施:約4億円

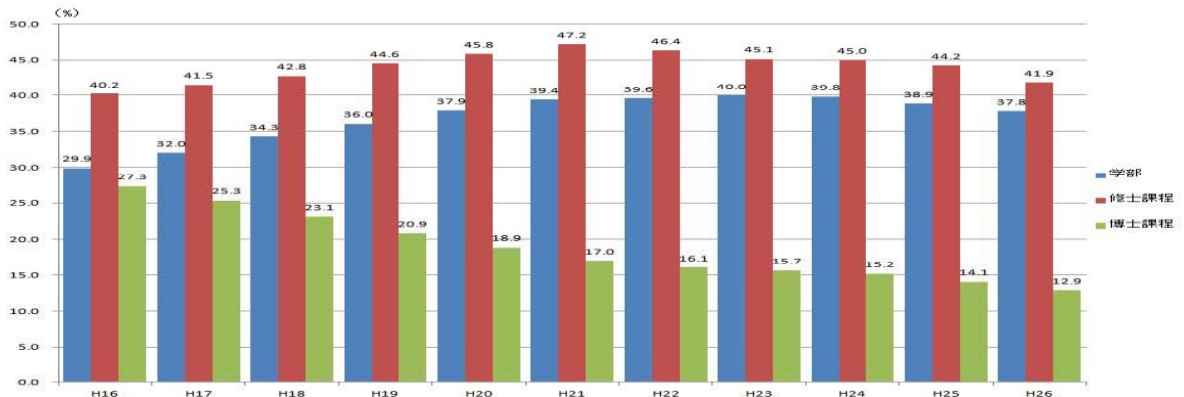
(参考)国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的負担の軽減によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学金又は寄宿舎の全部若しくは一部の免除又は猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

出典:文部科学省「学生の経済的支援の在り方に関する検討会『学生への経済的支援の在り方について』(平成26年8月29日)及び文部科学省「平成27年度文部科学関係予算(案)のポイント」(2014年1月14日公表)より作成

奨学金・学内業務等の経済的支援の充実

(1) 日本学生支援機構 奨学金貸与率(貸与人員 / 学生数)(国立大学)



(2) ティーチング・アシスタント(TA)(平成24年実績)

国立大学協会事務局作成
 ※H26は実績見込み

- ◆修士課程・・・1人当たり月額:0.7万円(平成24年大学院活動状況調査)
 - ・国立4.3万人、公立0.3万人、私立2.3万人
- ◆博士課程・・・1人当たり月額:0.7万円(平成24年大学院活動状況調査)
 - ・国立1.1万人、公立0.1万人、私立0.4万人

(3) リサーチ・アシスタント(RA)(平成24年実績)

- ◆修士課程・・・1人当たり月額:7.8万円(平成24年大学院活動状況調査)
 - ・国立0.1万人、公立0.01万人、私立0.01万人
- ◆博士課程・・・1人当たり月額:7.8万円(平成24年大学院活動状況調査)
 - ・国立1.2万人、公立0.03万人、私立0.15万人

出典:学生の経済的支援の在り方に関する検討会『学生への経済的支援の在り方について』(平成26年8月29日)より作成

8 若手及び女性の教員・研究者の育成支援

我が国の将来の学術研究を支える若手及び女性の教員・研究者に魅力ある環境を提供し、その育成を支援することを要望します。

(説明)

国立大学においては、近年、人件費抑制の影響等により若手教員の割合が低下しているとともに(35歳未満の教員の割合は平成16年の13.4%から平成25年には9.8%に減少)、将来のキャリアパスが不明確であることなどから、優れた人材が大学院に進学して教員・研究者を目指す傾向が弱まっていると言われていています。また、女性教員の積極的採用にも努めていますがまだ十分とは言えません(全教員の中で女性教員の割合は平成17年の9.3%から平成26年には14.7%に増加)。

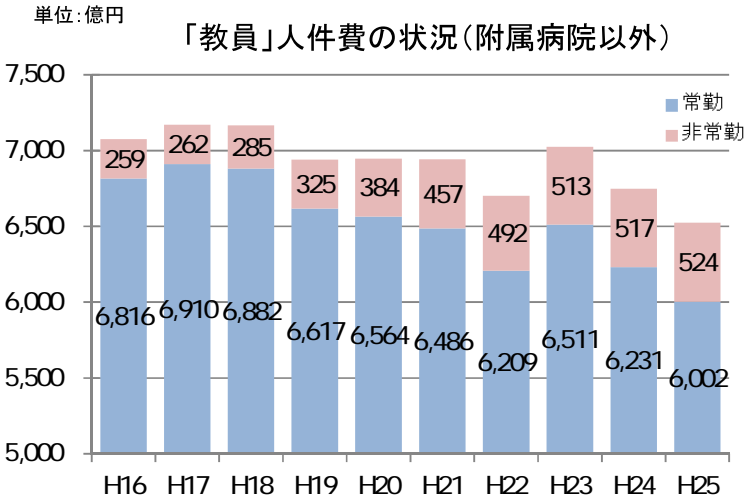
こうした中で、国において、教育研究環境整備費(スタートアップ支援)、年俸制の導入、テニユアトラック制度の普及、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築、女性研究者支援などの様々な施策を推進されていることに敬意を表します。

今後とも、これらの施策を総合的に推進していただき、若手・女性の教員・研究者に対して、将来のキャリアパスを含めて魅力ある教育研究環境を提供するよう、支援を要望します。また、これらの人材が大学のみならず研究機関や産業界とも交流できる流動性を高めるための環境整備についても配慮をお願いします。

8 若手及び女性の教員・研究者の育成支援

常勤教員(特に若手教員)の減少

運営費交付金が減少していく中で、各大学は競争的資金等の獲得により優秀な若手研究者等の雇用に努めているが、近年、研究者全体に占める常勤の採用割合が減少。若手研究者にとっては、益々厳しい採用状況となっている。



国立大学における若手教員の減少

○ 平均年齢

平成16年度 **46.4歳**



平成25年度 **47.4歳**

○ 35歳未満の割合

平成16年度 **13.4%(8,267人)**



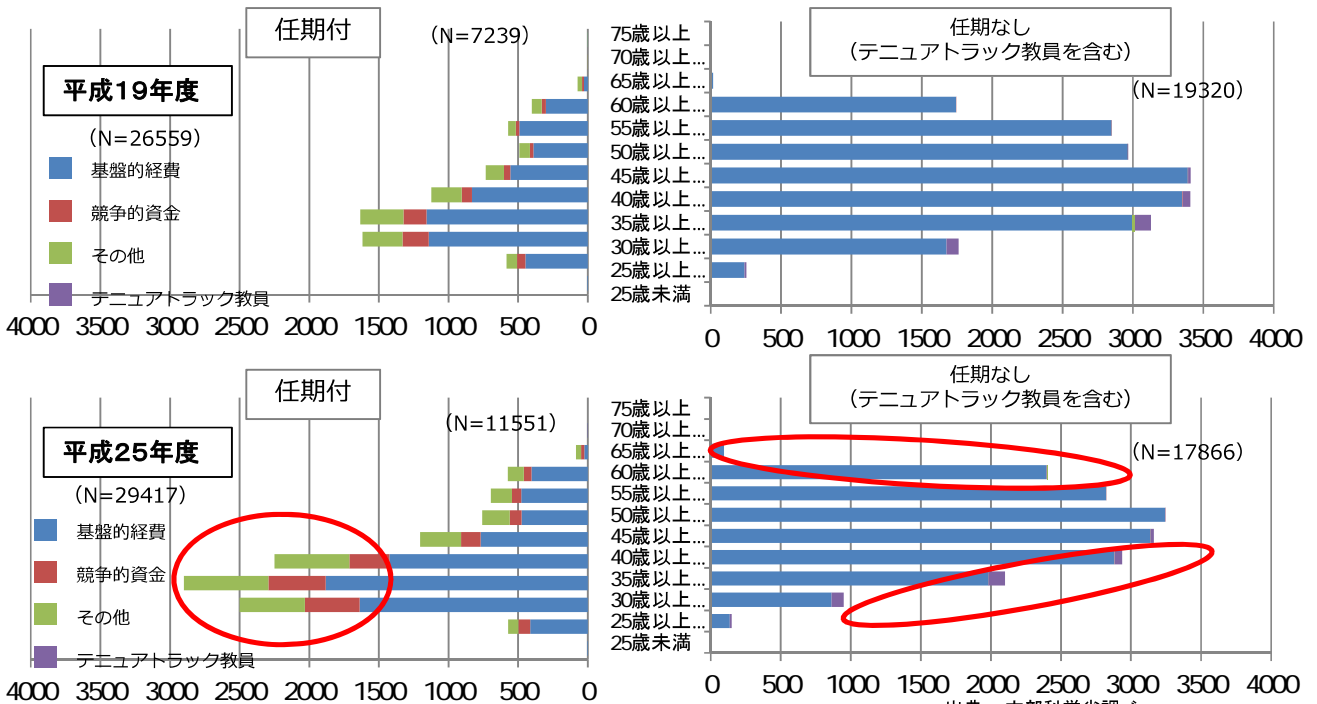
平成25年度 **9.8%(6,189人)**

※ 学校教員統計調査(H16、H25)から算出

(注1) 平成19年度以降の人件費には、会計基準変更にとまなうセグメント間の人件費配賦方法の見直しによる影響額を含んでいる。
 (注2) 附属病院以外の推移を示している。
 出典: 文部科学省提供資料より国立大学協会事務局作成

研究大学における任期付教員の雇用財源調査(速報版)

○ 研究大学(RU11)においては、任期なし教員ポストのシニア化、若手教員の任期なしポストの減少・任期付ポストの増加が顕著。
 ○ 任期付教員の雇用財源は、競争的資金等の外部資金の割合が増加。



出典: 文部科学省調べ
 (集計は科学技術・学術政策研究所で実施)

国立大学の男女共同参画の現状

アクションプランで掲げた達成目標

国立大学協会では、2011年2月『国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン－』を策定し、大学が取り組むべき事項を提言するとともに、達成目標を定めました。

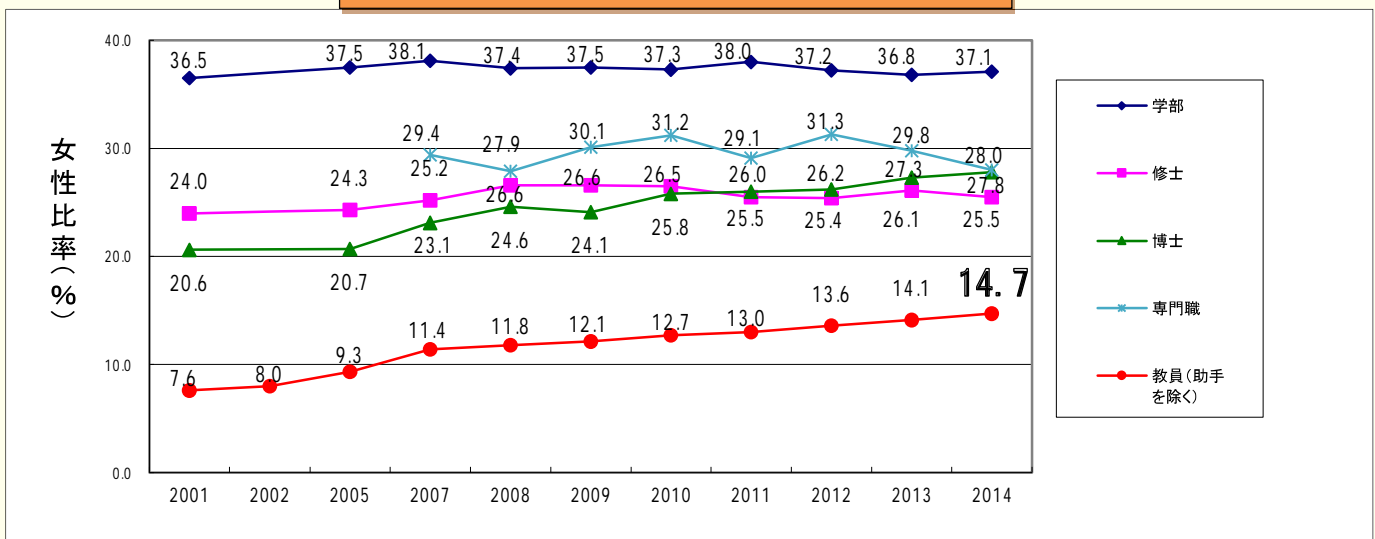
達成目標

「国立大学の女性教員比率を2015年までに17%以上（各大学において1年ごとに1%以上）に引き上げる。」

男女共同参画の現状

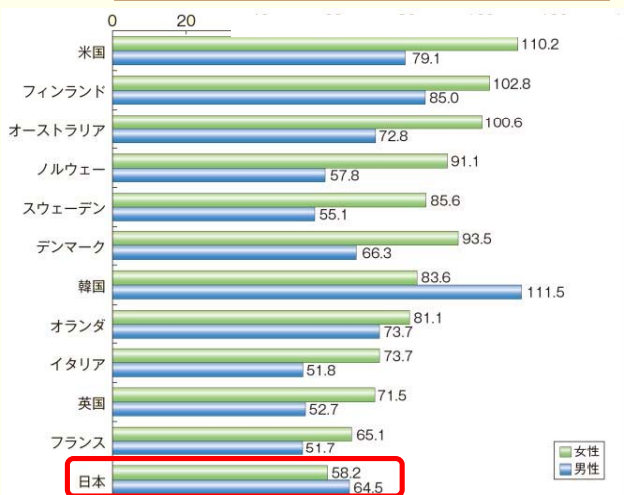
全国立大学における女性教員比率は14.7%（平成26年5月1日現在）となりました。引き続き達成目標に向けて、男女共同参画に係る取組を推進していきます。

大学における女性比率推移



(出典) 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査報告書

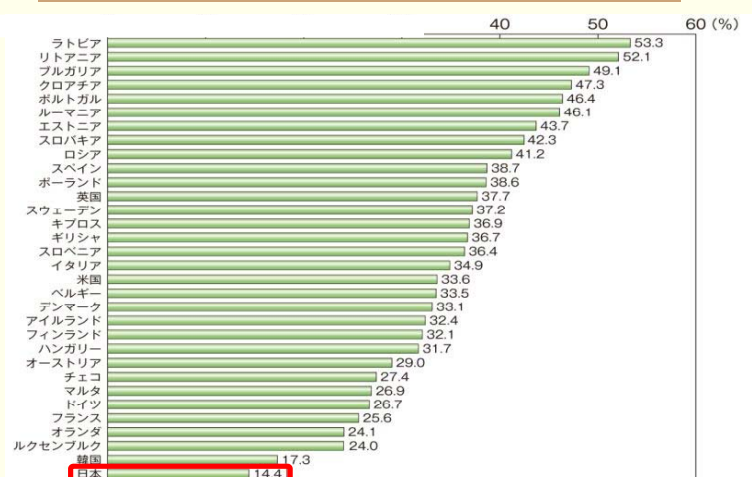
高等教育在学率の国際比較



(備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイト「Gross enrolment ratio, tertiary」より作成。2012（平成24）年時点。
2. 在学率は「高等教育機関（Tertiary Education, ISCED5及び6）の在学者数（全年齢）/中等教育に続く5歳以上の人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。

(出典) 平成26年度版男女共同参画白書

研究者に占める女性比率の国際比較



(備考) 1. EU加盟国及び主要国（ロシア、米国、韓国、日本）を抽出。
2. EU加盟国等の数は、EU「Eurostat」より作成。推定値を含む。スロバキア、ロシア、チェコは2012（平成24）年。他の国は2011（平成23）年時点。
3. 米国の数値は、国立科学財団（NSF）の「Science and Engineering Indicators 2014」に基づく雇用されている科学者（scientists）における女性割合（人文科学の一部及び社会科学を含む）。2010（平成22）年時点の数値。技術者（engineers）を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.5%。
4. 韓国の数値は、OECDの「Main Science and Technology Indicators」より作成。2011（平成23）年時点の数値。
5. 日本の数値は、総務省「平成25年」

(出典) 平成26年度版男女共同参画白書

9 大学の国際化とグローバル人材育成の推進

大学の国際化とグローバル人材育成の推進を図るため、各大学の強みや特色を活かした積極的な取組に対する支援を充実するとともに、留学生の受入環境の整備及び日本人学生の海外派遣に対する奨学金等の経済的支援の大幅な拡充を行うことを要望します。

(説明)

グローバル化への対応は今日の喫緊の課題であり、国において、スーパーグローバル大学等事業、大学の世界展開力強化事業、学生の双方向交流の推進などの様々な施策を講じていることに敬意を表します。

各国立大学は、それぞれの分野の特性を踏まえつつ、その特色や強みを活かした個性ある国際化の取組を進めており、これらの多様な取組に対する支援の充実を要望します。

また、「留学生受入れ 30 万人計画」の実現は、我が国の大学に大きな刺激と活力をもたらし、国際競争力の向上につながるものでありますが、優れた外国人留学生を積極的に受入れるためにも外国人留学生の学位取得後の在留許可を弾力化するなど魅力的な受入環境の整備や長期・短期の奨学金制度の充実を要望します。優れた外国人教員・研究者の受入れ拡大のための支援についても充実をお願いします。

さらに、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、意欲と能力のある学生全員に海外留学等の機会を提供することを目指して、民間資金も活用しつつ長期・短期の海外留学支援を引き続き拡充することを要望します。

9 大学の国際化とグローバル人材育成の推進

国立大学の国際化

「世界大学ランキング2014-2015」(英国Times Higher Education誌)では、国立大学は、教育や研究面の指標では欧米の大学とほぼ互角だが、評価の際の「国際性」の指標(international outlook)が低いため、総合順位が伸び悩んでいる。

一方、論文引用回数では、国際的に上位を占める分野があり、高い評価を得ている。

◆世界大学ランキング2014-2015

○上位10大学は、アメリカ・イギリスの大学が独占。

⇒100位以内に入った日本の大学は**2大学**。

○このランキングには5つの指標(教育、研究、国際性、産業界からの収入、論文被引用数)(※)が使用。

(※)5つの指標: 教育(teaching)、研究(research)、国際性(international outlook)、産業界からの収入(industry income)、論文被引用数(citation)

2014-2015	大学名	国等
1	カリフォルニア工科大学	米国
2	ハーバード大学	米国
3	オックスフォード大学	英国
4	スタンフォード大学	米国
5	ケンブリッジ大学	英国
6	マサチューセッツ工科大学	米国
7	プリンストン大学	米国
8	カリフォルニア大学バークレー校	米国
9	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
9	イエール大学	米国
23	東京大学	日本
25	シンガポール国立大学	シンガポール
43	香港大学	香港
48	北京大学	中国
49	清華大学	中国
50	ソウル国立大学	韓国
59	京都大学	日本
141	東京工業大学	日本
157	大阪大学	日本
165	東北大学	日本

出典: The Times Higher Education World University Rankings: 2014-2015を参照し、国立大学協会事務局作成

◆国立大学は、わが国が国際的にリードしている研究分野において上位を占める。

■化学

日本順位	機関名	高被引用論文数	高被引用論文数の割合(%)
1	(独)科学技術振興機構	181	2.36
2	東京大学	155	1.86
3	京都大学	139	1.51
4	大阪大学	128	1.67
5	(独)産業技術総合研究所	89	1.24

■材料科学

日本順位	機関名	高被引用論文数	高被引用論文数の割合(%)
1	(独)物質・材料研究機構	92	1.94
2	(独)科学技術振興機構	84	4.16
3	東北大学	60	0.94
4	東京大学	55	1.63
5	(独)産業技術総合研究所	52	1.22

■免疫学

日本順位	機関名	高被引用論文数	高被引用論文数の割合(%)
1	大阪大学	70	5.74
2	(独)科学技術振興機構	55	8.33
3	東京大学	36	2.65
4	京都大学	33	4.07
5	(独)理化学研究所	26	3.93

出典: The Times Higher Education World University Rankings各年版及び「Essential Science Indicator」のトムソン・ロイター資料(2014年4月23日)を参照し国立大学協会事務局作成

国立大学協会では、2020年までの新たな国際化の目標(『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』2013年3月8日発表)を策定し、その達成に向けて積極的に取り組んでいます。

世界に展開する多様な取り組み・現状

国立大学では、国際化に関する特色ある取り組みがなされている。

◆海外拠点

・国立大学合わせると、**298箇所**

◆海外大学との単位互換

・多くの国立大学(約7割)が実施

◆国際交流協定

・国立大学全体では、**8,000件**を超える

◆外国人教員の積極的な新規採用

・英語のみで卒業できるコース等を拡大

◆語学研修やサマースクール

・多くの国立大学(約8割)が実施

◆秋季入学

・**69の国立大学**の大学院で実施

※国立大学協会 教育・研究委員会『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』(2013年3月8日)を参照

2020年までの国際化の達成目標

『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』(2013年3月8日)

① **受入留学生数**の割合を学部と大学院合わせて
約**5.8%** ➡ **10%**

② **派遣留学生数**の割合を学部と大学院合わせて
約**2.2%** ➡ **5%**

③ **外国人教員**(本務者)比率
約**3.2%** ➡ **倍増**

④ **英語での授業実施科目数**を学部、大学院ともに
約**12,000科目** ➡ **倍増**

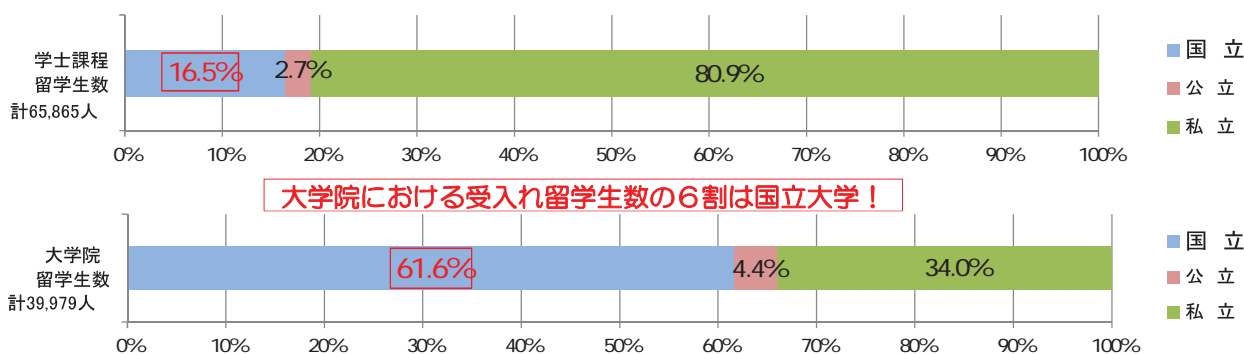
⑤ **国際化に関連した数値目標を設定する大学数**

受入留学生数の目標値のある大学
派遣留学生数の目標値のある大学 ➡ **倍増**
外国人教員数の目標値のある大学

※国立大学協会 教育・研究委員会『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』(2013年3月8日)を参照

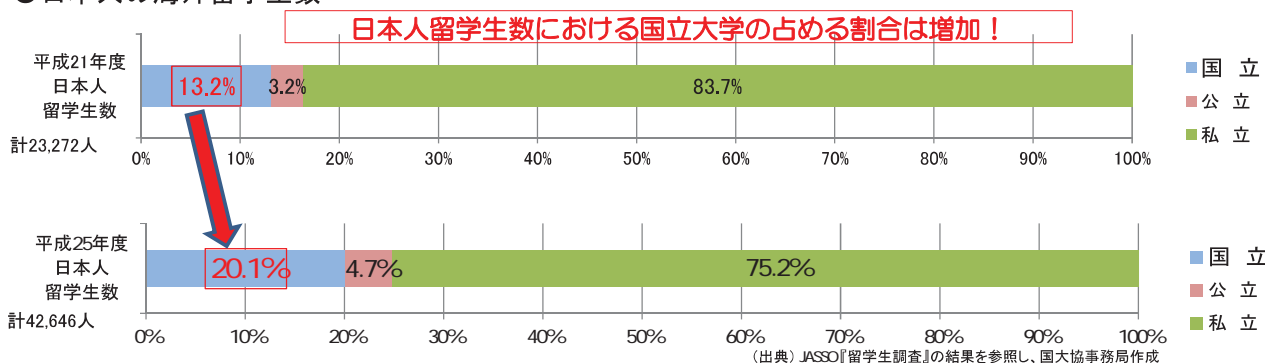
海外からの受入れ留学生・日本人海外留学生の現状

●海外からの受入れ留学生数(平成26年度)



(出典) JASSO『平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果』(平成27年2月)から作成

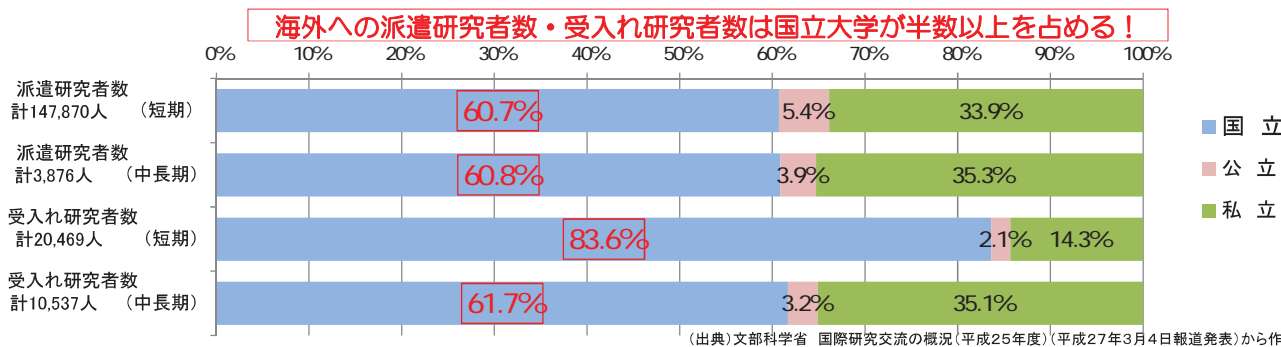
●日本人の海外留学生数



(出典) JASSO『留学生調査』の結果を参照し、国大協事務局作成

海外への派遣研究者数・受入れ研究者数

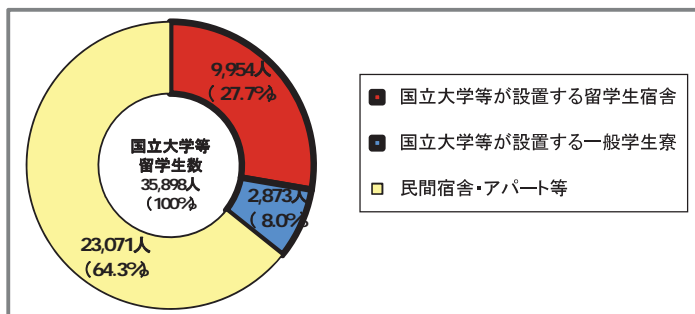
●海外への派遣研究者数・受入れ研究者数(平成25年度)



(出典) 文部科学省 国際研究交流の概況(平成25年度)(平成27年3月4日報道発表)から作成

国立大学等が設置する留学生宿舎の状況

(平成26年5月1日現在)



国立大学等の留学生数に対して、国立大学等が設置する留学生宿舎及び学生寮入居者数は、**35.7%程度**に留まっており、依然として受け入れ環境が十分に整備されているとはいえない。

(出典) JASSO『平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果』(平成27年2月)を参照し、国大協事務局作成

10 地域再生・活性化の中核的拠点としての大学の取組に対する支援の充実

大学が、その知的資源を活用して地域再生・活性化の中核的拠点として貢献する取組について支援を充実することを要望します。

(説明)

国において、平成27年度から、大学の地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を推進されていることは誠に時宜を得たものであり、敬意を表します。

各地域の国立大学は、「知」の中核としてのシンクタンクの機能、地域の産業・行政・文化等をコーディネートする機能、地域のイノベーションを推進し世界につなぐ機能を有しており、これらの機能を強化して世界的な視野の下で地域の発展を先導するよう努めています。

引き続きこの事業の充実を図ることを要望します。

10 地域再生・活性化の中核的拠点としての大学の取組に対する支援の充実

国立大学の地域への貢献

国立大学は、地方における産学連携の中核を担うとともに、その教育研究活動により、地域全体に大きな経済効果をもたらしている。

地域における産学連携とイノベーション創出

◆ 中小企業との共同研究実績の上位30大学(平成25年度・実績)

	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
大学数	10校	12校	2校	0校	6校	0校
件数	1135件	991件	115件	0件	213件	0件
件数のシェア	46%	40%	5%	0%	9%	0%

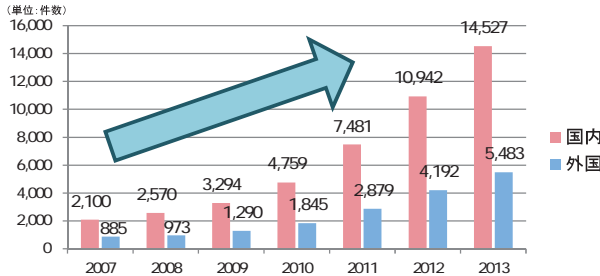
出典: 文部科学省提供資料、文部科学省科学技術・学術政策局「平成25年度大学等における産学連携等実施状況について」(平成26年11月28日)より国立大学協会事務局作成

◆ 大学発ベンチャー設立の上位30大学(平成26年度・実績)

	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
大学数	10校	11校	1校	1校	8校	1校

出典: 経済産業省「大学発ベンチャーの成長要因を分析するための調査」(平成27年4月10日公表)より国立大学協会事務局作成(※同数の大学があるため、計32大学となっている。)

◆ 国立大学等における特許権保有件数の推移



出典: 文部科学省提供資料、文部科学省科学技術・学術政策局「平成25年度大学等における産学連携等実施状況について」(平成26年11月28日)より国立大学協会事務局作成

国立大学の経済効果

◆ 国立大学が存在することにより、様々な経済効果がある

大学名	県内生産誘発額		付加価値誘発額		雇用効果		税収効果	
	直接効果	総合効果	(県内生産に占める率)	(県全従業員に占める率)	県税	市町村税	県税	市町村税
富山大学	332億円	483億円	291億円	0.6%	6,607人	1.1%	4億円	2億円
徳島大学	367億円	548億円	300億円	1.1%	7,849人	2.2%	5億円	4億円
長崎大学	448億円	712億円	425億円	1.0%	10,686人	1.7%	4億円	2億円
弘前大学	279億円	407億円	255億円	0.6%	6,783人	0.9%	4億円	3億円
群馬大学	393億円	597億円	338億円	0.4%	9,114人	0.9%	5億円	4億円
三重大学	305億円	428億円	227億円	0.3%	6,895人	0.8%	4億円	3億円
山口大学	433億円	667億円	385億円	0.7%	9,007人	1.2%	6億円	5億円
山梨大学	291億円	415億円	248億円	0.7%	6,339人	1.4%	4億円	4億円
鹿児島大学	464億円	867億円	515億円	1.0%	7,975人	1.1%	-	-

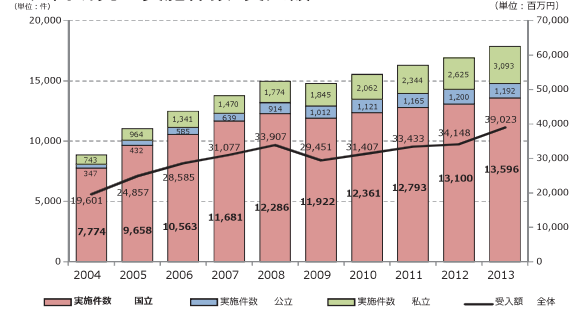
出典: 株式会社日本経済研究所「大学の教育研究が地域に与える経済効果等に関する調査研究」(文部科学省平成22年度 先進的の大学改革推進委託事業、平成23年3月)より国立大学協会事務局作成(調査対象大学: 富山大学、徳島大学、長崎大学)。株式会社日本経済研究所「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析」(平成19年3月)より国立大学協会事務局作成(調査対象大学: 弘前大学、群馬大学、三重大学、山口大学)。各国立大学法人の調査結果より国立大学協会事務局作成(調査対象大学: 山梨大学、鹿児島大学)

国立大学の産学連携

国立大学は、共同研究および受託研究を行うことで、産学連携を積極的に推進している。近年、実施件数、受入額ともに増加している。

国立大学の共同研究および受託研究

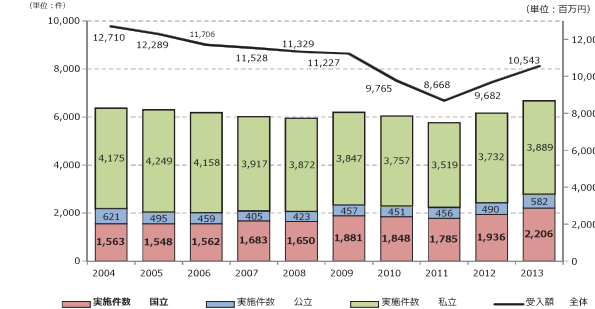
■ 共同研究の実施件数・受入額



年	国立大学等		公立大学等		私立大学等	
	実施件数	受入額	実施件数	受入額	実施件数	受入額
2004	7,774	16,230	347	613	743	2,758
2005	9,658	20,927	432	888	964	3,042
2006	10,563	23,226	585	1,309	1,341	4,051
2007	11,681	25,651	639	1,137	1,470	4,290
2008	12,286	27,857	914	1,585	1,774	4,464
2009	11,922	24,070	1,012	1,383	1,845	3,998
2010	12,361	25,468	1,121	1,446	2,062	4,493
2011	12,793	26,522	1,165	1,637	2,344	5,274
2012	13,100	27,312	1,200	1,555	2,625	5,281
2013	13,596	30,557	1,192	1,783	3,093	6,682

注: 金額は百万円

■ 受託研究の実施件数・受入額



年	国立大学等		公立大学等		私立大学等	
	実施件数	受入額	実施件数	受入額	実施件数	受入額
2004	1,563	4,954	621	702	4,175	7,054
2005	1,548	3,970	495	749	4,249	7,570
2006	1,562	3,857	459	819	4,158	7,030
2007	1,683	4,291	405	586	3,917	6,651
2008	1,650	4,299	423	692	3,872	6,338
2009	1,881	4,623	457	885	3,847	5,719
2010	1,848	3,793	451	622	3,757	5,349
2011	1,785	2,874	456	653	3,519	5,141
2012	1,936	3,487	490	631	3,732	5,565
2013	2,206	4,296	582	684	3,899	5,564

注: 金額は百万円

(注1) 平成21年度は、世界的な経済不況の影響等により、産学連携活動の各種実績が総して伸び悩む結果となっている。
(注2) 数字は、国立高等専門学校および大学共同利用機関法人も含む。

出典: 文部科学省科学技術・学術政策局「大学等における産学連携等実施状況について」(各年版)より国立大学協会事務局作成

11 高等教育予算全般の拡充

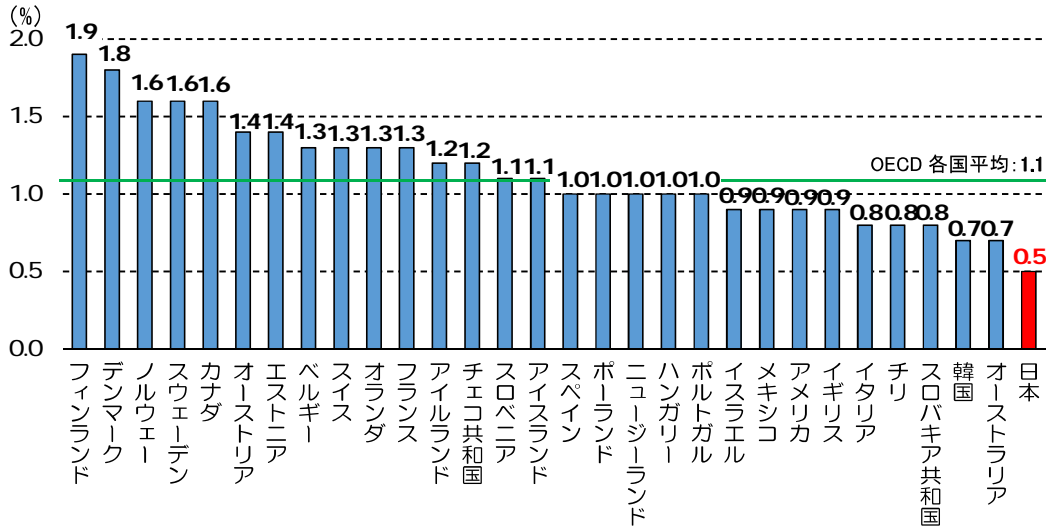
高等教育機関に対する公財政支出を OECD 諸国平均並みの水準に拡充することを要望します。

(説明)

知識基盤社会への移行とグローバルな大競争時代を見据えて、世界各国は近年高等教育への投資に力を入れています。しかし、我が国においては、先般の学校教育法及び国立大学法人法の改正に際して衆参両院の委員会で採択された附帯決議でも指摘されているように、国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助、大学等奨学金事業などをはじめとする高等教育機関に対する公財政支出の対 GDP 比は 0.5%であり、OECD 各国の平均 1.1%と比べて著しく低くなっています。また、近年の推移を見ても、各国がそれぞれ厳しい財政事情を抱えながらも高等教育機関に対する公財政支出を拡大している傾向の中で、我が国はほぼ横ばいにとどまっています(OECD「図表で見る教育」によると、2000 年を 100 とした 2010 年の指数はアメリカ 145、フランス 122、オーストラリア 142、韓国 204 に対し日本は 105)。「大学力は国力そのもの」との考え方に立って、我が国の成長発展の基盤の構築を目指し、大学改革を強力的に推進していくためには、高等教育機関に対する国の公財政支出を OECD 諸国平均並みに拡充することが必要です。

11 高等教育予算全般の拡充

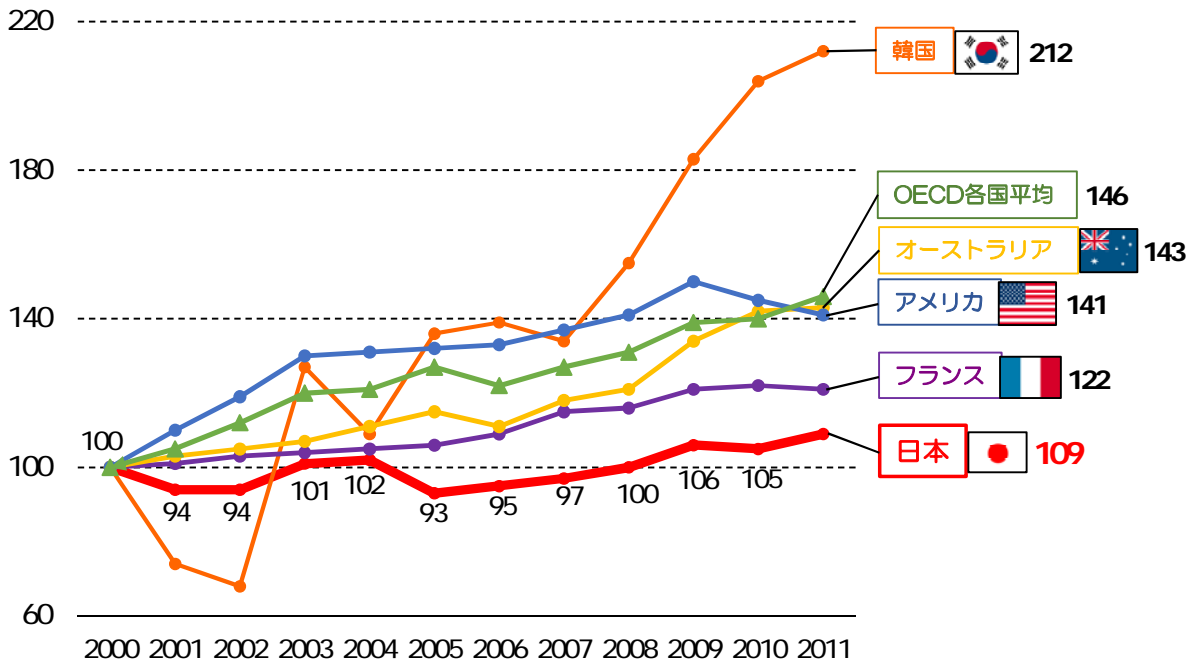
高等教育機関に対する公財政支出（対 GDP 比）（調査年：2012 年）



(出所) OECD 『図表でみる教育』 (2014年版) より作成

わが国の高等教育機関への公財政支出は、OECD 各国の中で**著しく低い**

高等教育機関に対する公財政支出の推移（変化指数，2000～2011 年）



(注) データの制約上、2000～2005年は2005年の、2006～2008年は2008年の、2009～2010年は2010年の、2011年は2011年の物価を基準として算出しており厳密な経年比較は難しい。

(出所) OECD 『図表でみる教育』 (各年版) より作成

わが国の高等教育機関への公財政支出は、先進主要国に比べて**伸び悩んでいる**

平成27年8月6日

文部科学大臣

下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 里見 進

平成28年度税制改正に関する要望

国立大学は、我が国の成長発展に貢献すべき責務を十分認識し、「国立大学経営力戦略」を踏まえ、各国立大学の強み・特色を最大限に活かし、持続的な競争力を持った高い付加価値を生み出す国立大学への転換を推進していく所存です。

そのためには、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置とともに規制緩和の推進を図り、国立大学の自己収入拡大を促進するなど財務基盤を強化することが極めて重要であります。

国立大学法人に対する個人寄附については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、所得控除と税額控除の選択制の導入について検討するとされたところであり、国立大学法人への幅広い層からの寄附の拡大のため、ぜひその実現を要望いたします。

要望事項の説明

○ 所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされております。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされております。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となりました。

これまで、国立大学法人においては、寄附金確保に向けた取組を強化しており、特に個人寄附については、平成22年度の84億円（4万件）から平成24年度には143億円（6万件）に増加しており、少額寄附者の着実な拡大は、今後の国立大学法人の経営において極めて重要な事項と認識しております。

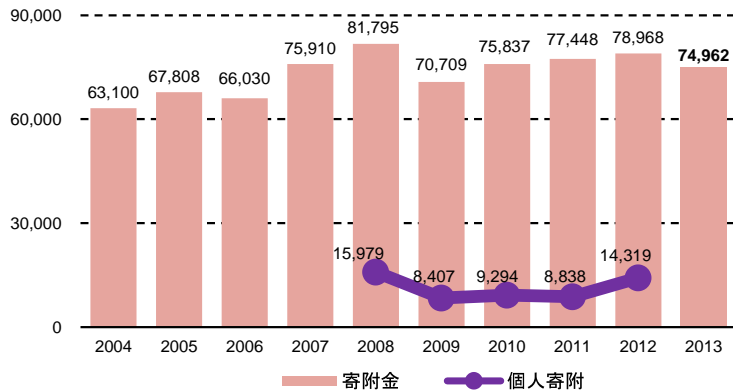
つきましては、国立大学法人が我が国の寄附文化の醸成に寄与し、卒業生も含めた多様な少額寄附者の拡大を促進するため、寄附者の利得性増進が見込まれる所得控除・税額控除選択制度の導入を要望いたします。

国立大学と寄附金

国立大学と寄附金

(百万円)

寄附金収入の推移



出典: 文部科学省科学技術・学術政策局産学連携・地域支援課大学技術移転推進室「大学等における産学連携等実施状況について」(各年版)及び文部科学省提供資料より国立大学協会事務局作成

学生支援

- ◆ 授業料免除制度の実施
- ◆ 給付型奨学金制度の実施
- ◆ 留学生への奨学金 など



研究支援

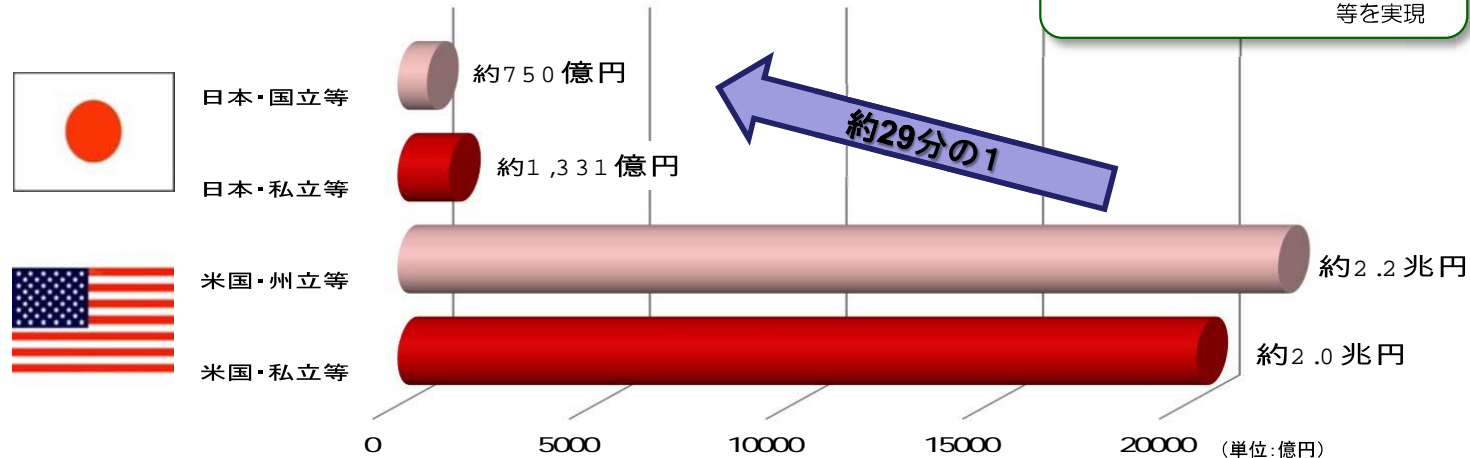
- ◆ 教育研究設備の拡充や研究者支援
- ◆ 寄附講座開設 など



財務基盤強化には寄附金の拡充が不可欠です

教育研究環境の改善に大きく寄与する寄附金ですが、その金額を米国の州立大学、私立大学と比較すると、**約29分の1**と、まだまだ低いのが現状です。

日本の大学と米国の大学の寄附金収入



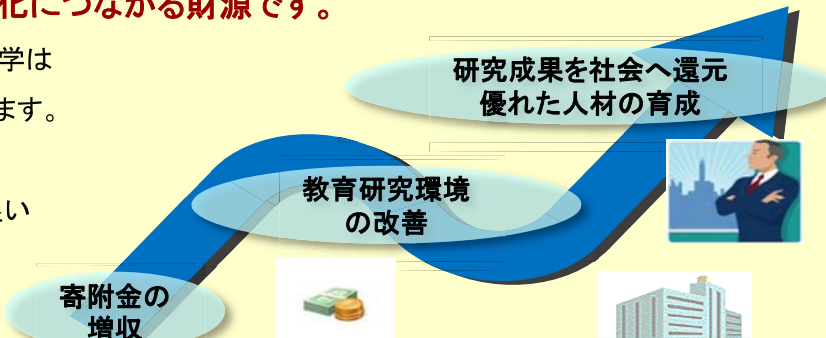
(注) 1ドル=120円で換算。米国については、調査対象となった機関(博士授与大学、修士授与大学、準学士授与大学等)に限り、「Public」と「Private」で分類し、集計。
出典 日本・国立等:2013年度実績 ※文部科学省「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況について」、
日本・私立等:2010年度実績 ※532法人の計(総数546)日本ファンドレイジング協会編『寄附白書2013』、
米国・州立/私立等:2014年度実績 ※1,042機関(州立:545、私立:497)の計 Council for Aid to Education. “Survey Respondents by State Voluntary Support of Education Report for FY2014” FOR IMMEDIATE RELEASE, January 28, 2015より国立大学協会事務局作成

寄附金の増加により、世界をリードする「強い国立大学」と「優れた人材」が誕生します

●寄附金は各国立大学法人の教育研究の強化につながる財源です。

寄附金収入とその莫大な運用益によって、アメリカの大学は世界でも類を見ないほどの教育研究環境を提供しています。

今後、国際的な大学間競争はますます厳しくなることが明らかであり、各国立大学法人の強みを生かしたより良い教育研究環境を提供するためにも、裁量性の高い寄附金収入を増やすことが急務です。



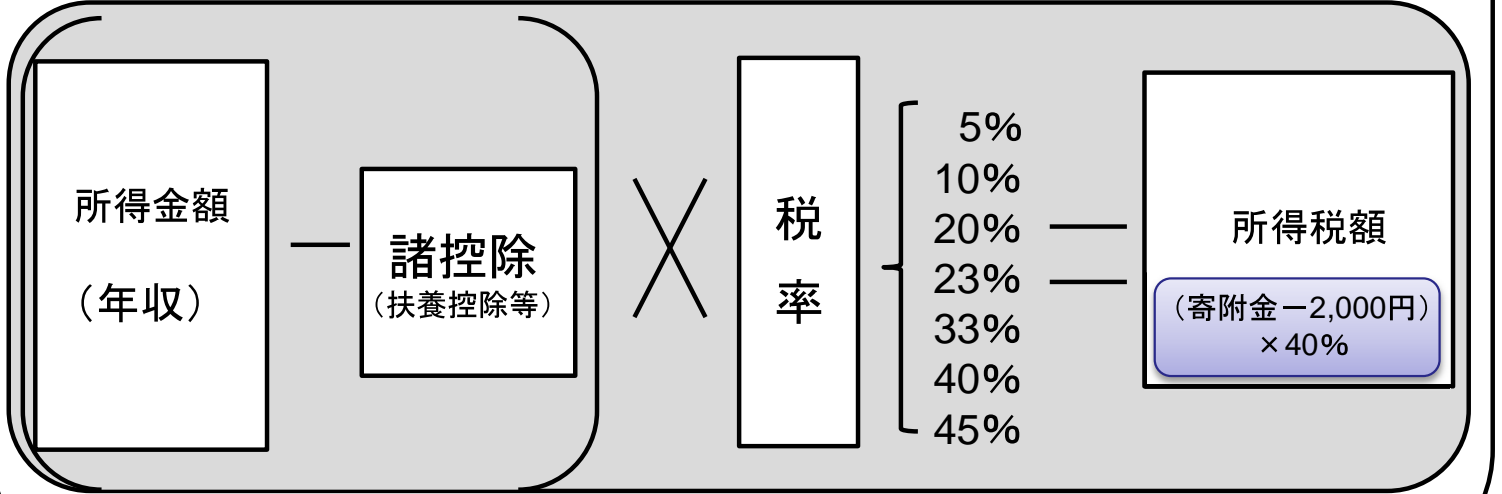
所得控除・税額控除選択制度

〔国立大学法人についても、寄附者の利得増進が見込まれる選択制の導入を〕

私立大学の場合

◆税額控除: 各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金の一定割合が控除される。

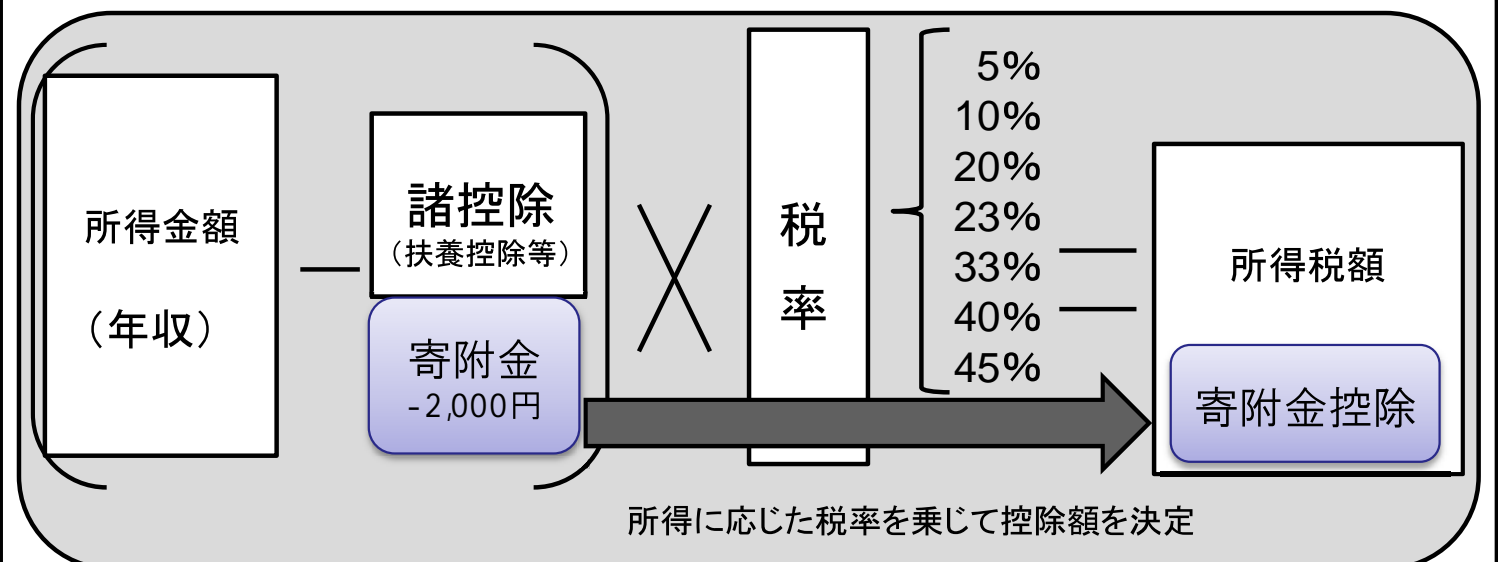
⇒私立大学(学校法人)は認められているが、国立大学法人は認められていない。



例(年収500万の寄附者が1万円を寄附した場合) **税率に関わりなく**, $8,000円 \times 40\% = 3,200円$ を控除

国立大学の場合

◆所得控除: 各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて, 控除額を決定。



例(年収500万の寄附者が1万円を寄附した場合) $\left(\begin{array}{l} 10,000円- \\ 2,000円 \\ =8,000円 \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{税率は} \mathbf{10\%} \\ \text{(平均的な世帯の諸控除額} \\ \text{を想定)} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} 8,000円 \times 10\% \\ = \mathbf{800円} \text{を控除} \end{array} \right)$

効果

少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン

平成27年9月14日

一般社団法人 国立大学協会

国立大学協会は、昨年11月以来、これからの我が国の社会・経済の長期的な動向を見据え、国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性を自ら明らかにすることを旨として検討を進め、昨年12月にはその基本的な考え方を「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」と題する会長声明として公表した。

さらにその後、会長声明に基づく具体的なアクションプランについて検討を行ってきたが、このたび以下のようにとりまとめた。

はじめに

国立大学の使命と役割

現在、我が国は、長年にわたる経済の低迷から脱却し、グローバル社会の中で、イノベーションに立脚した持続的な成長の実現に向けて、国を挙げて取り組んでいる。また、我が国の多様な潜在力を最大限に発揮し全国の隅々にわたる総合的な均衡ある発展を図るために、地域創生と女性の活躍推進が重要な課題とされている。

国立大学は、全都道府県に配置され、高度の高等教育を提供することにより、教育の機会均等とともに地域において人材育成を図り、地域の社会・経済・産業・文化・医療・福祉の拠点として、それぞれの地域の個性や特色を活かしつつ我が国全体の均衡ある発展に貢献してきた。

また、知識基盤社会における国力の基盤となる「知」の創造においては、これまでの我が国の全てのノーベル賞受賞者を生み出したように、基礎研究から応用研究までにわたり、世界最高水準の研究を推進してきた。

さらに、国際的には、大学院レベルの留学生受入れや研究者交流の中心を担い、諸外国との高度な学術協力や交流を積極的に推進することにより、我が国全体あるいは各地域と世界をつなぐ役割を果たしてきた。

国立大学はこのような使命と役割を自覚し、グローバル世界に開かれた高等教育機関として、教育・研究・社会貢献の諸機能を一層強化して、次代を担うたくましい学生の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーションの創出などを牽引し、それらの成果の社会への発信と世界展開に向けて抜本的な改革に取り組んでいく決意である。

国立大学の置かれている状況

現在、世界の高等教育は急速なグローバル化が進展し、激しい競争環境の下で学生や教員の流動性が高まっている。また、各国ともに国の成長戦略として高等教育への投資に力を入れており、特に中国、韓国や東南アジア諸国においてはその伸びが著しく、教育研究環境において我が国に迫り、さらには凌駕しようとする勢いである。

一方、我が国においては少子高齢化が急速に進行しつつあり、平成 26 年現在の 18 歳人口は約 118 万人であるが、10 年後には 110 万人以下に減少し、20 年以内には 100 万人を割り込むことが確実となっている。さらに、我が国の財政は、平成 27 年度末の国債残高が約 807 兆円と見込まれるなど、国際的にも類を見ない深刻な状況にあり、財政健全化が喫緊の課題になっている。

国立大学としては、このような厳しい見通しを直視しなければならない。これらの大きな課題に加え、様々な我が国の状況に対応するために示されている内閣府や文部科学省などの各種審議会・委員会等の報告にも十分鑑みて、国立大学に求められる使命を今後とも遂行していくために、将来における大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れつつ、また公私立大学や高等専門学校などを含めた我が国の高等教育機関全体の在り方を見据えた上で、主体的な取組の方向性とその工程表を明らかにして各方面の理解を得るとともに、それを後押しする予算、制度等の面で国に対する要請を行っていく責任があると考え。そのためには、国立大学が自らの将来ビジョンに基づく具体的なプランを述べる必要があると考えた。

以上が本アクションプランを作成した目的である。

国立大学の基本機能の維持向上

国立大学は全都道府県に設置され、地域や経済条件にかかわらず高度な学びの場を提供するとともに、次代を切り拓く研究成果を創出し、我が国の均衡ある総合的な発展に貢献することを基本的な機能としている。この機能を将来にわたって果たしていくためには、まず国からの教育研究に係る基盤的経費の確実な措置が不可欠である。

このことを再確認した上で、次の取組を着実に進めていく。以下、項目ごとに具体的な大学の取組例と国に対する要請を列挙する。

○国力を支え発展させる多様な知を創造し、継承する。

(例) 大学は、多様な研究分野の将来性について熟慮し、またそこで活動する

研究者についての評価軸を策定し、その評価に従って適切な支援のもとに研究力の向上に努める。また、優秀な若手研究者に対する魅力ある教育研究環境の提供に努める。

国は、運営費交付金での支援を確保するとともに、大学からの多様なシーズを内包するボトムアップの研究提案を踏まえて、厳正なピアレビューシステムによる競争的でありながら研究の基盤的支援経費である文部科学省科学研究費補助金を充実させるとともに、その他の基盤的な研究経費も充実し、基礎研究の発展を支援する。

(例) 大学は、創造された知を集積し、これを基盤にグローバル社会で活躍できるたくましい学生を育成する。

国は、運営費交付金の堅持を基盤に、教育に係る基盤経費を安定的に措置するとともに、知的刺激に満ちた教育環境の整備の支援及び学生が安定的に優れたサービスを受けられるための支援を行う。

○社会還元につなげる応用研究を推進し、イノベーション創出を牽引する。

(例) 大学は、継続的に学術研究を展開しつつ、一方では地球規模の課題、国や地域が直面している問題、社会や産業界のニーズ等を把握し、明確な目的意識を持って大学発の技術あるいは大学に創出を期待される技術の開発を推進する。

国は、地域と大学、産業界と大学の協業を推進するための支援を行うとともに、橋渡し段階の開発研究とその体制を支援する。

○全国及び各地域における良質な雇用を創出する。

(例) 大学は、全国及び各地域において、国・地方自治体や産業界と連携して、将来の国・地域を支える社会・産業ビジョンの策定に積極的に貢献し、そのために必要とされる技術開発や高度専門職の育成・再教育に率先して取り組む。その際、人文・社会科学系、理工系、医療系等の専門知を融合し、少子高齢化や低炭素化などに対応できる社会システムを含めた総合的な施策を提示していく。

国は、このような産官公学の連携による取組を支援する。

ポイント 1: 優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備

国の活力を維持向上させていくための基盤は次代を担う人材である。我が国の18歳人口は、前述のとおり今後さらに減少していくが、一方で我が国の大学

進学率は他の OECD 諸国に比べて決して高くはない。国立大学は、高度な学びを求めるニーズにまだ十分に答えきれていないと考えられる。また、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れることは、社会・世界のニーズに応えるだけでなく、大学の教育・研究に刺激と活力をもたらすものである。

国内的には、特に社会人学生の受け入れは、我が国の大学全体で 2%以下であり、OECD 諸国の平均 22%に比べて著しく低い。また、国立大学の学生数における女性の比率は学部で 37%、大学院では 30%以下であり、工学分野では学部でも 12%にとどまる。さらに、最近の高大接続システム改革の議論の中でも、大学が多様な背景を持った学生を受け入れることの重要性が指摘されている。

外国人留学生数については、国立大学では現在約 3 万 8 千人、全学生数の 6%程度であり、欧米諸国に比較して人数・比率の両面で低い状況にある。OECD の予測では、世界の留学生数は 2012 年の 450 万人から 2025 年には 800 万人に拡大するとされており、グローバル社会において国立大学は一段と積極的な役割を果たしていく必要がある。

このように多様な学生を受け入れるためには、入学者選抜や教育プログラムの改革をはじめとして受入環境を十分に整備する必要があることは言うまでもない。

以上を踏まえ、第 3 期中期目標期間（6 年間：平成 28 年度から平成 33 年度）に、次の取組を開始・実行する。

○多様なニーズに応える教育研究の質を向上させる。

(例) 大学は、科目ナンバリング、達成度評価系などを含めて国際通用性のある教育システムへの改革を進める。一方で、大学色、地域色などの個性豊かな教育コンテンツを充実させる。

国は、日本の教育制度を国際的な水準で活用できるような法整備や規制緩和を推進するとともに、チューニングシステムの導入促進をはじめとした各種の支援を行う。

○確かな学力とともに多様な資質を持った高等学校・高等専門学校卒業者を受け入れる。

(例) 大学は、多面的・総合的な評価を含み、個々の大学のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに沿って学修をすすめることができる者を選抜できるように入試改革を推進するとともに、推薦入試、AO（アドミッションズ・オフィス）入試、国際バカロレア入試等の導入を拡大する。

国は、各大学における丁寧な入試の実施に必要な組織整備、人材育成等について支援を行う。

○優れた外国人留学生の積極的な受入及び日本人学生の海外派遣を拡大する。

(例) 大学は、入試改革などを通じて、学部及び大学院レベルで、優秀な外国人留学生の受け入れを推進し、英語で学位取得が可能な課程の整備や日本語・日本文化に関わる教育コンテンツを充実し留学生の育成を図る。同時に、海外の大学とのダブル・ディグリー・プログラムの拡大普及とジョイント・ディグリー・プログラムの開発導入を積極的に推進し日本人学生の国際性向上を図る。さらに大学は、積極的な広報活動と国際的に魅力ある研究及び教育環境の整備を進めつつ、留学生受入数及び日本人学生の海外派遣数を大幅に拡大する。

国は、各大学の特性に鑑みた留学生配置の支援を行う。例えば、教育系大学において、日本人及び外国人を対象とした教育のグローバル化に資する人材育成や、日本型初等中等教育システムを修得させた外国人教員の育成などを支援する。

○女子学生及び女性教員の受入環境を整備する。

(例) 大学は、女子学生や女性教員について、ライフイベントなどとの両立支援体制を強化する。特に、理工系、社会科学系などの女性比率の低い分野を中心に、積極的な募集活動や環境整備を通じて、比率向上に努める。

国は、各大学の規模、特性、分野、女子学生・女性教員比率の現状を踏まえ、積極的に比率向上に努める大学を支援する。

○留学生及び若者を地域に引き寄せ地域創生に貢献する。

(例) 大学は、地方自治体・産業界との連携により、積極的な支援を呼び込み、それぞれの役割と責任を明確にした連携教育及び連携研究を推進する。同時に、地域色、大学色を活かした教育・研究の開発を行う。

国は、地方自治体・産業界と大学が一体となった取組を支援する。例えば、国が地域産業界のニーズとマッチングした学生・留学生の支援を行うとともに、留学生施設の拡充や整備を支援する。また、地域の外国人児童生徒の教育や国際バカロレア教育を推進できるグローバル教育人材の養成を支援する。

○学び直しを求める社会人を積極的に受け入れる。

(例) 大学は、産業界・地方自治体とも連携しつつ、社会人の学び直しニーズに応じた内容や履修形態を備えた魅力ある教育プログラムを開発・実施するとともに、入学者選抜の方法についても工夫する。

国は、各大学における産業界・地方自治体と連携した取組を支援するとともに、学び直しを行う社会人の支援を行う。

ポイント 2: 大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上

これまでに述べたような多様なニーズに応える高度な教育研究を推進していくためには、言うまでもなく予算、人員、施設等の資源を十分に確保・投入しなければならない。しかしながら、前述のような我が国の厳しい財政状況等の下で新たな資源を大幅に確保することは現実的ではない。

各国立大学は従来から、それぞれ経費の節減や効率化を行いつつ、学内資源の再配分による機能強化に努めており、ますます厳しい状況ではあるが、外部資金の獲得等の財源の多様化を含め、引き続き努力を継続する必要がある。その上で、個々の大学が個別の機能強化を進めるだけでなく、国立大学総体としての機能を高める仕組みを構築する必要がある。

共通の趣旨・目的を持った取組については、複数の大学が連携・共同して推進することにより、規模のメリットを活かして多様な資源の共有と教育研究水準の向上を図ることが期待できる。国立大学は全都道府県に設置され、それぞれが多様な強み・特色を有しているが、それらが様々なネットワークを形成することによって、極めて高い総合力を発揮することができると考えられる。さらには各地域における公私立大学との連携・共同や各種の学問分野における研究機関との連携・共同を推進することも有効である。

特に研究については、学問分野がますます融合・複合化していく中で単独の大学のみで拠点形成することは困難になってきており、今後は領域ごとに複数大学のネットワークを構築し支援することが重要かつ効果的になると考えられる。

以上を踏まえ、ポイント 1 とほぼ並行して、次の取組を実行する。

○大学間等の連携・共同による教育を推進する。

(例) 大学は、各自の強みをさらに強化し、自身の教育力の向上を図るのみならず、他大学等との連携・共同により教育内容を互いに補完する。留学生を含む一般の学生のみならず、社会人の学び直しなどでは特に互いの補完が必要である。そのためには、国内大学間での教育コンテンツの互換性、教養科目の最低限の標準化などを進める必要がある。MOOC（大規模オープンオンライン講座）などの活用も有効と考えられる。このような体制を整えることで、例えば留学生の受け入れに関しても、国立大学総体での募集や育成などが可能となる。また、このような連携・共同は高大接続システム改革を実行する際の有効な方法に資する可能性もある。

国は、上記の取組について、特に複数大学での取組を支援する。例えば、

国立大学総体で留学生を選抜し希望大学を調整して受け入れたり、一つの大学で受け入れた上で一定期間他の大学で学修させたりすることを可能にするようなシステム改革を行う。

○大学間等の連携・共同によるネットワーク形成により研究を推進する。

(例) 大学は、多彩な学問分野に関して、それぞれが強みを持つ分野を核としつつ他の大学・研究機関と連携・共同して、当該分野に関連する幅広い優れた研究者や学生が交流・結集し、資源を共有することにより、ネットワークを形成し、新たな学際・融合分野を切り拓くことを含め、世界をリードする研究を推進する。

国は、文部科学省科学研究費補助金の「分科」レベルの細やかさで様々な研究分野について、多様な連携が図れる仕組みを構築し、上記の取組を重点的に支援する。

○学生、研究者の高い流動性を確保する。

(例) 大学は、特に優れた若手研究者が複数の大学や研究機関、民間企業等で様々な刺激と経験を経つつも着実に研究を推進できるよう、①年俸制やクロスアポイントメント制の活用、②テニュアトラック制の導入・定着、③学生の内部進学や教員の内部昇任について一定の割合の設定や他機関の経験を条件とするなどのルールの設定により大学等の間の高い流動性を確保し、魅力あるキャリアパスを提供する。

国は、国立大学にとどまらず広く公私立大学、研究機関、民間企業等を含めた流動性を促進する環境を整備しつつ、上記の取組を支援する。

以上の取組(基本機能とポイント1~2)に係る財政措置及び制度改革の在り方

国立大学は、今後、以上の取組を主体的にかつ着実に実行していく。他方、国には、厳しい財政状況の下ではあるが、これらを支える制度・環境の整備と支援を要請するものである。その中で、特に教育研究経費の配分については、教育研究の特性である多様性、長期的な視野、自由な発想等の重要性に鑑みて、次のような基本的な考え方に基づくべきである。

- ① 基盤的な教育経費は安定的な運営費交付金で保証する。そのためにこれ以上の運営費交付金の削減は行わない。
- ② 個々の大学の特長を活かした基盤的な研究や研究者の独自性の高い研究に

についても運営費交付金で安定的に措置する。

- ③ 大学・研究組織の連携・共同で展開する研究・教育については、運営費交付金の一部と文部科学省内の競争的資金の一部を一体的に活用できるよう柔軟かつ競争的に支援する。
- ④ 研究者の個々の自由な発想に基づいたボトムアップ研究は、文部科学省科学研究費補助金で支援する。
- ⑤ 各省庁が牽引する社会ニーズに対応するための研究費については、各制度の趣旨・目的や相互の関連性を整理した上で、大学間、連携グループ間、あるいは個人間での競争性に基づいた方法により配分する。

さらに、各大学が主体的・戦略的に改革を進めていくためには、教育研究経費の適切な配分とともに、各種の規制緩和を含む制度面の改革も極めて重要である。例えば次のようなものである。

- ① 大学が長期的な資金計画に基づき戦略的に教育研究投資を行う環境を整備するため、現在の目的積立金制度の柔軟化及び資金運用の弾力化を図り、複数年度にわたる資金計画を確かな見通しを持って策定し、基金的に活用できるようにする。
- ② 財源の多様化を図るため、特に寄附金の確保を促進するために、税制面の環境を整備する。
- ③ 優れた留学生を積極的に受け入れるために、また育てた学生が我が国の社会・産業のグローバル化促進に貢献できるようにするため、留学生の学位取得後の在留許可を簡素化・弾力化するなど、魅力的な受入環境を整備する。

将来の動向を踏まえたさらなる組織再編等による国立大学の構造改革に向けて

構造改革の基本的な観点と進め方

少子化が進む我が国において、その将来を支えるために最も重要な観点は、高いレベルの知的基盤を支えることができる一定数の知的人口を持続的に生み出すことのできる高等教育の体制と環境を維持することである。国立大学は、学問の入り口に立った学部学生から新たな知的成果を生み出すことができるほどに習熟した大学院生までが共棲する場所として、これまで以上にその使命を重く受けとめて将来を見通した改革を進めていかなければならない。

こうした基本的な観点に立って、国立大学は、まず当面は、これまでに築いてきた国立大学の機能を最大限に活用し、各大学が独自に又は連携して自己変

革を推進していく。すなわち、前述したように将来の優秀な入学者の確保を目指した取組（ポイント1）を進めるとともに、国立大学総体の連携・共同による教育研究機能の向上を目指した取組（ポイント2）を確実に実行し、その求められる機能を果たして地域と国の発展に貢献していく。

一方で、我が国の少子高齢化や厳しい財政状況の大きな改善は想定し難く、国立大学を取り巻く環境は決して楽観できるものではない。その中で、将来とも国立大学の教育水準を維持し、世界をリードする研究を推進してグローバル化時代における我が国の成長発展を支える観点からは、今後、組織の数や規模、学生数などにも踏み込んだ国立大学の大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れておく必要がある。

ポイント1及び2の取組自体も、容易に変更あるいは改善することができない客観的な諸条件を克服しつつ進める必要がある。これをさらに進めて真に効果的な組織再編等の構造改革を実行するためには、前もって十分な期間にわたり、地方自治体、産業界、また他の高等教育機関との調整も図りつつ、人事面・財政面をはじめとする周到な準備を計画的に進めていくことが不可欠である。そのため、国立大学としては、別添の工程表に示すとおり、各大学の主体的な判断に基づき、第3期中期目標期間にポイント1及び2の取組を着実に実行しつつ、並行して国の財政状況をはじめ国立大学を取り巻く諸般の状況をしっかり見定めて、将来の国立大学それぞれの、あるいは総体について具体的な組織再編等の構造改革の在り方を検討し、準備を整え、経時的に積極的に改革に着手していくこととする。

全都道府県に設置された国立大学は、国立大学の中での取組のみならず、我が国の高等教育全体の質の向上や公私立大学等を含むネットワーク作りにおいても責任を有している。こうした観点から、国立大学の組織再編等においては、国立大学のみならず高等教育を担う国公立大学全体の適正な規模とそれぞれの高等教育機関の機能について、大学のみならず各方面の幅広い関係者による議論に基づき高等教育のグランドデザインを描くことが必須である。

構造改革の方向性(国立大学の将来像)

以上に述べたように、将来の具体的な組織再編等の構造改革の在り方については、今後の国立大学の改革の進展状況や国立大学を取り巻く諸般の状況を見つつ検討していく必要があるが、その際に少なくとも押さえておくべき重要な視点や方向性は次の諸点である。

(1) 国立大学は地域の拠点として不可欠な存在

これまで繰り返し述べてきているように、国立大学は全都道府県に設置され、地域の社会・経済・産業・文化・医療・福祉の拠点として大きな役割を果たしてきた。

もちろん国立大学は、世界に開かれた高等教育機関として世界に伍する教育研究を展開していくことが重要な使命であるが、その前提として、全ての国立大学は、程度や重点の置き方の違いはあれ、地域の支えを得つつ、地域の若者を受け入れ、地域の発展に貢献する「知」の拠点として不可欠な存在であり、その役割は、今後ますます大きくなっていく。そのための構造改革の主要な視点・方向性は以下のとおりである。

- ① 地域創生の必要性が叫ばれる今日、国立大学は地域の多くの優れた若者を引き寄せ、地域で活躍する人材を育成する。
- ② 国立大学の存在自体が地域に大きな経済効果をもたらすのみならず、各地域の強みを活かしたイノベーションを創出して、新たな産業のシーズを生み出す。こうした産業の変化に対応して、地域の産業界と連携して、社会人の学び直しの場を提供する。
- ③ 自然災害、環境問題、人口減少、地域社会の衰退をはじめとする地域が直面する問題へ積極的に関わり、学術の観点から解決や取組のための知見を提供するとともに、新たな研究課題を見出して、研究を通じて解決への道を考える。
- ④ 地域に根ざし、世界に羽ばたく「グローバル化」を牽引する存在として、国際的な教育研究交流を通じて、地域の若者や企業を世界につないでいく。さらには留学生を地域に受け入れ、地域への定着を促して、地域社会や産業の国際化を促進する。
- ⑤ 「ソフトパワー」の源泉は、地域の多様な文化であり、それを継承・発展させ、国内のみならず世界に発信していく。
- ⑥ 高齢化の進行に伴う医療・福祉ニーズに対応して、地域の医療・福祉人材を育成するとともに、附属病院においては地域医療の最後の砦として高度先進医療を提供する。

以上に述べた点などについて、まず、これまでの国立大学の取組状況、また地域社会との対話や説明についての現状を検証する必要がある。その検証と反省の上に立って、将来の我が国の均衡ある持続的な発展の観点から、「今、必要な地域性とは何か」を問い直し、それを踏まえた可能な貢献の在り方を考慮し

て、国立大学それぞれの、あるいは総体についての構造改革に取り組む。

(2) 資源の最大有効活用による国立大学の諸機能の一層の向上

大学の目的については、教育基本法において、教育・研究・社会貢献であることが明記されており、将来の構造改革においても、全ての国立大学はこの3つの基本的な機能を十分に発揮しなければならない。諸外国が高等教育の充実強化に力を入れ、国際的な競争環境が激化している中では、これらの諸機能について一層の質的向上を実現させなければ、我が国の高等教育の地盤沈下をもたらし、ひいては知的基盤社会における我が国の存立基盤を危うくすることになりかねない。

一方、我が国の厳しい財政状況や少子高齢化の進行を直視すれば、できる限りの財政支援を期待しつつも、次に述べるように、国立大学自らが限られた持てる資源を最大限に有効活用することにより、諸機能の一層の強化を図るよう努力しなければならないことは言うまでもない。

教育、研究、社会貢献及びこれらを支える経営・財政の観点からの、構造改革の主要な視点・方向性は以下のとおりである。

- ① 教育の観点からは、教養教育や社会人学び直し課程などを中心に、ICTなどを活用し、他大学等と連携・共同して充実した内容を確保する。

学部・研究科の編制や学生定員については、個々の大学による検討にとどまらず、近隣地域の複数の大学間で連携や役割分担を行うことも視野に入れ、また大学の特性等に応じ、学部と研究科の学生定員の再配分などについても検討し、実行する。

入学者選抜における大学の枠組みを超えた選抜単位の設定や、大学間での単位互換や共同学位の導入等を通じて、学生の流動性を高め、学生が学内外の様々な教育プログラムを移動ないし複数経験して、学修内容・経験を豊富にできるような方策について検討し、実行する。

- ② 研究の観点からは、イノベーションの創出に関する国際的な競争が激化していることから、新たな学際分野や融合分野を含め世界をリードする研究を推進していくことが我が国にとって特に重要かつ必須である。そのために分野ごとにネットワークを形成したり、機能的な統合を図ったりすることにより、資源の共有と研究者の流動性を確保し、あらゆる資源を最大限に活用して研究力を強化・向上する。

産業界における研究開発投資を大学に呼び込み、産学双方にとってメリットのある共同研究等のシステムを構築することを検討し、実行する。

- ③ 社会貢献の観点からは、前述したように広域的なレベルを含む地域の産業創出、文化創造、先進的医療等の拠点として、地方自治体や産業界からの支援を得て協働して人材育成、イノベーション、国際性の向上などに貢献する。
- ④ 経営の効率化やスケールメリットを生み出す観点からは、教育研究面の機能的連携や人事給与システムの改革により効率的な業務運営を推進する。また、その実績を踏まえて複数大学の経営面の連携により一層の効率化や資源再配分などのメリットを生み出す方策についても検討し、実行する。
- ⑤ 財政の観点からは、寄附金などの外部資金の獲得、保有資産の活用、正規課程以外の教育サービスの収入源化などを通じて、多様な財源確保に努めるとともに、授業料の在り方については、教育の機会均等の観点から、我が国全体及び地域の経済状況、分野の特性等を踏まえ、奨学金などの学生支援方策と併せて検討する。

以上に述べた点について、国立大学は、限られた資源を最大限に有効活用しつつ、教育・研究・社会貢献の諸機能の質は決して低下させず、むしろ向上させるとの観点から、活用できる資源と提供するサービスの規模のバランスを勘案しながら、かつ、次に述べる我が国全体の高等教育のグランドデザインの必要性を踏まえて、その存在意義の最大化を目指し将来の構造改革の全体像を構築していく。

(3) 我が国全体の高等教育のグランドデザインの必要性

最後に、強調したいのは我が国の高等教育全体を見渡した上での再構築に関する観点の重要性である。

我が国の高等教育は、国の政策により全国に配置され教育の機会均等や計画的な人材養成等に寄与する国立大学、地方自治体がその政策に基づき地域の要請に応えるために設置する公立大学、それぞれの建学の精神に基づき多様な教育研究を展開する私立大学、さらには早い年齢段階から実践的な技術者教育を行う高等専門学校など、多様な教育機関によって支えられている。

国立大学の構造改革を考える際には、国立大学のみならず我が国の高等教育機関全体のあるべき規模や質の確保、それぞれの高等教育機関の機能・役割などについて、我が国が知識基盤社会において国際的にしっかりした存在感を保ち続けるための将来像を踏まえて、まず十分に議論を深めなければならない。

また、国公私立を問わず、各高等教育機関がそれぞれの強みを共有し足らざるところを補い合ったり、教員・学生の流動性を高めたりするためのネットワークを構築することも重要であり、全国に存在する国立大学にはその核として

の機能を果たすことも求められている。

そのため国立大学の構造改革に向けては、国公立大学のみならず各方面の幅広い関係者による議論を行い、我が国の高等教育のグランドデザインを描くことがその前提として不可欠である。国立大学はこのような議論を先導する重要なステークホルダーである。

おわりに

以上に述べてきたとおり、国立大学は、18歳人口の減少や優秀な学生の獲得をめぐる国際的な競争、また厳しい国の財政状況などの中であっても、我が国の高等教育の高い水準での維持・向上を実現し、国際社会における我が国の高等教育の存在感を示していかなければならない。国立大学協会では、これまで国立大学や高等教育全般に関する各種の情報の収集・分析、海外の大学団体との連携・協力、国立大学の意義・役割に関する社会啓発・広報活動など、国立大学の機能強化に向けた支援を行ってきたが、本アクションプランの実現に向けては、これらの支援機能を一層充実するため、国立大学協会がその組織の強化を図っていくことも必要である。

今般、国立大学協会においては、現実を直視しつつ精力的に真摯な議論を重ねた結果、国立大学の使命と役割、国立大学の置かれている状況を踏まえた上で、まずは国立大学の基本機能の維持向上、優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備(ポイント1)、大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上(ポイント2)を着実に推進していくとの決意を明らかにした。また、そのために必要な財政措置及び制度改革の在り方についても明らかにした。さらに、将来の動向を踏まえたさらなる組織再編等による国立大学の構造改革に向けて、その基本的な観点や進め方、方向性についても明らかにした。

以上について、各方面の理解を得、まずは当面の第3期中期目標期間において、各国立大学が本アクションプランに示した改革を実現していくための予算面・制度面における支援を要請するとともに、将来の構造改革に向けて、大学のみならず各方面の幅広い関係者による我が国の高等教育のグランドデザインに関する議論が早急に開始されることを望むものである。

財政制度等審議会における財務省提案に関する声明

平成27年10月27日
一般社団法人国立大学協会
会長 里見 進

平成27年10月26日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において財務省が示した今後の「国立大学法人運営費交付金」に関する提案については、国立大学協会として大きな疑念や危惧を持つものである。

財務省は、運営費交付金を削減することによって、はじめて自己収入確保等のインセンティブが生まれると主張するが、我々国立大学の現状や自律的な取組に対してあまりにも配慮を欠いたものであり、むしろ改革の実現を危うくすると言わざるを得ない。

また、家庭や学生の経済状況が厳しくなっている中で、授業料の引上げと併せて運営費交付金の減額を行うことは、経済格差による教育格差の拡大につながる。経済条件にかかわらず、また我が国のすべての地域において意欲と能力のある若者を受け入れて優れた人材を社会に送り出すという国立大学の役割を十分に果たすことができなくなることを危惧するところである。

たしかに我が国の財政状況は極めて厳しく、国立大学が高い質を確保しながら自律的・持続的な経営を続けていくためには、国費による支援に安住することなく、自ら多様な自己収入を確保していく努力が必要であることは我々も認識している。

しかしながら、国立大学法人の基盤的経費である運営費交付金は、平成16年度の法人化以来12年間で1,470億円(約12%)の大幅な減額となっており、各国立大学においては規模の大小を問わず、その運営基盤は急激に脆弱化しており、諸経費の高騰も相まって危機的な状況にある。

このような状況の中ではあるが、「日本再興戦略改訂2015」や「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「国立大学経営力戦略」などにおいて示された今後の我が国の持続的な成長発展の実現のために期待される国立大学の役割を全力で果たすべく、国立大学は、今まさに大胆かつ迅速な改革に取り組んでいるところである。

国立大学協会が本年9月14日に公表した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」においては、主体的な改革の具体的な方向性と工程表を明らかにし、その中では厳しい財政状況も直視しつつ、大学間等の連携・共同による教育研究水準の向上を図ることや寄附金等の外部資金を含む多様な財源確保に努めることを明記するとともに、こうした改革を長期的見通しに立って実現していくためには、基盤的経費である運営費交付金の確保が不可欠であることを述べている。

国立大学が教育・研究・社会貢献の諸機能を強化し、将来の我が国の持続的な発展に貢献する改革を着実に実行していくためには、「国立大学法人運営費交付金」等の基盤的経費の充実が不可欠であることを重ねて強調し、各方面のご理解を求めらるるものである。

決 議

地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学！！

国立大学は、「地域の文化・社会・経済を支える拠点」として、「社会・世界に開かれた学生の学びの場」として、さらに「多様な価値を創造する研究の源泉」として、各大学の個性や強みを生かしつつ、確固たる実績を残してきました。

政府は、「日本再興戦略」改訂 2015、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」、「国立大学経営力戦略」などにおいて、今後の我が国の持続的な成長発展の実現のために国立大学の果たす役割にますます大きな期待を寄せています。

国立大学協会も、本年 9 月、将来にわたり国立大学が世界に開かれた高等教育機関として、次代を担うたくましい人材の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーション創出への貢献などを牽引していくための主体的な取組の方向性と具体的な工程を明らかにした「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を公表したところであり、今後これに沿って自律的かつ着実にさらなる改革を推進していきます。

なお、最近、財政当局から、国立大学の運営費交付金を年次的に削減するとともに、授業料等の自己収入の増加を求めるといった提案がされたと聞いていますが、この提案については、去る 10 月 27 日付けの会長声明に述べているように、国立大学が今まさに全力で取り組んでいる改革の実現を危うくするとともに、経済状況による教育格差の拡大につながるものと強く危惧するものです。

については、我々の改革実行のための取組と決意についてご理解をいただき、次の措置が講じられますよう要請いたします。

(平成 28 年度予算)

国立大学の改革と機能強化を推進するため、基盤的経費である運営費交付金の拡充をはじめ、概算要求の諸事項について十分な予算措置を行うこと

(平成 28 年度税制改正)

寄附文化を醸成し、国立大学の寄附金確保の取組を促進するため、所得控除・税額控除の選択制度を導入すること

平成 27 年 11 月 2 日

平成 27 年 11 月 18 日

文部科学大臣
馳 浩 様一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進（東北大学総長）一般社団法人 公立大学協会
会長 清原 正義（兵庫県立大学長）日本私立大学団体連合会
会長 清家 篤（慶應義塾長）

国家予算における国公立大学の基盤的経費拡充に関する要望

1. 社会変革をリードする大学の改革・機能強化

社会構造の大きな変革が進展するなかで、グローバル人材・地方創生人材の育成、イノベーション創出の拠点として、大学は今、大きく変化している。

大学は今、大きく変化している。

我が国が知識基盤社会へと構造転換することは急務である。

社会の各層で活躍する中間層の能力を高めて、生産性向上に貢献し、経済成長を実現し、文化や科学を進展させていくうえで、大学による人材育成、イノベーション創出は大きく貢献するものと確信する。

社会構造の変革には、これまでにない新たな知が求められる。未知の世界を切り拓き、新たな知を創造し、それを牽引する人材を育成することは、大学の本来の使命である。

国の知的基盤としての役割を果たすべく、大学はその改革と機能強化を進める。

(1) グローバル人材の育成拠点としての大学

大学は、留学生の派遣・受入の拡大（大学等からの海外留学生は 2011 年度の 53,991 人から 2013 年度は 69,869 人に、我が国への外国人留学生数は 2011 年度の 163,697 人から 2014 年度は 184,155 人に増加）などを通じて、グローバル人材の育成拠点としての機能強化を進めている。

※グローバル人材の育成拠点としての取組（事例）

- 国際関係学部において、外国人教員の比率 4 割、学生全員が卒業論文を英語で作成・公表、1 年間の海外留学を必修化、留学生との 1 年間の寮生活を義務付け
- 法学のアジアキャンパスを設置し、アジア各国の法整備を支援。修了者からベトナム、ミャンマー等の各国の政府高官を輩出

- ファッション教育の国際拠点として、世界約 20 か国から 1300 名を超える留学生を受け入れ、高度の専門教育を実施
- 国際的な学位の互換性を認めあうための「日本版チューニング」や外国の大学と連携した学位プログラムの実施など国際的通用性のある教育システムを構築

(2) 地方創生人材の育成拠点としての大学

地場産業の振興、その担い手となる人材育成、看護や保育など社会的需要の高い分野の教育の量的質的拡大など、地域や産業の基盤となる機能強化を進めている。

※地方創生人材の育成拠点としての取組（事例）

- 大学が中核となり、地元複数企業からなるバイオクラスターを形成。インキュベーションセンターの設置等により、産学官連携による実学教育を実施
- 地元地域の「経済研究センター」を設置し、客員研究員として自治体職員、企業関係者延べ 100 名以上の参加を得て、人口減少時代の地域経営セミナー等を実施
- 自治体との連携による商店街活性化事業、地元特産品を使ったレシピ開発・販売による観光客誘致などの過疎化対策支援を実施
- 地域の畜産・農業・観光等に新たな価値を創成し、6次産業化等による成長産業の振興と地域活性化を図る地域資源のマネジメント人材を養成

(3) イノベーションの創出拠点としての大学

科学研究の高度化、産学連携の強化などを通じて、社会を牽引するイノベーションの創出拠点としての機能強化

※イノベーション創出拠点としての取組（事例）

- 伝統産業を含めて地元の強みである「繊維・ファイバー工学」等の分野に学内資源を集中。米国MIT等から世界一線級の研究者を招へいし、国際教育研究拠点を形成
- ヒト iPS 細胞等を用いた再生医療の実現、環境問題の解決及び新エネルギーの開発などイノベーション創出を目指した世界最先端の研究を実施
- 画像処理技術に関する先進的な研究を活用したソフトウェアベンチャー、電源を小型化できるダイオード・トランジスタの製品化等の大学発ベンチャーの積極的創出
- 大学スピンオフのバイオベンチャー企業において、高性能タンパク質素材であるクモの糸を人工的に合成し、次世代バイオ素材として実用化する研究開発を実施
- スピントロニクス分野にシカゴ大学やミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へいし、国際共同大学院を構築

(4) 改革を進め、人材育成・社会貢献の機能強化を図る大学

大学教育の質的転換、教育プログラムの改革を図り、学生を鍛えて社会に送り出すための機能強化を進めている。

※大学改革の取組（事例）

- 本格的な文理融合環境と産学官連携により、世界に先駆けて高齢化と成熟化が進む我が国の発展を先導する高度博士人材を育成。5年間で主専攻修士、副専攻修士と主専攻博士の学位を取得
- 企業や自治体等での数百時間の実習を組み込むなど課題解決型の実践教育を展開
- 学部横断のライティングセンターを設置し、少人数、個別指導による論文指導を実施
- 学生一人一人のポートフォリオを作成し、どのような能力を身に付けたかを把握

- 教室外で行う「行動型学修」と教室内で行う「参加型学修」を組み合わせた、アクティブ・ラーニング型カリキュラムの実践
- 複数の大学・企業間の連携により、1年生前期に、企業からの課題に対し学生がグループワークを行う講座を設置

2. 大学を巡る危機

基盤的経費の削減による弊害が看過できなくなってきており、家庭や学生の経済格差拡大が教育機会の格差に繋がりがねず、我が国大学の研究力の低下、各大学の先進的取組が頓挫する懸念が高まっている。

1. に述べたような改革努力にも関わらず、基盤的経費の削減により、我が国の大学は危機に瀕していると言わざるを得ない。

(1) 教育格差拡大の危機

家庭や学生の経済状況が厳しく、経済格差が教育格差の拡大に繋がりがねない懸念が高まっている。例えば、年収500万円以下の大学生の家庭の割合は、2006年度の19.1%に対し2012年度は24.2%と増加している。

既に家計の教育費負担は限界に達しており、このような状況のなかで、基盤的経費の減少が続くとするならば、経済的理由で学業を諦めざるを得ない学生が増加することが強く危惧される。

我が国の大学進学率はOECD諸国の平均を下回っており、先進諸国と比べて高いとは言えない。家庭の所得水準に関わらず、意欲と能力のある誰もが高等教育を受けられる環境を構築するためにも、高等教育への財政支援は重要である。

(2) 研究力低下の危機

近年、科学研究の世界が急速に拡大し、世界的に大量の論文が産出されるなか、論文数や引用数における我が国の国際的地位が低下傾向にある。各国が大学への投資を拡大するなかで、我が国の研究力が相対的に低下している。

国公立に対する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費が削減され続けた結果、博士課程進学者数の減少、研究時間の減少、論文増加率の伸び悩み等の看過し難い弊害を生むようになってきている。

この度、ノーベル賞を受賞された大村智先生、梶田隆明先生は、山梨大学、埼玉大学、東京理科大学に学び、北里大学に奉職された経験を持つ。このことは、一部の研究大学に限らず、全国の私立大学や地方大学が研究分野でも大きな役割を果たしてきたことを表している。研究の裾野の広さが多様性を生み我が国の強みであったが、基盤的経費削減の流れが続けば、こうした強みを持続することは困難となる。

(3) 若手人材育成の危機

各大学は、国からの競争的補助金も活用しながら、大学改革や研究の高度化を進めてきたが、こうした仕組みに過度に偏ることとなれば、補助期間終了後の教育研究の継続は困難となり、若手人材の雇用、大学院進学者の減少という歪みをもたらしている。

基盤的経費の安定的な確保があってこそ改革努力の継続が可能となる。教育環境の改善や研究の高度化への対応が求められている中であって、こうした取組を継続的に支え

るための基盤的経費が確保されない場合には、人材育成の持続性が確保できず、大学は果たすべき役割を全うすることが困難となる。

3. 我が国の将来に大学が貢献できるよう、大学の基盤的経費の拡充を

我が国が対処すべき難題の解決に大学が貢献するため、基盤的経費のこれ以上の削減を回避し、その充実に向けて舵を切っていくことを強く要請したい。

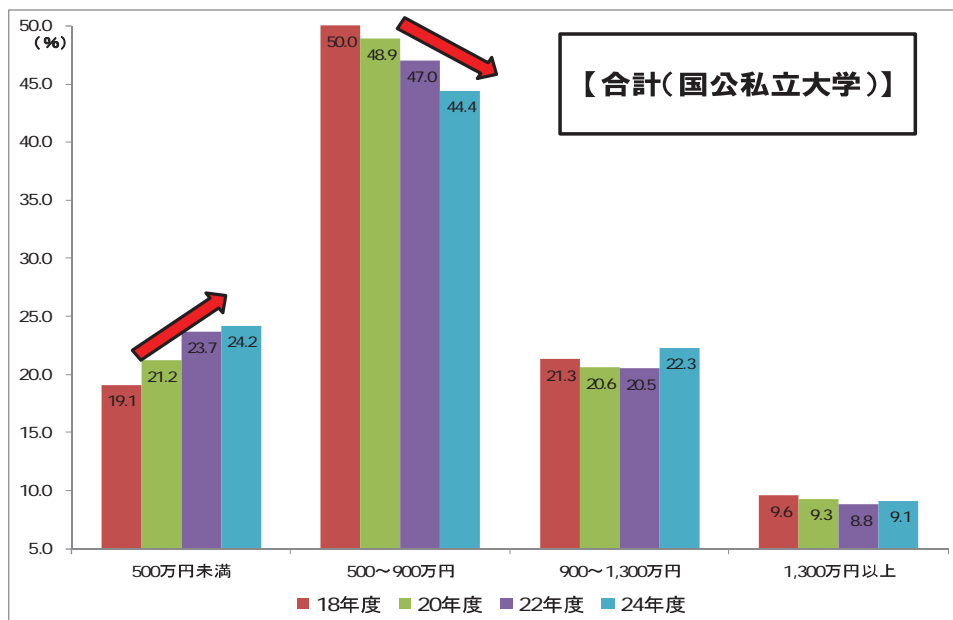
我が国が対処すべき難題は山積している。また、知のフロンティアが急速に拡大する中で、人材の獲得や学術研究を巡る熾烈な国際競争が展開している。このような中で、基盤的経費の削減という状況が今後も続くならば、社会全体の知識基盤を支える人材の育成メカニズムが危機に瀕し、我が国や地域の将来的な発展や国際社会への貢献が阻害されることが強く危惧される。

大学は今、改革を進めてきており、今後も更なる改革に全力で取り組む決意である。国公立それぞれに公財政支出の在り方に対する課題等はあるものの、今こそ、設置者の違いを超え大学が一致して、ここに、これ以上の基盤的経費の削減を回避し、むしろその充実に向けて舵を切っていく時であることを強く訴えるものである。

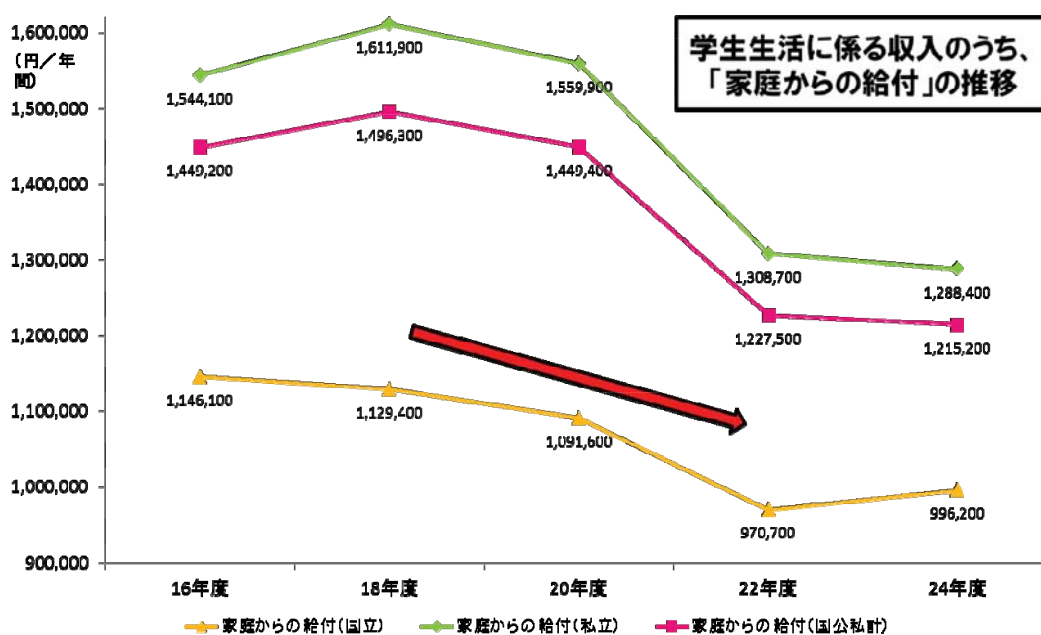
大学生の家庭の経済状況

参考資料 1

家庭の年収別 学生数（割合）の推移



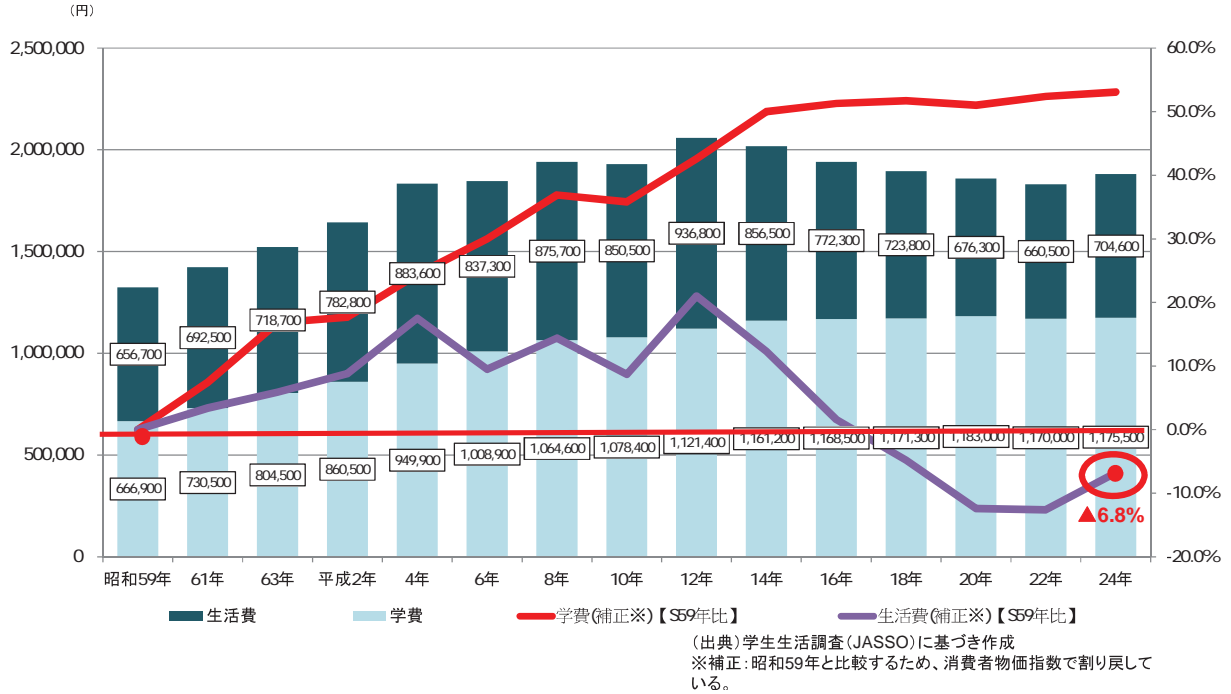
学生生活に係る収入のうち家庭からの給付の状況



出典：学生生活調査報告【(独)日本学生支援機構】

学費・生活費の推移

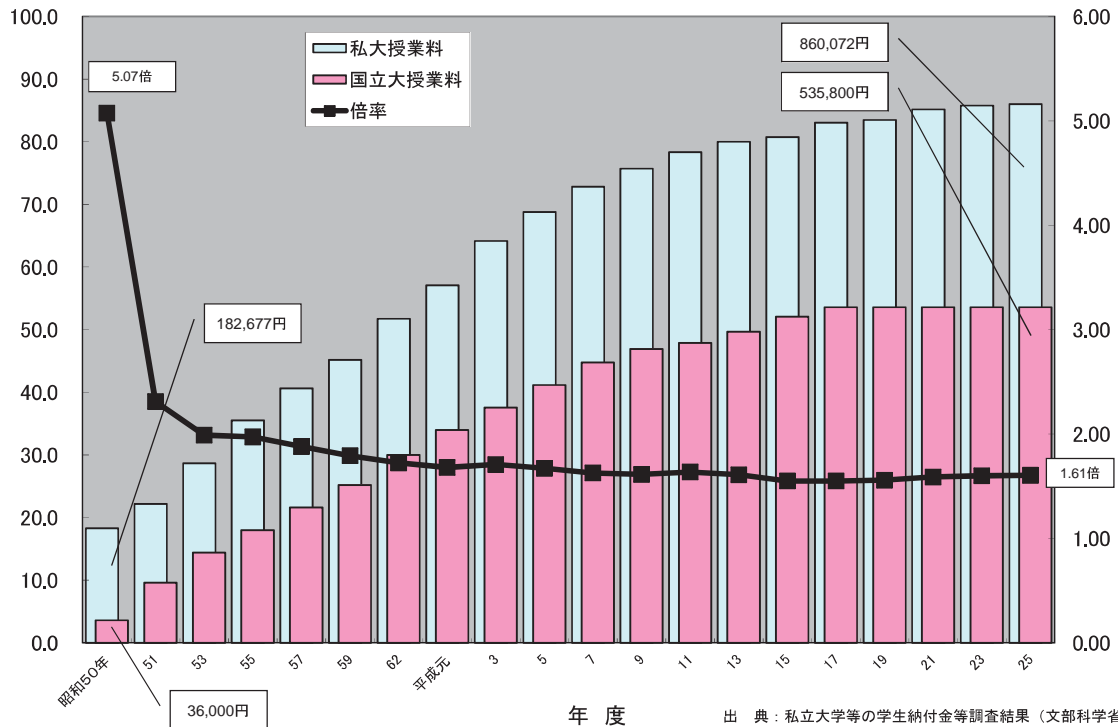
昭和59年以降、学費と生活費はゆるやかに拡大しているが、昭和59年現在の金銭価値で比較(折れ線グラフ)すると、学費は拡大しているが、生活費は減少しており、**学費を賄うために、生活費を切り詰めている状況**



授業料の推移 (国立大学・私立大学)

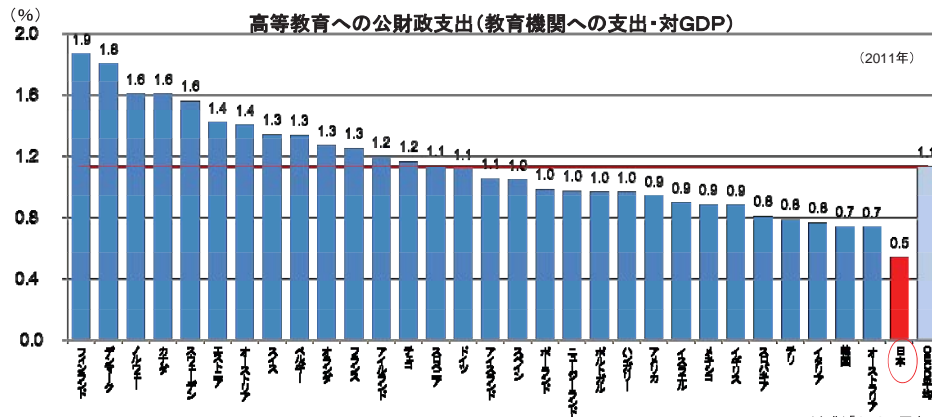
単位: 万円

単位: 倍

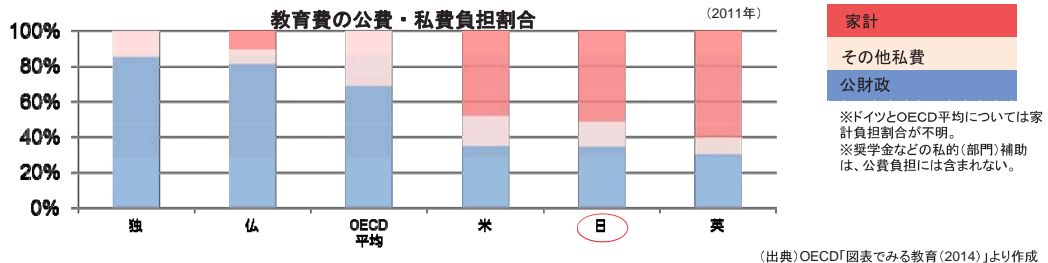


高等教育への公財政措置等に関する国際比較

■ 国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。



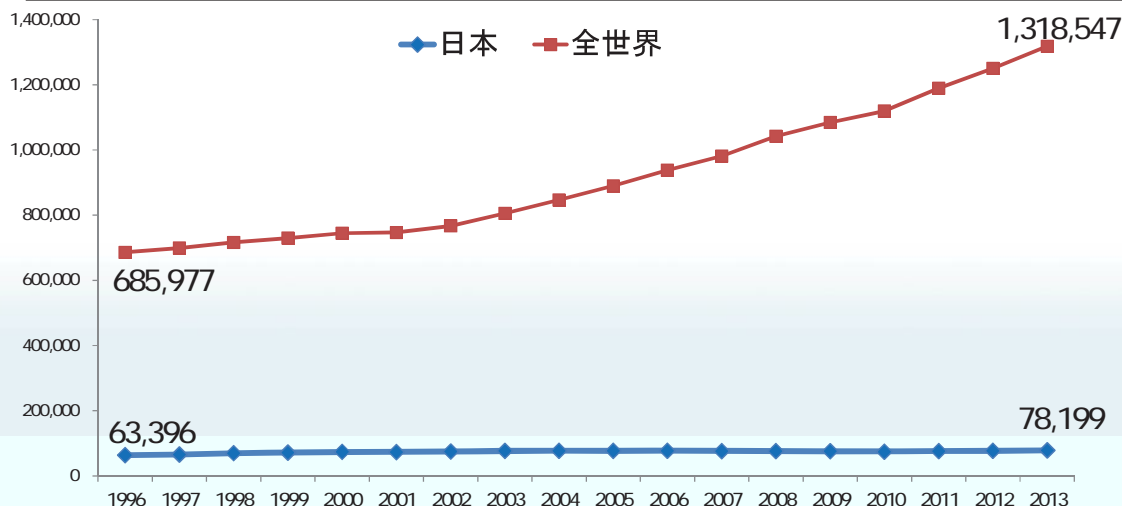
■ 日本は家計の負担割合が高い。



研究力低下の危機

日本と世界における論文数の推移

近年、全世界の論文数が大きく伸びているのに対し、我が国の論文数は伸び悩んでおり、我が国の国際的な地位が低下する懸念が高まっている。



※ Article, Reviewを分析対象とし、整数カウントにより分析。年は出版年。
 ※ トムソン・ロイター Web of Science XML (SCIE, 2014 年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2015」調査資料-238（平成27年8月）より

大学部門における研究開発費増加率と論文増加率

高等教育機関への公財政支出を伸ばしている諸外国はその論文数を大きく伸ばしているのに対し、我が国の論文数増加率は低水準に留まっており、公財政支出の伸びと論文数の伸びに相関関係があるものと考えられる。

2000-2009年の主要国の大学部門(自然科学及び人文・社会科学)研究開発費の増加率と主要国の全部門(自然科学)論文の増加率

国名	2000-2009年の大学部門の研究開発費の増加率 (2009年度研究費)		2000-2009年の論文の増加率 (2009年論文数)	
	増加率	(兆円)	増加率	(件)
日本	5%	(2.2兆円)	5%	(77,459件)
米国	43%	(6.4兆円)	27%	(306,805件)
英国	56%	(1.3兆円)	19%	(83,957件)
ドイツ	33%	(1.7兆円)	26%	(84,748件)
フランス	28%	(1.1兆円)	27%	(62,888件)
中国	335%	(1.5兆円)	312%	(124,052件)
韓国	115%	(0.6兆円)	171%	(37,532件)

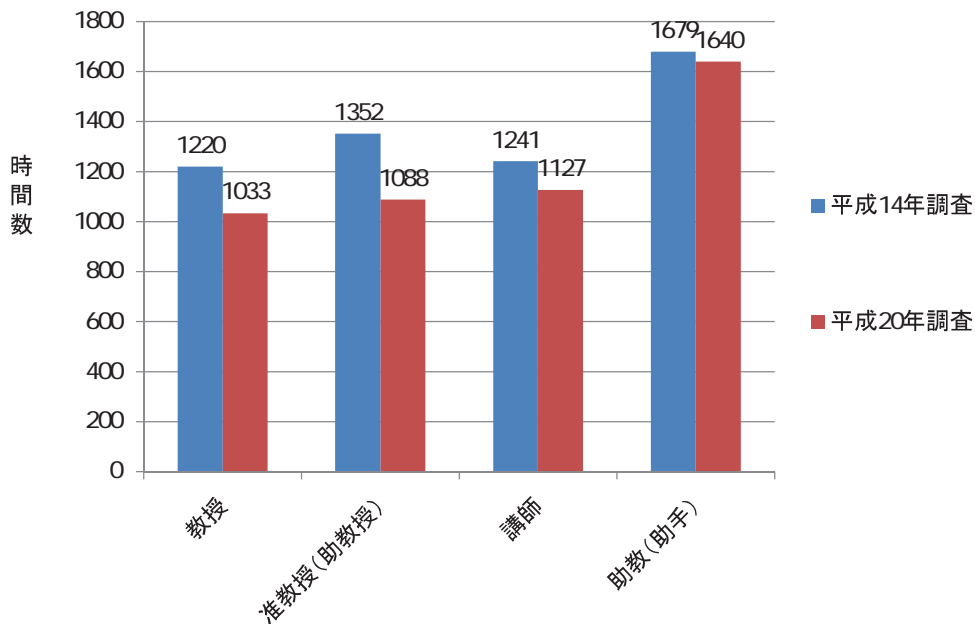
注：1. 大学部門の定義は国によって違いがあるため国際比較の際には注意が必要である。
 2. 研究開発費は自然科学及び人文・社会科学を含む（韓国は2000年は自然科学のみ）。日本は、OECDが補正し、推計した値（大学部門の研究開発費の内人件費をFTEにした研究開発費）
 3. 邦貨換算はOECD購買力平価換算による。
 4. 論文はトムソン・ロイター社 Web of Science 自然科学系を基に集計。すべての部門（大学及びその他全て）を含む。
 5. 2009年の論文数は、2008-2010年の3年の平均数である。
 6. 複数国の共著による論文の場合、それぞれの国に論文1報とカウント（整数カウント法）した。
 7. 出典：＜米国＞NSF, "Science and Engineering Indicators 2012"
 ＜ドイツ＞ "Bundesbericht Forschung und Innovation 2010"
 ＜英国＞National Statistics website: www.statistics.gov.uk
 ＜日本、フランス、韓国＞OECD, "Main Science and Technology indicators 2011/2"
 ＜中国＞中華人民共和国科学技術部、「中国科学技術指標」

資料：科学技術政策研究所「科学技術指標2012」(平成24年8月)及び科学技術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2012」(平成25年3月)を基に文部科学省作成

出典：平成25年度科学技術白書(文部科学省)

大学研究者の年間総研究時間の推移

研究者が競争的資金の申請・審査業務のために多くの時間を費やすことが、研究時間の減少を招いている。



出典:「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」(文部科学省)(平成21年9月)より

我が国の大学の研究力について

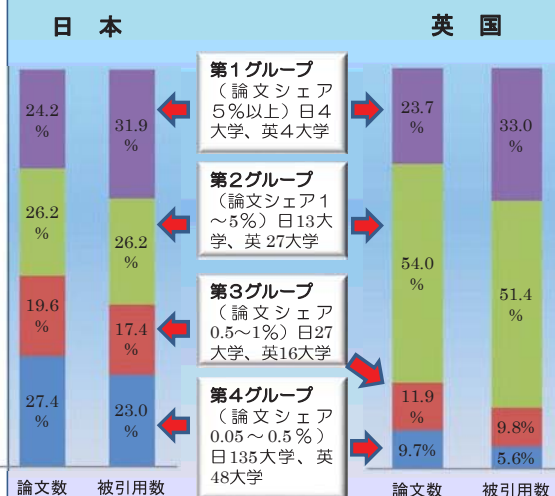
我が国は主要国と比較して、世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」の層が薄いと言わざるを得ず、国公私を通じてこの層を厚くしていくことが強く求められている。

1. 被引用回数が多い(上位10%)論文(※1)数で世界100位以内の分野(※2)を有する大学数:

日本	8大学(※3)
米国	112大学
英国	28大学
中国	39大学
ドイツ	22大学
フランス	15大学

(注) 科学技術政策研究所「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2011」(平成23年)を基に、文部科学省が集計
 ※1: 被引用回数が各年各分野で上位10%に入る論文を分析対象としており、整数カウントにより分析(2007~2011年5年平均値)。
 ※2: トムソン・ロイター社がデータベースの収録上作成している22分野分類。
 ※3: 日本の8大学は東大、京大、阪大、東北大、東工大、名大、九大、筑波大

2. 日英の大学における論文生産数の比較

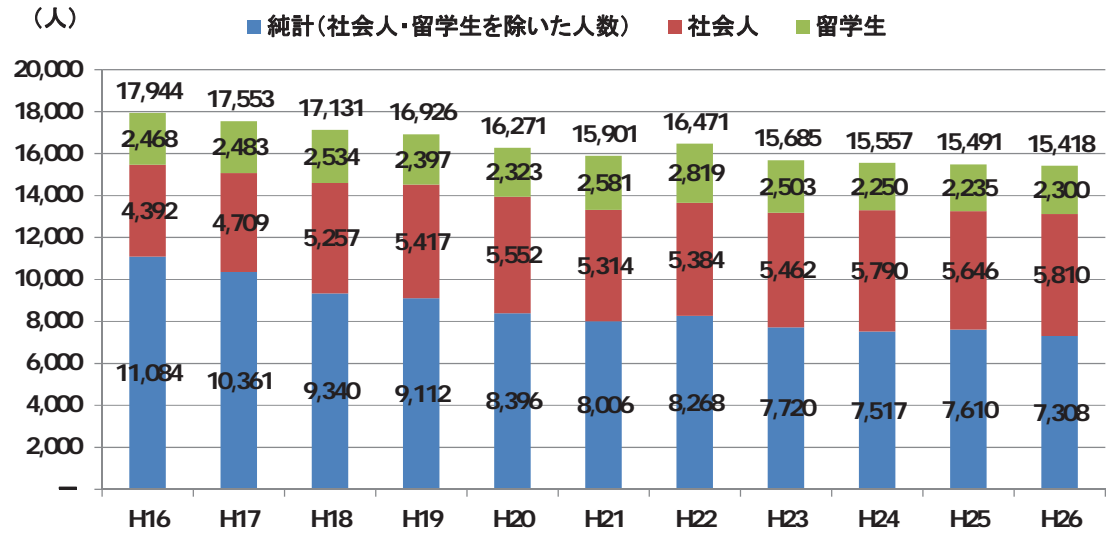


(注) ・トムソン・ロイター社のWeb of Scienceを基に、科学技術政策研究所が分数カウント法によって日本及び英国の各大学の論文数を集計し、また両国に占める割合を分析。
 ・調査対象期間は2005年~2007年。当該期間の日本の大学数は約1100(本件調査対象は179大学)、英国は約170(本件調査対象は95大学)。

若手人材育成の危機

博士課程入学者数の推移

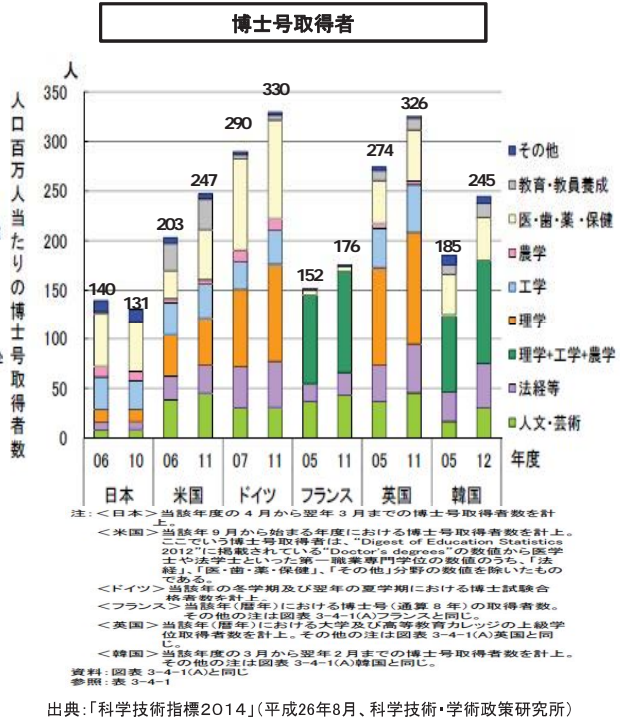
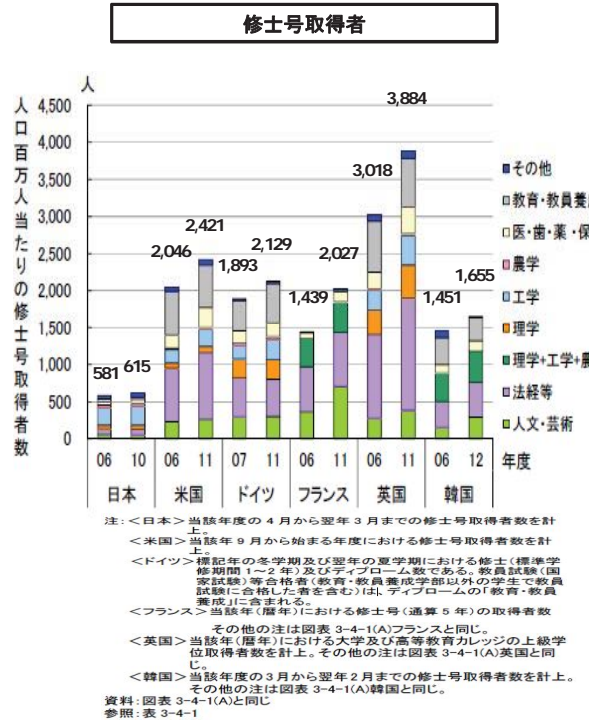
人件費抑制により安定的な若手教員ポストが減少している上、競争的資金による時限付きのポストの増加等により、研究職の魅力が減少。博士課程入学者数が平成16年度の17,944人から平成26年度は15,418人となり、優秀な学生ほど博士課程への進学を避ける傾向が見られるなど、博士課程進学者数の減少が深刻な状況。



出典:「学校基本調査」(文部科学省)

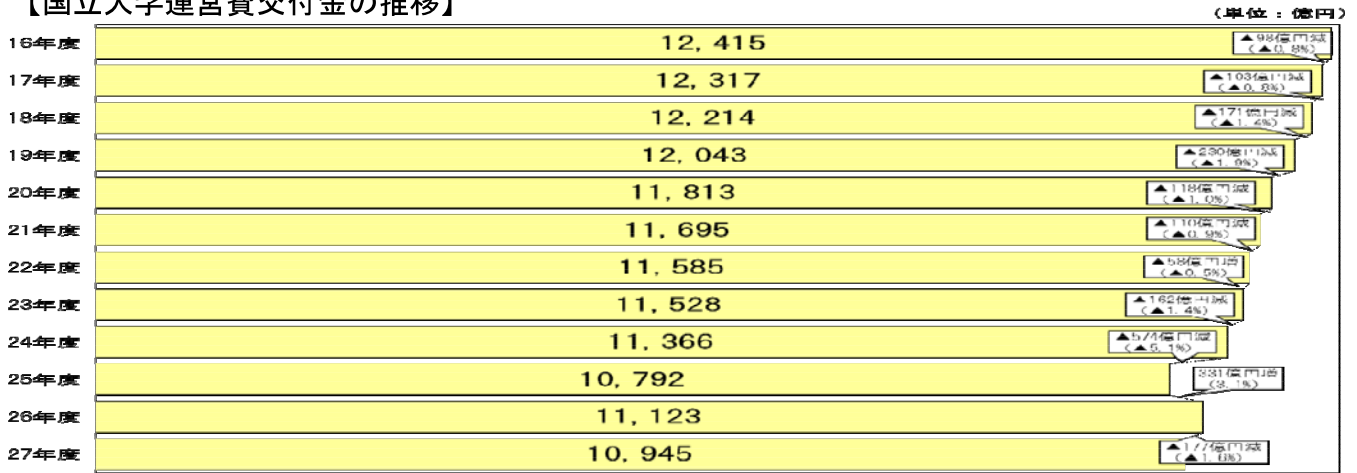
人口100万人当たりの学位取得者の国際比較

人口100万人当たりの博士号取得者数の推移を比較すると、我が国は2006年の140人から2010年は131人に減少している一方、主要国は軒並み増加。

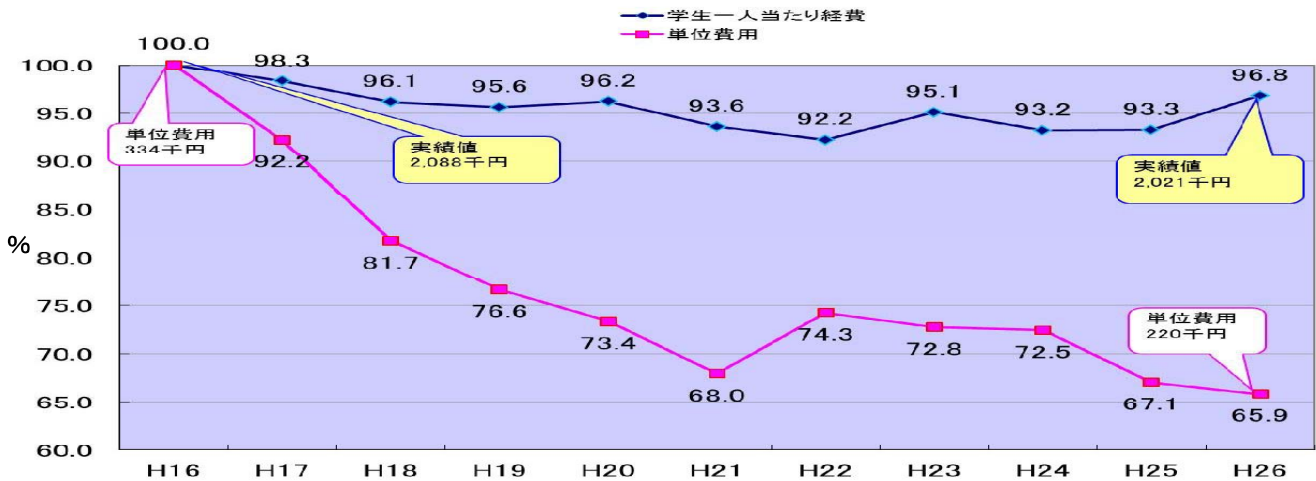


出典:「科学技術指標2014」(平成26年8月、科学技術・学術政策研究所)

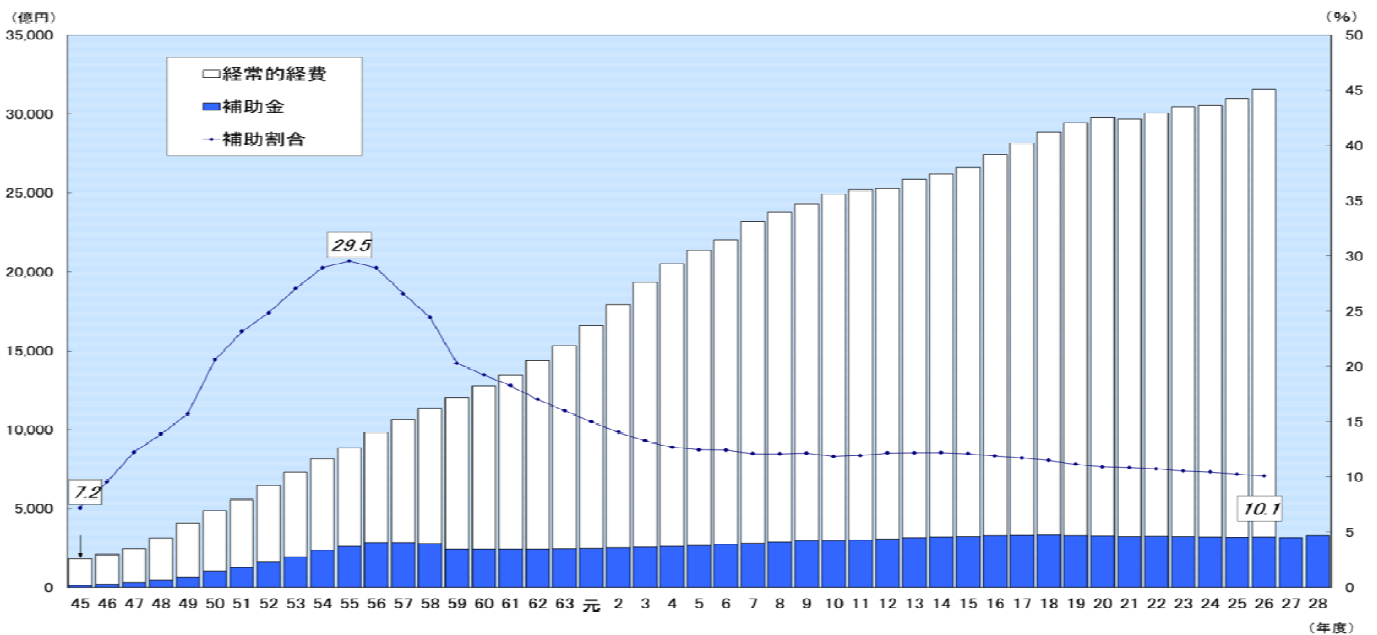
【国立大学運営費交付金の推移】



【公立大学の学生一人当たりの経費実績と地方交付税の単位費用の推移】



【私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移】



国立大学法人運営費交付金の拡充に関する決議

経済社会の重大な転換期において、我が国社会の活力や持続的な成長を確かなものにするためには、国家戦略としての大学政策が不可欠である。しかし、国立大学においては、法人化以降続いてきた運営費交付金の削減により、若手の育成や研究力の低下などに深刻な影響が生じている。

このような状況において、十一月二十四日の財政制度等審議会の「平成二十八年度予算の編成等に関する建議」では、運営費交付金の削減を前提とした提案がなされた。このような提案は、国民からの期待に応えるべく、自ら改革を進める方針を打ち出している国立大学の改革意欲を損なうものであり、全く容認できない。

急速な少子高齢化やグローバル化の進展を乗り越え、我が国が持続的に成長していくため、全都道府県に設置された「知」の拠点である国立大学は、人材育成、幅広い研究、社会や地域への貢献、グローバル化への対応などにおいて中核的役割を果たしていかなければならない。第三期中期目標期間がスタートする平成二十八年度の取組は、国立大学の改革の決意と着実な実行を示すためにも決定的に重要である。

このような方針を示すため、平成二十八年度予算において、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一、国立大学の機能を強化し、着実に改革を加速するため、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の拡充を図ること。

右決議する。

平成二十七年十二月七日

国立大学振興議員連盟

平成27年12月21日

高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて

一般社団法人 国立大学協会

緒言

(中教審答申・高大接続改革実行プラン・高大接続システム改革会議中間まとめ)

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」を受けて本年初頭に文部科学大臣が発出した高大接続改革実行プランは、大きく変容する新しい時代に向けて、大学教育、高等学校教育及び大学入学者選抜の三位一体の改革を通して、我が国の初等中等教育と高等教育を、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性の涵養を重視する教育へと抜本的に変革することを謳い、特に、改革のドライビング・フォースとして、大学入学者選抜の改革を喫緊の課題と位置付けた。

高大接続改革実行プランの具体的制度設計を担って高大接続システム改革会議が本年2月に発足したが、半年間の議論を経て、9月に「中間まとめ」を公表した。内容は、あくまで具体的制度設計の途中経過と捉えるべきであるが、新たに明らかにされた改革内容やスケジュールなど具体的な方向性に踏み込んだ点も多く、年度末に予定されている「最終報告」に向けて、今後解決すべき課題や議論すべき論点がかなりの部分で明確になったといつてよい。

(国立大学協会の基本方針と入学者選抜の現状)

国立大学は、これまで、我が国の高等教育と学術研究をリードするとともに、高等学校教育との適切な連携体制（高大接続システム）の構築と改善においても主導的な役割を担ってきた。全国立大学が共有する現行の入学者選抜制度は、平成16年の国立大学の法人化後も国立大学の入学者選抜の公共的性格に鑑みて総会で決定した平成19年の「国立大学協会の基本方針」に基づき、(1)一般学力選抜においては、共通試験と個別学力試験の2種類の学力検査を課すこと、(2)募集定員を試験日が異なる前期日程試験と後期日程試験に分割する分離分割方式を採用することを基本骨子としている。前者は、共通試験（大学入試センター試験）5教科7科目を課すことで高等学校における基礎的教科・科目の普遍的履修の重要性に関する国立大学共通のメッセージとするとともに、

個別入試により各大学の個性に基づくアドミッション・ポリシーの具現化を担保するものである。後者は、選抜方式の多様化や評価尺度の多元化を図ると同時に、受験生に国立大学複数回受験の機会を提供する仕組みとして社会に定着し、これまで、多くの受験生のための受験日程のガイドラインを提供してきている。さらに加えて、多様な能力や個性を有する人材を求めて、推薦入試、AO入試のほか、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした特色ある入試を各国立大学で実施している。

(高大接続システム改革に対する国立大学協会の考え方)

一方、社会の変容にともない次代を担う若者に要求される資質が大きく変化する中、各国立大学は学生の主体的学修を重視し教育の質を保証する様々な教育改革に取り組むとともに、AO入試や推薦入試を中心に多様な学生を受け入れるための入学者選抜改革も推進している。国立大学協会においては、平成26年8月22日に「今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について」と題した声明を発出し、多面的・総合的な評価を実施するため各国立大学が主体的な改革に取り組むことを宣言するとともに、本年9月に発出した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」においても、達成すべき喫緊の課題として「優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備」を掲げており、高大接続改革実行プランが提起する現状認識と問題意識を国立大学も共有している。

各国立大学は、それぞれのミッションや個性に基づき、特色ある教育改革と入学者選抜改革の取組を加速するとともに、国立大学総体として、これまで長年蓄積してきたノウハウを基盤に、拙速による社会の混乱を回避しつつも、近未来への想像力を駆使し、今回の大改革に主導的役割を担う社会的責任があり、現行の入学者選抜に関する「国立大学協会の基本方針」についても、丁寧な議論と十分なシミュレーションを行いつつ、その見直しも視野に入れた検討が必要と自覚している。

本文書は、国立大学が責任を持って高大接続システム改革を担い推進する観点から、先に実施した全国国立大学に対するアンケート調査の結果を踏まえ、今回の高大接続システム改革会議「中間まとめ」を総括するとともに、解決すべき課題や議論すべき論点を明らかにし、「最終報告」に向けた国立大学協会の提言として発出するものである。

高大接続システム改革会議「中間まとめ」のポイント

「中間まとめ」の内容は多岐にわたるが、論点を整理するため、以下に重要と思われるポイントを列記する。

- (1) 改革の目指すべき姿を共有したうえで、適切な手順と十分な情報公開を踏まえて、段階を踏んで着実に改革を実施すること。とくに、平成31年度から実施される「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については、次期高等学校学習指導要領が適用される生徒が受検する平成35年度以

前の期間を「試行実施期間」と位置付けるとともに、平成 32 年度から実施される「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」も平成 36 年度までを「課題を解決するための期間」とすることが明記された。

- (2) 高等学校教育においては、教育課程を見直すとともに、主体的・協働的な学びを促進するアクティブ・ラーニングの視点からの指導方法の改善と指導力の向上及び多面的評価の推進に取り組むこと。そのために、学習指導要領の改訂と指導要録の改善を行うこと。
- (3) 新たに導入される「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の主たる目的は、高校生の基礎学力の定着度を把握・提示し、生徒の学習意欲の喚起や高等学校の指導改善等に生かすためとされ、したがって、当面、大学の入学者選抜への活用は考えにくいこと。
- (4) 大学教育改革を推進するため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）策定の位置付けを強化し、入学から学位授与までの一貫した方針の具現化、とりわけアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との関係の明確化を実現すること。そのために、平成 27 年度中を目途に、三つのポリシーの一体的策定及び公表を義務付ける法令改正と、策定と運用に関するガイドラインの策定を行うこと。
- (5) 平成 30 年度から始まる次期サイクル（第 3 サイクル）に向けた大学認証評価制度の見直しの中で、三つのポリシー間の整合性や、三つのポリシーと大学教育や入学者選抜の実態との整合性等、高大接続システム改革を実現する新しい認証評価制度を具体化すること。
- (6) 「学力の 3 要素」のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」は「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」で評価し、個別大学における入学者選抜では「主体性を持って、多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価することを念頭に、本文中に例示された個別入学者選抜における評価方法の中には教科・科目試験が含まれていない。しかし、脚注として「個別の入学者選抜において、各大学のアドミッション・ポリシーに当該大学の定める『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』の水準を明記するとともに、それらを適切に評価するため、特定の教科・科目の『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』について評価する方法も活用することはあってもよい」ことが記載された。
- (7) 多面的・総合的評価による大学入学者選抜への転換を図るために、一般、推薦、AO といった入試区分の廃止を含めた、大学入学者選抜全体に共通する新たなルール構築に向けた検討を早急に開始すること。
- (8) 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の具体的制度設計については、考え方及び検討課題の記述にとどまっており、出題内容を含めて具体化作業はこれからである。とくに実現可能性にかかわる、IRT 導入、CBT 導入、作問・採点及び実施体制、財源などの重要課題についての検討も今後に残されている。同様のことが、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」についてもいえる。

大学教育改革と高大接続

(国立大学の取組)

三位一体の高大接続システム改革において、国立大学が主体性を持って取り組むべき最優先の課題は、新時代人材の育成に向けた新しい教育の創生とその実施であり、そして、それを高等学校や受験生に正確に情報発信することにより、適切な高大接続を図ることである。

各国立大学は、これまでも時代の要請に対応し、かつ主体性を持って高等教育の高度化や国際化に向けた不断の努力を重ねてきたが、とりわけ平成 20 年に中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」が公表されて以降は、専門的知識や技術の修得にとどまらずコミュニケーション力や問題解決力など汎用的な能力を含む学士力の保証が学士課程教育改革の最重要課題となった。また、18 歳人口減少時代を間近に控える一方で高等教育への社会のニーズが多様化する中、各国立大学は持続的発展に向け個性ある機能強化の方向に大きく舵をきりつつある。したがって、国立大学はそのミッションとともに教育改革方針・内容においても多様性を増している。

(3 ポリシーの策定・公表)

このような改革を十分な教育効果につなげるためには、それぞれの大学の教育方針に理解と志を有し、教育内容に適應するに足る資質を有する入学生を確保することが重要である。そのためには、大学は、ディプロマ（学位授与）、カリキュラム（教育課程編成）及びアドミッション（学生受入）の三つの方針（3 ポリシー）を明確に制定し、受験生を含む社会に発信する必要がある。各国立大学は、これまでも当然のこととして 3 ポリシーの制定と公表に努めてきたが、「中間まとめ」が指摘するように、内容については、抽象的な文言にとどまるものや、3 ポリシー相互の関連性が希薄なもの、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との関係が不明なものが多いことも事実である。「中間まとめ」は、3 ポリシーを各大学が一体的に策定し公表することを義務付けるべく、平成 27 年度中を目途に法令改正を行うとしているが、各国立大学は学生の入学から学位授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものとしての 3 ポリシーの見直しの準備を早急に進める必要がある。

「中間まとめ」では国が 3 ポリシーの策定と運用に関するガイドラインを平成 27 年度中に策定するとし、その方向性を例示している。このガイドラインが各大学の 3 ポリシー見直し作業の重要な指標となることは間違いない。ガイドラインは、あまりに細かく規定され、各大学の自由度や個性、創造性を阻害し国立大学の機能強化の方向性に水を差すものであってはならず、また、ガイドラインは、認証評価の評価基準にも大きな影響力を持つものであるため、その策定に当たっては慎重な議論が必要である。例えば、「中間まとめ」に例示されたアドミッション・ポリシーの方向性の中に、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性などポリシーが求める様々な能力の水準とその評価手法に関する記載があるが、能力やその水準の観点・イメージこそ多様であって然るべきであり、能力の種類によっては幅を持たせた表現とする方が良い場合もある。アドミッシ

ョン・ポリシーの中に、どのように能力の水準を記載し、それを評価する手法をいかに開発するのか、各国立大学にとっては容易ならざる挑戦となろう。

(認証評価制度改革)

「中間まとめ」は、実効ある高大接続システム改革を担保するものとして、認証評価制度改革にも言及している。平成 30 年度から始まる第 3 サイクルにおいては、各大学の改革を適切に評価し更なる取組につなげるために、ガイドラインを踏まえた 3 ポリシーの適切性、各ポリシー間の整合性と一体性、各ポリシーと教育や入学者選抜の実態の整合性など評価の観点をより具体化するとされている。全国立大学をはじめ公立大学、私立大学を含めてオールジャパンで、高大接続システム改革の目的と内容を実現するためには、今回の認証評価制度見直しの方向性は妥当である。ただし、我が国の大学の多様性は急速に拡大しており、国立大学においてもそれぞれの機能強化の方向性に応じた改革が急ピッチで進められている。各大学へのアンケート調査では、大学教育改革や大学入学者選抜の取組を認証評価に反映させることについては賛同する意見がある一方、(1)一律の基準によるのではなく、各大学の目的・特性に応じた評価とすべき、(2)認証評価と国立大学法人評価の重複部分については整理すべきとの意見もあった。認証評価制度改革及びその実施に当たっては、各大学の多様性や個性、創造性・新規性の高い取組にも十分な配慮がなされるとともに、国立大学法人評価との整合性を図った上での議論も行われるべきである。

高等学校教育改革に望むこと

(高等学校教育改革の方向性)

「中間まとめ」が述べる高等学校教育改革の最大の眼目は、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力・判断力・表現力や主体性・協働性の涵養を重視する教育へと抜本的に変革し、「学力の 3 要素」をバランスよく身に付けさせる点にある。そのために、教育課程を見直すとともに、主体的・協働的な学びを促進するアクティブ・ラーニングの視点からの指導方法と指導力の向上及び多面的評価の推進に取り組むとしている。現在、国立大学が取り組んでいる学士課程教育改革の原点は、平成 20 年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」にある。答申は、学士課程教育を通して保証されるべき「学士力」として、専門分野の知識・理解に加えて、コミュニケーション力や論理的思考力等の汎用的技能や、自己管理能力や生涯学習力等の態度・志向性を掲げ、そのために学生の学修時間の増加や学生の主体的・能動的な学びを引き出すアクティブ・ラーニングの重視等を提言している。今後、高等学校の学習・指導方法の改善においてアクティブ・ラーニングの有効性が実証されれば、高等学校と大学、両者は教育改革の方向性を完全に共有することになり、円滑かつ実効ある高大接続に大きく道が拓かれることは間違いない。

(高等学校教育の質保証)

一方、高等学校教育においても、共通に身に付けるべき資質・能力の保証即ち共通性の観点も重要である。我が国における高等学校進学率は98.5%に達し、高等学校教育が、義務教育ではないものの、国民の最後の共通教育の機会となっている。その意味において、高等学校教育には、21世紀の市民として主体的に活動するための基礎的・基本的な知識・技能と汎用的な能力を確実に育成することが期待される。今回の改革を通して、「高等学校卒業」が保証する能力とは何かを明確にすることを望みたい。

現在、次期の学習指導要領の検討が進んでいるが、高等学校教育の根幹は「コア」となる基礎学力の確立にあることに留意し、教科・科目の精選を通じて、適切な必修科目の科目数・単位数(時間数)の設定を図るとともに、「コア」を構成する要素として各必修科目で涵養すべき資質・能力が明確に位置付けられるべきである。

(高大連携の緊密化)

国立大学は、大学教育改革の内容や方向性を3ポリシーの明確化や個別選抜試験改革を通して、高等学校教育改革の推進役としての役割を果たすとともに、高等学校との連携等を図ることで、高校生の学習の成果を大学教育や入学者選抜に反映する不断の努力を行う必要がある。 これまでも、国立大学は高校生に対しては出前授業やオープンキャンパス、高校教員に対しては学習・指導方法等に関する研修会の提供など様々の形で高等学校との情報交換、意見交換の機会を設けてきた。今後の改革プロセスにおいては、従来に増して高大連携の緊密化を図る必要があり、例えば、高等学校における各教科・科目の内容の深化への貢献や学習法・指導法の向上に関する支援など、各国立大学においては、地域の高等学校との更なる連携の強化を図っていく努力が求められる。

新しい共通試験システムの実現に向けて

今回の「中間まとめ」で一番の課題が、中央教育審議会の高大接続特別部会や政府の教育再生実行会議での提言を受けて、改めて提言された二つの共通テスト、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」と「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の性格付けと制度設計にあることは衆目の一致するところである。

「中間まとめ」では、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえた導入スケジュールが示されているが、各大学へのアンケート調査では、次期高等学校学習指導要領の適用にあわせた現実的なスケジュールであると評価する意見がある一方で、具体的な試験内容・方法等に関して今後の検討に委ねられている部分が多く、スケジュールありきで決定されるのではなく、もう少し長いスパンでの検討が必要との意見が多数であった。

(高等学校基礎学力テスト(仮称))

「中間まとめ」は、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の目的を、「高等学校教育の質の確保・向上を図ることを主たる目的とする」と明示しており、高校生の基礎学力の確実な育成とともに、アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法と指導力の向上に有効に機能することが期待される。大学進学への活用に関しては、主要な対象を高校生全体のうちボリュームゾーンとなる平均的学力層や学力面で課題のある層に置くことされたため、国立大学等選抜性の高い大学の入学者選抜には直接活用できない可能性が高い。「中間まとめ」も当初4年間の試行実施期間においては、入学者選抜や就職には用いないとしている。一方で、試行実施期間以降の大学進学や就職への活用については検討課題としており、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」には、いまだその性格・目的に曖昧さが残っている。

過去の議論においても、「高大接続テスト（仮称）」、「達成度テスト（基礎レベル）」とその名称、目的等に様々な変遷があったが、今回の「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の議論においても、高等学校教育の質保証の手段としての性格なのか、大学進学希望者の学力把握の手段の一つという性格なのかが明確にされたとはいえない。「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の性格付けは、高等学校教育現場に大きな影響を与えるもので、曖昧なままでは、混乱の原因となりかねず、「最終報告」に向けては、その目的の明確化がなされるべきである。

なお、各大学へのアンケート調査では、「中間まとめ」にある(1)高等学校段階の基礎学力を把握し、その結果を指導改善等に生かすという目的に理解を示す一方、どのように学習改善や指導改善につながるのかイメージしづらい等の意見や、(2)必修科目を基本として実施する方針に理解を示す意見が多いものの、高校1年次に履修する「国語総合」「数学Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅰ」を履修した翌年度以降に受検することが学習改善につながるのか疑問がある、また、理科が実施当初の科目から除外されていることは高校生全体の理科離れに深刻な影響を及ぼすのではないかな等の意見があった。

（大学入学希望者学力評価テスト（仮称））

大学進学希望者の学力把握のための共通テストの重要性は、今後増すことはあっても、低下することはなく、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」が、文理全般にわたる幅広い基礎的な学力の評価とともに、各教科・科目の基礎的・基本的な「知識・技能」を基盤として「思考力・判断力・表現力」を「適切に」測定できる内容となるならば、我が国のこれまでの大学入試の在り方を大きく変革し、米国のように、共通テストの結果を学力保証の手段とし、個別入試では、それをも含んだ形で、調査書、小論文、推薦書などを多面的・総合的に、かつ丁寧に評価する方式へと転換する起爆剤になると期待される。その点で、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」がどのようなテストになるかが最大のポイントになる。

しかしながら、「中間まとめ」が示す「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の具体的制度設計は、考え方及び検討課題の記述にとどまっており、出題内容を含めて具体化作業はこれからである。特に、「思考力」「判断力」「表現力」は、それぞれ異なった（知的）能力であるにもかかわらず

ず、一括して評価の対象とされており、個別の定義及び3つの能力の関係性が不明確である。したがって、制度設計の前提となるテストで把握しようとする学力と能力を明確に定義する必要がある。

また、制度設計の検討に当たっては、大学入学志願者の約7割が受験し、良問が出題されている等その評価も高く広く受け入れられている現在の大学入試センター試験の検証・評価も踏まえて行われるべきである。さらに、記述式問題の導入は、その評価に要する莫大な人的・時間的・財政的コストの負担を伴うものであり、そもそも大規模なテストに適するか否かの検討も改めて必要である。

「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を含めて二つの新テストは、年複数回実施の難易度の平準化を図るためのIRT（項目反応理論）の導入と、様々な技能が測定しやすく思考力・判断力・表現力を構成する諸能力をテストによって評価するためのCBTの導入を前提としているが、大規模テストで実施の前例がなく、解決すべき技術的問題が山積しており、その実現は容易ならざるものである。技術的な課題は、新テストの在り方、つまり目的とその成果の議論とは切り離して行ったほうが良いのではないか。技術的な課題は、新技術の導入可能性の検証をしっかりと行ってから、新テストの制度設計の中に組み込むというように一線を引くべきである。

以上のように、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施に向けて具体的に検討しなければならない課題は山積している。拙速を避け、段階を踏まえた着実な実行計画の検討と準備が必要である。その中で、国立大学の果たすべき役割は重要である。試験問題の作成や、技術的課題に対しての実現可能性の検証に国立大学が積極的に関わり、その判断を行わなければ、将来社会に大きな混乱を生じかねない。そのためにも、国立大学協会として、新テストの制度設計の段階から主体的に関与する必要がある。これまで、国立大学協会は共通一次試験及び現行の大学入試センター試験の制度設計においても、主体的に関わり、その実施を主導してきた歴史がある。「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入・実施に際しても、各国立大学そしてその協働体としての国立大学協会は社会的な責任を果たす必要がある。高大接続システム改革会議「最終報告」には、国立大学協会の参画を前提に、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施方法等の具体的制度設計のための体制づくりが盛り込まれるべきである。

個別大学における入学者選抜改革に向けた考え方

「中間まとめ」は、「学力の3要素」のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」は「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」で評価し、個別大学における入学者選抜では「主体性、協働する態度」を多面的・総合的に評価することを想定している。しかし、問題は、これまで述べてきたように現時点では「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の内容や実施の具体的制度設計のほとんどが未確定のままであり、平成32年度の実施以降もその評価が定着するには相当の時間を要することである。このため、今回の三位一体の高大接続システム改革の評価が、広く社会全

体に受け入れられるまでの間、国立大学は3ポリシーとの整合性を図るため、個別の入学選抜において個別学力検査を実施するものと予想される。

(学力検査)

国立大学は現在、大学入試センター試験と個別学力試験の2種類の学力検査を課している。前者で基盤的な知識・技能や思考力・判断力を幅広く問い、後者により各大学のアドミッション・ポリシーに基づく特色ある入学選抜を具現化している。問題は、平成32年度以降、アドミッション・ポリシーに合う「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」の水準を如何にして評価していくか、大学入試センター試験と個別大学による学科・科目試験が果たしてきた機能をどのように担保し、発展させていくかという点である。各国立大学は、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」制度設計の進展状況を睨みながら、平成32年度以降の個別大学入学選抜方法の設計を行うことになるが、各大学の個別の入学選抜は、一律の方法によるのではなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、例えば特定の教科・科目に高い学力を有する者、特定の能力が飛びぬけて高い者などの多様な人材の選抜等も可能とする多様な方法を認めるべきである。前述のとおり、当面は、多くの国立大学が個別大学入学選抜における学科・科目試験の継続を選択することになると予想せざるを得ないが、従前に増して知識のみならず思考力、判断力、表現力に重点を置いた出題が要求されることになる。

(学力検査以外の多様な評価方法の導入・拡大)

「中間まとめ」の個別入学選抜に対する最大の要請は、「学力の3要素」を、多様な評価方法を組み合わせることで適切に評価することである。「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」などの教科・科目試験の結果だけでなく、論述問題や面接、ディベート、プレゼンテーションなど手をかけた能力・態度の評価や、調査書、活動報告書等による高等学校での学修・活動履歴の評価等が例示されている。各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、これらを適切に組み合わせ、入学者に求める水準を評価する手法を開発、実施することが求められる。

国立大学はこれまでも、AO入試や推薦入試を中心に、ペーパーテストのみに頼ることなく、多面的な評価手法を開発し実施してきた。また、国際バカロレア入試や、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした多様な入学選抜にも取り組んでいる。特に近年は、各大学において手間と時間をかけた創造性の高い斬新なAO入試、推薦入試の導入が相次いでいる。本年9月に国立大学協会が発出した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」は、AO入試、推薦入試、国際バカロレア入試等の導入拡大と外国人留学生、女性、社会人の受け入れ拡大を謳うとともに、当面達成すべき数値目標として、入学定員の30%をAO、推薦、国際バカロレア入試等の枠とすることと、外国人留学生受け入れ数の倍増を掲げた。今後は、これらの学力検査以外の要素を加味した丁寧な入学選抜の取組を加速・拡大するとともに、蓄積されていく経験とノウハウを全ての入学選抜

に波及させる取組が必要となる。

各大学へのアンケート調査では、すべての入学者選抜を多面的・総合的評価に転換することに賛同する意見がある一方、転換には相当の労力と時間を要すると懸念する意見も多数あったところであり、また、一般入試と併存する過渡期においては、受験生にとって負担の大きい多面的・総合的評価による入学者選抜方式が敬遠されるとの危惧もあった。大学の実施体制や高等学校教育に及ぼす影響を鑑みると、短時間で全ての入学者選抜を多面的・総合的評価に転換することは相当な困難を伴うものであり、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の評価が定着することに加えて、各大学はアドミッション・センターの新設・拡充やアドミッション・オフィサーの充実・強化など新たな入試体制の構築を前提に、多面的・総合的評価の充実に向けた改革を加速していく必要がある。そのためには、国の財政支援や、改組が予定される大学入試センターによる個別大学の選抜方法開発や専門人材育成に関する研究の推進を期待したい。

（学習履歴の適切な評価）

また、今回の改革は高等学校教育改革と一体であり、高等学校教育課程の見直しとともに、アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法と指導力の向上、多面的評価の推進に向けて学習指導要領の改訂と指導要録の改善が予定されている。新しい教育体制下での、個々の受験生の高等学校における学修や活動の履歴をいかに入学者選抜に生かすことができるか、高大接続の重要な観点である。現在、新しい高等学校教育を多角的に反映すべく、高大接続システム改革会議の下のワーキンググループで新しい調査書の設計が開始されている。入学者選抜において、受験生の学習の履歴や成果、課外活動等の実績を、「学力の3要素」の観点から信頼性・妥当性のある形で評価することのできる調査書や出願時提出書類等の利用が促進されることが望まれる。

いずれにせよ、大学入学者選抜が、受験生の多面的・総合的な評価に基づく方式に変わるためには、高等学校における生徒一人一人の丁寧で多面的な評価が前提となる。そのような観点からの高等学校教員の資質の向上とともに、教科担任制を採っている高等学校では、個々の教員が生徒と接する機会や時間が限定的であることから、これまで以上に、教員同士のチームワークが重要になる。その意味でも、各高等学校の指導内容等に関する適切な情報公開が必要となる。

入学者選抜ルール改訂の必要性と入学者選抜に係る「国立大学協会の基本方針」

（新たなルールの構築）

「中間まとめ」は、大学入学者選抜を多面的・総合的評価による選抜へ転換するために、一般、推薦、A0入試の区分を廃止することを含めて「大学入学者選抜実施要項」を抜本的に見直し、大学入学者選抜全体に共通する新たなルールを構築すべく具体的検討を進めることを明記している。

新ルール構築の必要性については、大学入学者選抜の早期化と複雑化が高等学校教育にマイナス

の影響を与える懸念とともに、全ての入試区分で「学力の3要素」を適切に評価することになれば、一般、推薦、A0入試といった区分の意味合いが相対化することをあげている。入試区分の廃止に当たっては、大学自身の入学者選抜業務の負担増による大学教育・研究への影響も考慮される必要がある。

一方で、現行のルールのもと国立大学協会が入学者選抜に関する「国立大学協会の基本方針」を定め、全国立大学は一致して、一般入試の期日を前・後期に分離し入学定員を分割する所謂「分離分割方式」を採用することにより、受験生に複数受験機会を提供し、さらに推薦・A0入試等多様性のある入学者選抜を実現してきた経緯がある。

新ルールの内容次第で、現行の入学者選抜に関する「国立大学協会の基本方針」は、極めて重大な変更を迫られることになる。また、「中間まとめ」は、一つの方向性として、入試区分を解消することを前提に、個別面接や推薦書等選抜に用いる具体的な評価方法ごとに日程等を設定することを例示しているが、評価方法の区分をどのように規定するのかなどが明らかでなく、さらには各大学が独自に複数の選抜区分を設け多様な評価方法を組み合わせて選抜を実施する場合の対応には困難が想定される。新ルールの内容によっては、各大学にとっても、また受験者にとっても、複雑で分かりにくいものとなることも懸念される。

したがって、今後、「分離分割方式」の存廃を含めて新ルール構築の必要性についての丁寧な議論がなされるべきであり、ルールの見直しに当たっては、受験生にいかに複数回の受験機会を提供するのか、多様性のある人材の選抜をどのような仕組みで担保するのか等々、十分なシミュレーションが必要である。

入学者選抜ルールの見直しは、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入と定着及び個別大学入学者選抜システム改革と有機的関係にある。これらの改革が連動しながら進行し、最終ゴールを目指すような工程表を策定する必要がある。平成32年度から実施予定の「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」については、次期高等学校学習指導要領が適用される生徒が受検する平成36年度以前の期間を「課題を解決するための期間」と位置付けている。それに準じて、入学者選抜ルールの見直し及び個別大学入学者選抜システム改革についても、段階を踏んだ着実な実施が図られるべきである。

いずれにせよ、新ルールの実施に当たっては、十分な大学の準備と社会への予告の期間が必要である。早急な検討が求められることは間違いない。新ルール策定への国立大学協会の参画を可能にする検討体制を早期に構築していただくことを望みたい。

入学定員管理の在り方について

現行の厳格な入学定員管理と今回の入試制度改革の趣旨とは矛盾をはらんでいるといわざるを得ない。アドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーに忠実な入学者選抜を行おうとすれば、

定員超過あるいは未充足が、深刻な問題となる懸念がある。実効性のある入試制度改革を実現するためには、定員管理の在り方についての議論が不可欠となる。例えば、収容定員の枠内で入学定員の自由度を付与する、あるいは認証評価において一定の要件を満たした大学については定員管理をある程度緩和するなどの方策が考えられる。この定員管理の緩和が実現するまでは、各大学は個別入試において多面的・総合的評価をしつつ、合否ラインを明確に決める仕組みを組み込まなければならない。それには、さまざまな評価手法を組み合わせるシミュレーションをする必要があり、相当の時間が必要になる。国立大学入学定員管理に関する考え方の整理を早期に行うことを望みたい。

グローバル人材の育成に向けて

国立大学協会は「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」において、「優れた外国人留学生の積極的な受入及び日本人学生の海外派遣の拡大」を掲げ、国立大学はグローバル社会において一段と積極的な役割を果たしていくことを表明した。すなわち、入試改革などを通じて優秀な外国人留学生の受け入れを推進するとともに、国際的に魅力ある教育研究環境の整備を進め、外国人留学生受入数及び日本人学生の海外派遣数を大幅に拡大することとしている。

(日本人学生の英語能力の育成)

日本人学生が在学中に国際的な環境で教育を受けるためには、英語による教育の場を拡充していくことが急務であり、英語を語学として学ぶという段階に留まらず、学びの媒体、あるいは道具として英語を位置付けることが必要である。

この際に、必要となる英語の能力は、「中間まとめ」に示されている通り、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の四技能をバランスよく育成することが重要である。しかしながら、「中間まとめ」では、民間の資格・検定試験の知見を積極的に活用するなどの「四技能を測ることができるテストの導入」という観点が論点の中心となっており、英語技能が高大接続を経て、大学におけるグローバル人材の育成につながるものとして捉えられてはいない。どのように英語技能を測るかだけでなく、英語技能をどのように身に付けさせるかという観点から、例えば、高等学校においても英語を学ばせるだけでなく、英語で他教科を学ぶ機会を増やしていくこと、大学教育においても日本人学生と外国人学生が共に同じ教室で学べるように英語による講義を増やすことなどの、国際的な視点でのカリキュラム・ポリシーの見直しも論点とすべきである。

(外国人留学生数の拡大のためのシステム改革)

「中間まとめ」では、特に高等学校段階以降の教育はグローバルな環境の下、多様な人々と学び主体的に人生を切り開いていく力を育てなければならないとしているが、具体的な改革内容においては国内の高等学校と大学との接続のみが強調されており、グローバルな視点が欠けている。今

日では高等教育自体がグローバル化しており、学生の国境を越えた流動性も高まっている。より多くの留学生を招聘し、我が国の大学キャンパスを一層多様化し、真のグローバル大学へと変革するためには、将来的には海外からの受検も可能としたり、海外の大学の入学資格として認知されたりするなど、国際的にも通用する共通テストとすることも視野に入れるべきである。国立大学は前述のとおり優秀な外国人留学生の受け入れを大幅に拡大することにより、グローバルな環境を整備するとともに、教育研究の活性化や水準の向上を図ろうとしている。そのためには大学教育を受けるために必要な資質・能力をグローバルな観点で評価・選抜するシステムの構築が必要である。そして、例えば「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」において述べているように、国立大学総体で留学生を選抜し希望大学を調整して受け入れたり、一つの大学で受け入れた上で一定期間他の大学で学修させたりすることを可能とすることも検討する必要がある。

結語

高大接続システム改革会議「中間まとめ」は、大学教育、高等学校教育及び大学入学者選抜の「三位一体改革」具体化の第一歩である。新しい二つの共通テスト、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の骨格も、ようやく姿を現したばかりである。「三位一体改革」では、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力、判断力、表現力や主体性、協働性の涵養を重視する教育へと、高等学校教育、大学教育が同時進行的に変革する中で、この新たに開発されるテストの下で、大学入学者選抜のありようを抜本的に変えようとするものである。

しかし、今回提言された三位一体の改革は、高等学校教育及び大学教育のさらなる質の向上が究極の目的であり、大学入試改革を含む様々な改革が関係者の多大なるエネルギーを奪い、我が国の大学における教育研究の質と水準の低下を、たとえ一時的であってももたらすものであってはならない。そのような自戒の意味も込めて、この提言は、「中間まとめ」を受け、国立大学協会にとって、より明らかになった問題点を指摘し、今後の改革の進捗に、積極的に関わるためのものである。これまで、「国立大学協会の基本方針」が、全国の大学受験生の動向を誘導してきたのは、歴史的な事実である。国立大学協会は、現在の体制を新しい理念の下での入学者選抜体制に、受験生を混乱なく移行させる社会的責任を負っていることを自覚している。これは、新しいテストを作り上げることと同時進行に、それと絡めて進めなければならない作業である。

高大接続システム改革会議「最終報告」が、「三位一体改革」の将来像を、大学、高等学校双方が共有し、それに向けての段階的・建設的な改革プランの具体策となるように、国立大学協会として積極的にその議論に参画してまいりたい。

平成28年度国立大学運営費交付金予算について

【会長コメント】

平成27年12月24日
一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進

- このたび、平成28年度国立大学運営費交付金予算について、前年度同額とする政府原案が決定されました。
- これまで削減が続いてきた同予算が前年度同額とされたことは、各方面の皆様のご理解とご支援の賜物であり、厚く感謝申し上げます。
- 国立大学は、世界に開かれた高等教育機関として、次代を担うたくましい人材の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーション創出への貢献などを牽引していくための主体的な改革を今後とも着実に推進していく所存です。
- このことについて各方面の皆様のご理解をいただき、先般答申がまとめられた第5期科学技術基本計画における政府研究開発投資目標等を踏まえ、「知」を基盤とした我が国の持続的な成長発展のために、今後とも国立大学の運営費交付金を含む基盤的経費の安定的確保をはじめ高等教育予算全般の充実が図られますよう、引き続きご支援を賜りますことをお願い申し上げます。